

# 農地中間管理機構関連農地整備事業 推進マニュアル

平成30年9月  
令和2年4月改訂  
令和3年6月改訂

兵庫県農政環境部  
公益社団法人ひょうご農林機構  
(兵庫県農地中間管理機構)



## 《目 次》

1	はじめに	1
2	農地中間管理事業の概要	1
3	農地中間管理機構関連農地整備事業の要件	3
4	農地中間管理機構関連農地整備事業実施地区での農地中間管理事業の実施	5
5	農地中間管理機構関連農地整備事業 新規事業箇所決定までの流れ	6
6	農地中間管理機構関連農地整備事業の事業着手に係る事務スケジュール	7
(1)	農政環境部投資事業審査会までの事務処理(～6月まで)	8
	・(別紙)農地中間管理機構関連農地整備事業地区における担い手への貸付	
(2)	農地管理事務所検討会、機構本社検討会までの事務処理(6月～9月)	10
(3)	機構関連事業の実施区域内における農用地の集団化に関する取組方針の 設定(11月中旬)	11
	・(参考様式)機構関連事業の実施区域内における農用地の集団化に関する取組 方針(案)	
(4)	農地中間管理機構関連農地整備事業に係る土地改良法の手続き	13
7	様式集	
(1)	農地中間管理事業関係	18
(2)	土地改良法関係	35
(3)	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱関係	61
	・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱	
	・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領	
	(別紙1(農地整備事業に係る運用))	
8	参考資料	
(1)	農地中間管理事業管理耕作業務委託実施要領	142
(2)	農地中間管理機構関連農地整備事業対象農地の保全管理に関する 協定書(案)	147
(3)	検討会設置要領	150



# 1 はじめに

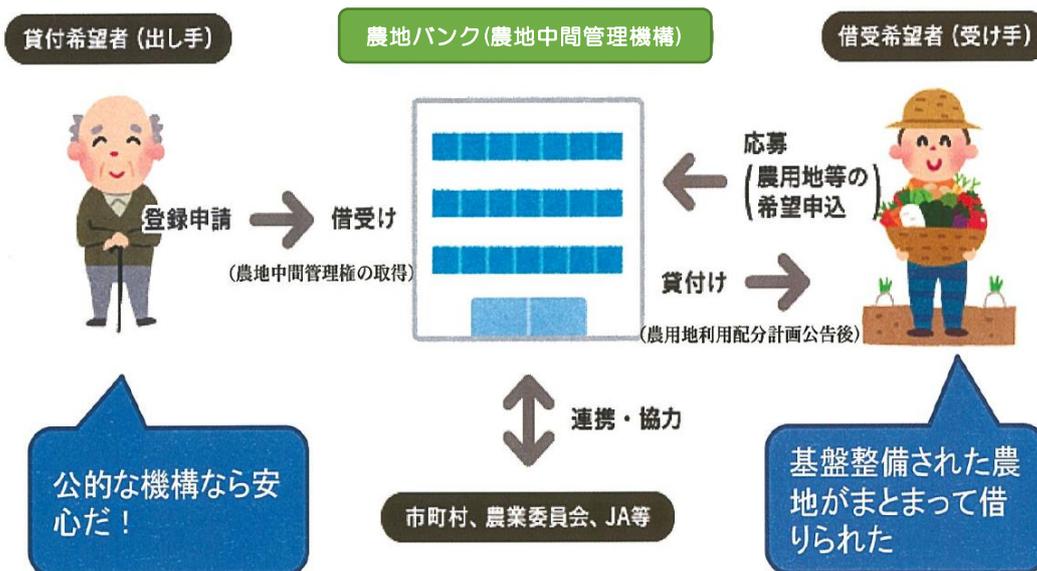
農地中間管理機構関連農地整備事業の実施に向け、当マニュアルは、農地中間管理機構関連農地整備事業に係る事務処理について、農地中間管理法や土地改良法、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱等に基づく手続きや留意点を示し、農地中間管理機構、県、市町等が行う業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

# 2 農地中間管理事業の概要

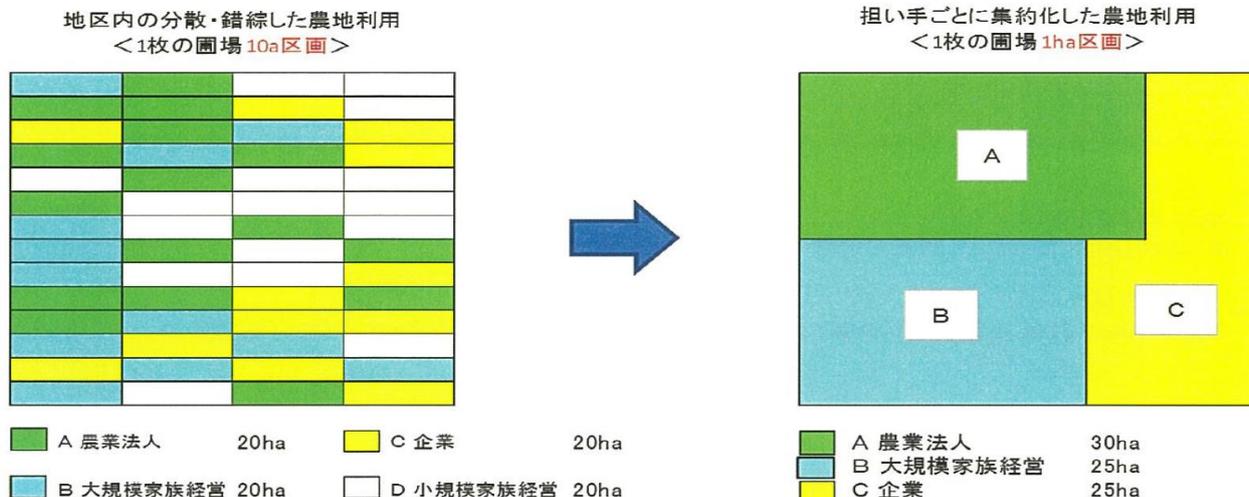
兵庫県では、公益社団法人ひょうご農林機構が、県知事から農地中間管理機構の指定を受け、農地の集積・集約化を進める農地中間管理事業に取り組んでいる。

## 農地中間管理事業とは

農地中間管理事業とは、農用地等を貸したいという農家（出し手）から、農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、「農地バンク（農地中間管理機構）」が農用地等の中間的受け皿となる事業です。



## 農地の集積・集約化のイメージ



## 農地の集積・集約化で生産コスト削減！

### 【農地中間管理権とは】

農用地等について、貸付けることを目的として、農地中間管理機構が取得する賃借権又は使用貸借による権利・農地法に規定する利用権

### 【農用地利用配分計画とは】

農地中間管理機構が定めた「農用地利用配分計画」を知事が公告することにより、農地の権利移動が行われます（農地法に基づく農業委員会の許可は不要）。これは、機構が受け手に貸し付ける手続きをできるだけ簡素化する観点から設けられた仕組みです。

### 3 農地中間管理機構関連農地整備事業の要件

#### (1) 農地中間管理権

事業施行地域内農用地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること

#### (2) 受益面積（ア及びイを満足すること）

ア 事業施行地域内農用地の面積の合計がおおむね 10ha(中山間地域等は 5ha)以上であること

イ 事業施行地域内農用地は、おおむね 1ha(中山間地域等は 0.5ha)以上のまとまりを有する農地で構成されること

#### (3) 農地中間管理権の設定期間

事業計画の公告があった日において機構が有する農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が 15 年以上であること

#### (4) 担い手への集団化等

ア 事業完了後 5 年以内に、農地の 8 割以上を担い手に集団化すること

イ 事業実施前から目標年度(事業完了後 5 年以内)にかけて、担い手の農地集積率及び、担い手の農地集約化率がそれぞれ 50%ポイント以上向上すること ただし、下記要件を全て満たす場合はこの限りではない

##### 1) 次のいずれかを満たすこと

①米の生産コストが 60 kg当りおおむね 9,600 円を下回ること

②作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合がおおむね 8 割以上となりかつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね 10%以上増加することが見込まれること

③作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね 5 割以上となり、かつ高収益作物に係る作物生産額がおおむね 50%以上増加することが見込まれること

2) 事業実施前の事業対象施行地域内農用地において、狭小・不整形・排水不良等の農用地が過半を占めること

3) 事業実施前の担い手農用地利用集積率及び、担い手の農地集約化率がいずれもおおむね 80%以下であること

#### (5) 収益性の向上

ア 目標年度において事業施行地域内農用地における収益性が 20%以上向上すること  
要件の細目は別途規定

## 機構関連事業の実施要件

事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること

事業対象農地面積：10ha 以上（中山間地域等は 5 ha 以上）

〔事業対象農地を構成する団地は 1 ha 以上（中山間地域等は 0.5ha 以上）の連坦化した農地〕

農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から 15 年間以上あること

事業対象農地の 8 割以上を事業完了後 5 年以内に担い手に集団化

事業実施地域の収益性が事業完了後 5 年以内（果樹は 10 年以内）に 20%以上向上

〔事業実施地域の販売額が 20%以上向上 又は生産コストが 20%以上削減〕

※その他に収益性向上等の細部要件があります。

#### 4 農地中間管理機構関連農地整備事業実施地区での農地中間管理事業の実施

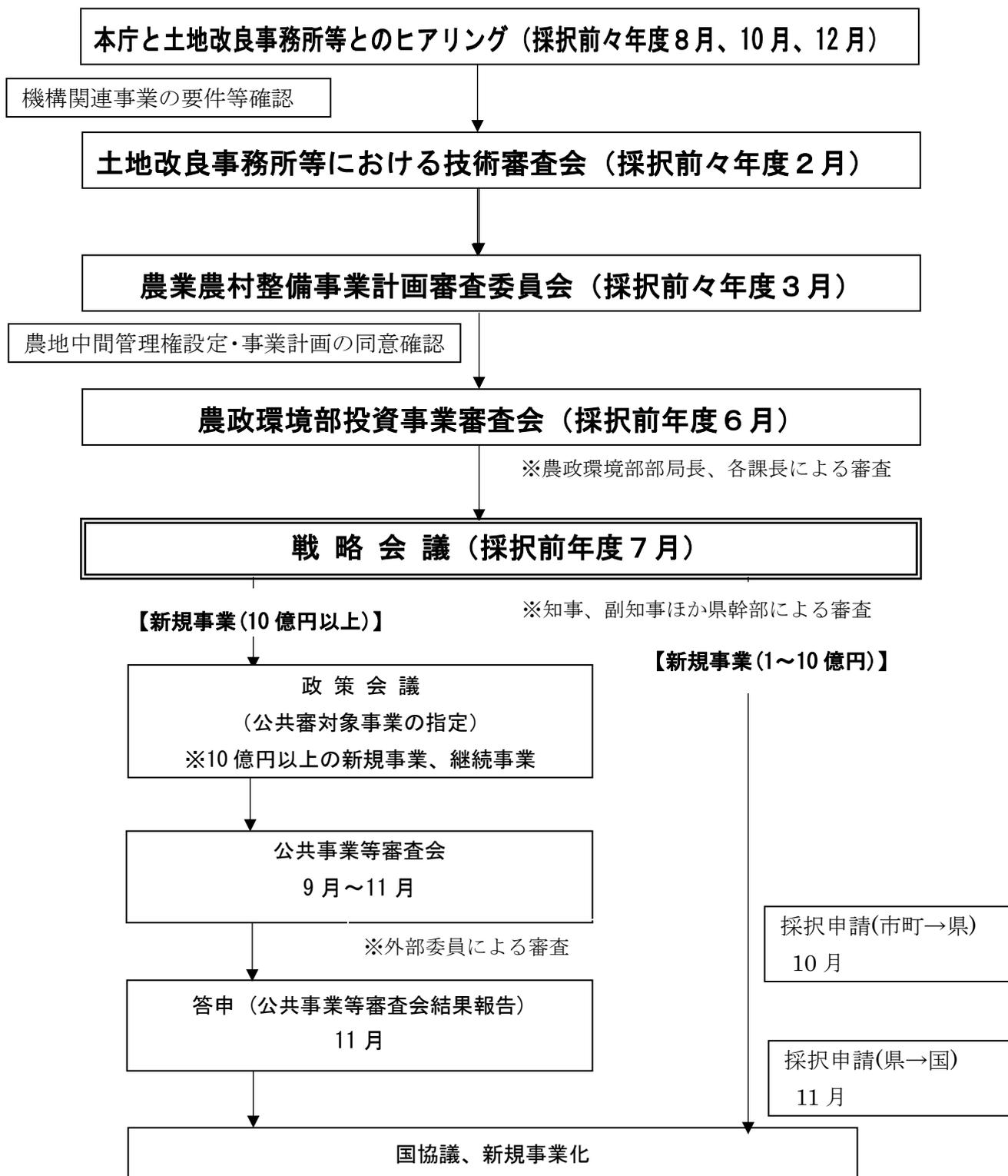
農地中間管理機構 関連農地整備事業 の流れ	事業着手前	事業実施中					事業完了		
	①地元で話し合い ・担い手(中心経営体)の決定 ・担い手の農地集積面積の確定 ・事業エリアの確定  ②農地中間管理権の設定 (農地土地利用集積計画の公告)  ③担い手、現耕作者等への転貸 (農地土地利用配分計画の決定公告)	面工事実施中						換地処分  担い手に農地の集積・ 集約化	
		工区名	区分	1年度目(施工)	2年度目	3年度目(完了)			参考:4年度目(確測)
事業着手前に現耕 作者等への転貸 (換地計画原案作 成前)	◆事業実施前(換地計画原案作成前)に機構が出し手 から農地中間管理権を取得し、現耕作者等に転貸 ☆構想段階及び計画段階において、地域内での話し合 いを十分行うこと。  ☆調査段階において、促進計画の作成に併せ、地域内 での話し合いを十分に行うこと。	換地計画原案の 作成	A工区	工事					
				一時利用地指定					
				営農					
			B工区	工事					
				一時利用地指定					
				営農					
		C工区	工事						
			一時利用地指定						
			営農						
		<p>▼ 従前の状態で農地中間管理事業を活用して農地を担い手に集積した場合、換地は所有者単位で土地の貼付けが行われるため、一時利用地指定後に区画拡大した農地の中に複数の担い手が存在してしまうことが懸念される。</p> <p>【考えられる対応策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一時利用地指定後の対応策 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一時利用地指定後、整備された一区画毎の農地に1人の担い手が耕作することになるよう貸付先を変更する。</li> <li>○ 事業実施前(換地計画原案作成前)からの対応策 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従前の状態で利用権を設定する際に、一区画の農地の中に複数の担い手が存在しないよう特定の出し手農家を特定の担い手への転貸となるよう利用権を設定する。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>▼ 事業エリアに遊休農地があり、それも含んで事業着手する場合の対応が懸念される。</li> </ul> <p>【考えられる対応策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遊休農地も機構が農地中間管理権を取得する必要がある。耕作がない場合、地区、土地改良区、市町等と調整し、耕作者を特定し管理耕作の委託を行う。もし特定できない場合は、土地改良区等と保全管理協定を締結するものとする。</li> </ul>							

留意点

## 5 農地中間管理機構関連農地整備事業 新規事業箇所決定までの流れ

総事業費1億円以上の新規事業については、「投資事業評価要綱」に基づき、農政環境部投資事業審査会で審査を行い、戦略会議に諮った後、新規事業化に向けて国と協議を進めることとしている。

また、土地改良事業については、投資事業評価に先立ち「兵庫県農業農村整備事業計画審査委員会（農地整備課内審査会）」を実施している。



## 6 農地中間管理機構関連農地整備事業の事業着手に係る事務スケジュール

地区名					
時期	市町	土地改良事務所 土地改良センター	農地管理事務所	農地整備課	機構本社
1月	<b>1 地元説明会の開催</b> 参加者全員に ①事業説明の「確認書」(農中事業様式「農地中間管理機構関連農地整備事業について」) ②農地中間管理事業貸付希望農用地等登録申出書(農中事業様式第7号) ③機構関連事業の土地改良事業計画に対する同意書(農中事業様式) <b>配布</b> (説明会終了後に、できるだけ署名・押印を頂く)				
	<b>2 署名・押印の取得及び内諾確認</b> (1) 地元説明会時に①②③の資料について <b>署名・押印をもらえなかった方については、次項の内諾書の作成までに必ず署名・押印を頂く</b> (2) ④農用地等マッチング計画書(内諾書)(農中事業様式第9号 機構関連事業版)の作成(農地毎の農地中間管理権の設定に関する内諾確認)を実施		事業計画等に係る指導及び①～④の取得状況確認	①～④に係る指導及び取得状況確認	事業計画等に係る指導及び①～④の取得状況確認
5月中旬	<b>3 必要書類(①～④)の作成完了</b> ①事業説明の「確認書」②農地中間管理事業貸付希望農用地等登録申出書③機構関連事業の土地改良事業計画に対する同意書(署名・押印)④農用地等マッチング計画書(内諾書)の作成完了				
6月中旬	<b>4 ⑤⑥⑦⑧⑨⑩の書類整理</b> 現況非農用地で、本事業を契機に農地へ地目変換を予定する土地を含む場合は、農業委員会との事前協議を実施 ⑤農用地等借受希望申込書(農中事業様式第2号) 農地の借受者全員(現耕作者等) ※機構公募管理システムを活用し、必要なデータを整理して、以下の様式を作成する。 ⑥利用権設定関係各筆明細(農中事業様式第11-1号(所有者→農地バンク)) (計画の同意) 農地の出し手全員 ※農用地集積・配分計画書(農中事業様式第10号) 農用地利用計画図等図面 ⑦農用地利用配分計画(農中事業様式第13号) ⑧県営土地改良事業施行に関する貸付け相手からの意見【機構関連】様式第5-2号)中の意見書 ⑦⑧は農地の借受者全員 ⑨土地改良法手続に関する同意書等 ・宅地等地区編入同意書(様式第11号) ・創設非農用地(農用地)換地取得内諾書(様式第13号) ・不換地・特別減歩内諾書(様式第14号) ・異種目換地内諾書(様式第15号) ・非農用地区域底地権利者内諾書(様式第16号) ⑩一定区域に地区編入する雑種地等のうち、農用地として換地する土地の農地中間管理権設定に対する同意意思の確認 ⑪必要がある場合は、管理耕作業務委託、保全管理協定の調整 <b>5 法人化に向けた調整</b> (必要な場合) (地元⇄市町)		事業計画等に係る調整(市町⇄事務所⇄農地整備課)	⑤⑥⑦⑧⑨⑩に係る指導及び取得状況確認	農政環境部投資事業審査会  事業計画等に係る調整(事務所⇄農地整備課)
9月下旬	<b>6 事業計画等に係る調整</b> (市町⇄事務所)		法人化に向けた調整(市町⇄事務所・普及)		
10月上旬	農地管理事務所検討会の開催				
11月中旬	機構本社検討会の開催				
11月末	農用地利用集積計画の決定(農業委員会)				農用地集団化の取組方針の設定
11月末	農用地利用集積計画の公告 農地中間管理権の設定(借受の開始)		法手続の開始・実施(市町⇄事務所⇄農地整備課)	農用地の借受(農用地利用集積計画)事務	農用地の借受・貸付(農用地利用配分計画)事務
12月末				採択申請(県→局)	県の決定公告(貸付開始)
3月下旬			計画確定	計画確定	
4月	事業着手				

## (1) 農政環境部投資事業審査会までの事務処理（～6月まで）

6月中旬に開催される農政環境部投資事業審査会までに農地中間機構関連農地整備事業の事業着手に係る事務スケジュール、農地中間管理事業事務処理要領、「農用地集積・配分計画」等作成マニュアル等に基づき、下記調整を進める。

### ア 事業エリアの確認

市町は、農政環境部投資事業審査会までに地区内調整を行い、①、②、④の資料を農地管理事務所に、③の資料を土地改良事務所・センターに提出する。

#### 【必要な資料】

- ①農地中間機構関連農地整備事業の説明確認書(農地中間管理事業関係（以下「農中事業」）様式「農地中間管理機構関連農地整備事業について」)
- ②地権者からの「農地中間管理事業貸付希望農用地等登録申出書」（農中事業様式第7号）
- ③地権者からの「機構関連事業の土地改良事業計画に対する同意書」（農中事業様式）の提出
- ④「農用地等マッチング計画書」（内諾書）（農中事業様式第9号 機構関連事業版）

#### （留意点）

- ・相続関係の確認（特に相続未了農地の対応：**権利者の全員同意など**）
- ・永小作権の対応
- ・農中事業様式第7号において、本事業を契機に非農用地から農地への地目変換を予定する土地を含む場合は、農業委員会との事前協議を実施

### イ **事業エリア内農地の機構による農地中間管理権の取得と担い手等現耕作者への貸付等に係る事前調整**

機構関連農地整備事業では、事業要件から事業エリアの全ての農地において機構が農地中間管理権を取得することが要件であり、取得した農地は、担い手等現耕作者へ遅延なく貸付を行うことが原則であるため、市町は、地権者や担い手等現耕作者に、その旨を伝え事前調整を行う。

（遊休農地も機構が農地中間管理権を取得する必要がある。耕作者がいない場合、地区、土地改良区、市町等と調整し、耕作者を特定し管理耕作を委託する。耕作者が特定できない場合は、土地改良区等と保全管理協定を締結するものとする。）

※農地中間管理機構関連農地整備事業地区における担い手への貸付の考え方は別紙のとおり

## 農地中間管理機構関連農地整備事業地区における担い手への貸付

### 1 基本的な考え方

- ①農地中間管理機構では、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地等について中間管理権を取得し、担い手に貸付けること等により、農地利用の効率化・高度化を図ることとしている。
- ②このため、集積・集約化等、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮し、中間管理権を取得し、貸付を行っている。
- ③借受けから貸付けまでの期間については、「借受後、公社が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けること（事業規程）」としている。
- ④これは、この制度がそもそも中間管理を目的とした制度ではないことのほか、受け手・出し手のどちらにも主体的な権利が無い期間が生じ農地利用の面から望ましくないこと、その期間の農地の維持に経費が生じることがあるなどを理由としている。

### 2 平成 31 年度以降の対応

平成 31 年度は、制度の趣旨に従い担い手への農地の集積・集約化を進めることを最優先することとし、事業エリア内の農地は以下の優先順位で事務処理を行う。

なお、事業エリア内農地の集積・集約化の方向性を確認するため、担い手育成計画、集落営農組織等の法人化計画、営農計画、農地の集積・集約化計画等を確認した上、機構と県と市町等で調整を行う。

- 1 農地中間管理権取得後、速やかに担い手へ転貸
- 2 事業エリア内の担い手へ転貸ができない場合は、現耕作者等へ転貸
- 3 どうしても耕作者がいない場合は、地区、土地改良区、市町等と調整し、耕作者を特定し管理耕作業務委託
- 4 さらに管理耕作業務委託ができない場合は、市町・土地改良区等との保全管理協定を締結し対応

### 3 平成 32 年度以降の対応

上記 2 の対応に加え、例年 6 月に実施される農政環境部投資事業審査会までに、将来目標達成に向けて担い手（集落営農法人等）、営農計画が明確になっていること。

## (2) 農地管理事務所検討会、機構本社検討会までの事務処理（6月～9月）

9月下旬に開催される農地管理事務所検討会までに農地中間機構関連農地整備事業の事業着手に係る事務スケジュール、農地中間管理事業事務処理要領、「農用地集積・配分計画」等作成マニュアル等に基づき、下記調整を進める。

### ア 事業エリア内農地の機構による農地中間管理権の取得手続きと担い手等現耕作者への貸付等の事前調整

市町は、農地管理事務所検討会までに地区内調整を行い、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の資料を作成し、農地管理事務所へ提出する。

#### 【必要な資料】

- ⑤担い手等現耕作者からの農用地等借受希望申込書（農中事業様式第2号）  
※農地の借受者全員（現耕作者等）
- ⑥利用権設定関係各筆明細（農中事業様式第11-1号(所有者→農地バンク)）  
※農地の出し手全員
- ⑦農用地利用配分計画（農中事業様式13号）  
※農地の借受者全員（現耕作者等）
- ⑧県営土地改良事業施行に関する貸付け相手からの意見（【機構関連】様式第5-2号）中の意見書  
※農地の借受者全員（現耕作者等）
- ⑨土地改良法手続に関する同意書等
  - ・宅地等地区編入同意書（様式第11号）
  - ・創設非農用地(農用地)換地取得内諾書（様式第13号）
  - ・不換地・特別減歩内諾書（様式第14号）
  - ・異種目換地内諾書（様式第15号）
  - ・非農用地区域底地権利者内諾書（様式第16号）
- ⑩一定区域に地区編入する雑種地等のうち、農用地として換地する土地の農地中間管理権設定に対する同意意思の確認
- ⑪必要がある場合、管理耕作業務委託契約書、農地保全管理協定書
  - 機構内での検討資料として、農用地集積・配分計画書（農中事業様式第10号）、農用地利用計画図等図面

### イ 担い手等現耕作者と賃貸借契約を締結する場合の対応

工事着工するまでの期間は、賃料支払いを行い、工事期中の賃料は発生しないとの文言等を農中事業様式第11-1号、農中事業様式第13号の共通事項に記載し、対応する。

地区内での話し合いの中で、工事完了し一時利用が開始されるまで賃料は発生しないことが決定された場合も上記と同様の対応を行う。

なお、工事実施年度は、賃料は発生しないものとし、賃料の発生は、事業完了の翌年度から発生することを原則とする。個別事案が発生する場合は別途調整を行う。

## ウ 担い手への農地集積、集約化等の方針確認等

農地管理事務所は、土地改良事務所・センターと連携し、農地管理事務所検討会までに下記資料を作成し、検討会で方針確認等を行う。

### 【検討会に必要な資料】

- ①事業評価調書（必要により全体概要資料）
- ②農地整備事業（概略図）
- ③新規採択希望（農地整備事業）位置図
- ④工事着工前担い手営農現況図
- ⑤担い手農地利用集積計画図
- ⑥農用地集積・配分計画（農中事業様式第10号）
- ⑦農用地等マッチング計画書（農中事業様式第9号 通常版）
- ⑧工事が行われるまでの間の農地保全活用の考え方
- ⑨貸付農用地等に係る賃料等の取り決め確認票（農中事業様式②）
- ⑩事業対象地域における担い手育成・確保を図る体制

### (3) 機構関連事業の実施区域内における農用地の集団化に関する取組方針の設定（11月中旬）

機構は、県、市町と連携し、機構本社検討会の検討結果も踏まえ、実区域内における農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号（最終改正 令和3年4月1日付け2農振第3744号）農村振興局長通知）第4の4の規定に基づく、担い手への農用地の集団化目標及びその達成に向けた取組方針を設定する。

（参考様式）

機構関連事業の実施区域内における農用地の集団化に関する取組方針（案）

令和 年 月 日

公益社団法人ひょうご農林機構

1 機構関連事業の実施区域：兵庫県〇〇市〇〇地区

2 農用地の集団化に向けた取組方針

上記実区域内における農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農村振興局長通知）第4の4の規定に基づく、担い手への農用地の集団化目標及びその達成に向けた取組方針については、次のとおりである。

(1) 集団化目標

- ①目標：本事業の完了後5年以内に実施区域内の農用地の〇割以上を担い手に集団化する。

(※ 数値目標については、80%以上で設定すること。)

②数値目標 :

	実施区域 (受益地)内の 農用地面積 ①	実施区域 (受益地)内の 担い手集団化面積 ②	実施区域 (受益地)内 担い手集団化率 ③/①	備 考
現 況 (令和○年度)	ha	ha	%	
目 標 (令和○年度)	ha	ha	%	事業完了年度 (令和○年度)

(注) 事業実施地区内の担い手の農用地の利用及び集団化状況(現況、目標年度)等が分かる図面等を添付すること。

(2) 目標達成に向けた取組方針 (記載例)

① 上記目標を達成するため、県、市町、農業委員会、土地改良区及びJA等の関係機関・団体と連携を図り、

ア 実施区域(受益地)内の農用地の利用状況の把握と担い手の明確化

イ 各担い手農家の規模拡大・集団化に向けた意向把握

ウ 担い手農家の意向と集団化目標を達成する観点からの農地転貸

エ 毎年度の集団化の進捗管理と必要な配分計画等の作成

オ 農地転貸後の担い手農家の利用状況のフォローアップ

等を行い、実施区域(受益地)内の農地における農作物生産の効率化及び高度化を促進する。

② また、目標年度以降における①の集団化効果を維持するとともに、実施区域内の農用地の全てが担い手に集積されるよう取り組む。

3 担い手への農用地の集団化に向けた推進体制等(記載例)

農用地の集団化に向けた取組方針を着実かつ円滑に実行するため、関係機関・団体が次の役割分担の下に農用地の集団化を推進する。

(1) 役割分担推進体制図(体制図を添付)

(4) 農地中間管理機構関連農地整備事業に係る土地改良法の手続き

事項	手続	関係条文	様式	留意事項等
1 地元要望				
2 事業施行地域の決定	事業施行地域を定める。	87の3-1		1 県は、事業の施行に係る地域を定める。法第87条の3第7項で準用する法第5条第6項及び第7項の規定による承認又は同意を要する土地を含めて一定の区域を定める場合には、当該承認等を得る必要がある。 2 事業の施行地域内農用地の全てについて農地中間管理権を有しておく。
3 測量・検査	県（県民局含む）又は市町の職員等は、占有者にあらかじめ通知して、必要の限度内において実施する。	118-1 則91		
4 事業計画概要書、予定管理方法等の作成	<p>県民局（センター）は、次の書類を作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画概要書</li> <li>2 予定管理方法</li> <li>3 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準</li> </ol>	87の3-2 則62 (則6)	様式2 様式4-1 様式5-1	<p><b>1 事業計画概要書</b></p> <p>ア 概要書については、事業採択申請関係資料と整合を踏まえて作成すること。 イ 計画概要書の記載要領については、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について」（昭和42年11月6日付42農地C375号農地局長通達）を参照すること。 ただし、計画概要書のうち、「換地計画の要領」については、「換地計画実施要領」（昭和49年7月12日49農改B第1232号）を参照すること。 ウ 計画概要図については、見取図又は1/25,000～1/50,000程度の地形図に記入すること。 ただし、区画整理事業等の場合は、区画割、末端用排水系統、道路配置等の明らかな計画平面図を1/2500～1/5000程度で作成すること。特に地区、換地区界、非農用地区域等の着色は鮮明にすること。</p> <p><b>2 予定管理方法</b></p> <p>ア 土地改良法上はダムその他の堰堤及び揚水施設に限り作成することとなっているが、その他の施設でも将来の施設管理方法を明らかにし、管理が円滑に行えるようにすべての事業を対象として作成すること。 イ 予定管理者（市町又は土地改良区）又は施設管理者と管理方法等について調整しておくこと。</p>
5 国有地等の地区編入承認	<p>県民局（センター）は、国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供している土地を区域に編入する必要がある場合には、あらかじめ当該土地を管理している行政庁又は地方公共団体の承認を得る。</p>	87の3-7 (5-6)	様式10	<p>1 一定の地域内に編入する国有地、地方公共団体が公用又は公共用に供している土地及びそれぞれの管理行政庁等を正確に調査の上承認を得ること。 2 「国有道水路等敷地の土地改良事業地区編入取扱要領」（昭和45年2月2日付44農地B第2256号農地局長通達）又は各行政庁、地方公共団体が定める要領、取扱いに基づ</p>

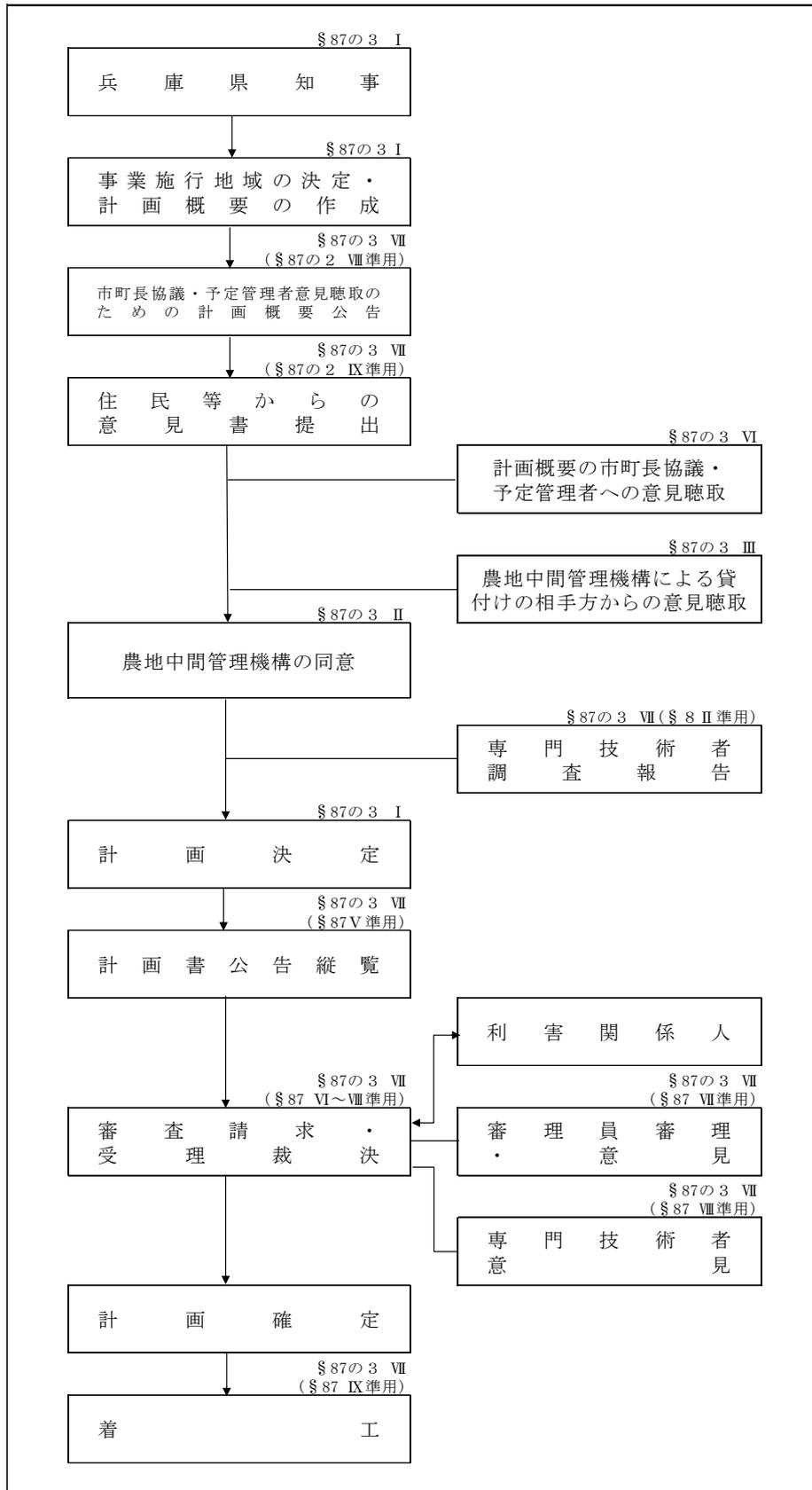
事 項	手 続	統 続	関係条文	様 式	留 意 事 項 等
6 宅地等の地区編入 同意	県民局(センター)は、建築物の敷地、墓地、境内 地その他の農用地以外の土地につき、所有権、地上 権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又 はその他の使用ひ収益を目的とする権利を有する者 の <b>全員の同意</b> を得る。	87の3-7 (5-7) 令1の9 則67 (則10)	様式11	1 非農用地については、優良農地の確保の見地から編入が必要と認められる場合のみ 地域内に含めること。また、農用地として工事を実施する際に支障となる建築物等に ついては事前に除却しておくこと。 2 権利関係調査に基づき、法第5条第7項に規定する関係権利者を正確に調査の上、 土地改良事業計画概要書を提示して同意を得ること。 3 同意書一覧表を作成し、特定用途農用地と法第3条第8項( )書きの規定により農用 地として申し出した土地に区分すること。 4 特定用途農用地とする場合は、非農用地区域番号を付して概要書添付の計画概要図と 整合を図ること。	
7 非農用地区域設定 に伴う関係書類の 取りまとめ	非農用地区域の設定を伴う計画概要の場合には、 申請人は、必要に応じて次の内諾書を得る。 1 創設換地取得内諾書 2 不換地・特別減歩内諾書 3 異種目換地内諾書 4 非農用地区域底地権利者内諾書 ※ 農地整備課進達前に調整しておくこと。	換地計画実 施要領等	様式13 様式14 様式15 様式16	1 換地を伴う事業は、新たな土地利用を生み出すという側面があり、関係する個々の 権利者間での利害関係の調整が必要である。特に、非農用地区域を設定する場合には 併せて関係法令との調整、権利者の意思確認、将来的に用途に供するための実行性の 担保等が求められる。 このため、農地整備課進達段階から内諾書の添付を求めることとする。	
8 関係部局との協議	県民局(センター)(各事務所)長は、農林(水産) 振興事務所、土木事務所長(土木は市街化調整区域 内のみ)に非農用地区域設定に伴う正式協議を行う。			1 実務上、計画概要書作成段階から関係部局と協議を行っておくこと。	
9 手続の正式依頼	県民局(センター)長から農政環境部長あて、手続 の正式依頼を行う。		【機構関連】 様式1	1 法第87条の3第1項各号に定める要件を満たしていることを確認してから進達す ること。 2 県民局(センター)長は次の図書を添えて正式依頼する。 (1)土地改良事業計画概要書 (2)予定管理方法 (3)事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準 (4)国有地等地区編入承認書 (5)宅地等地區編入同意書 (6)非農用地区域設定に伴う関係部局との協議会等写し等 (7)土地改良事業計画書案	
10 市町長協議に係る 計画の概要の公告・ 縦覧	市町の揭示場に公告し、 <b>20日以上</b> の相当の期間 を定めて土地改良事業の計画の概要を縦覧に供す る。 意見のある者は、縦覧期間の満了日までに意見書 を提出することができる。 ※ 意見書内容を検討し、計画概要見直し可	87の3-7 (87の2-8) 則67 (則59) (則61の5の3)	【機構関連】 様式2-1 様式2-2 様式2-3 様式2-4 様式2-5	1 縦覧場所は市町に協力依頼をし、意見書提出先については、県民局(センター)及び 農地整備課とする。 2 意見書が提出された場合、意見書の概要及び意見書に帯する対応案を記載した書面 を作成する。	

事 項	手 続	関係条文	様 式	留 意 事 項 等
11 市町長との協議及び予定管理費の負担区分の意見聴取	計画概要について市町長への協議及び予定管理費の負担区分の意見聴取。 ※ 意見を検討し、計画概要見直し可	87の3-6	【機構関連】 様式3-1 様式3-2 様式3-3	1 協議又は意見聴取にあたっては、計画概要書、予定管理費、事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準を添付して行う。 2 市町に意見を求める意見書が提出された場合には、当該意見書の写しを添付する。
12 計画概要書の確定	上記9～11の内容を検討し、農地中間管理機構から同意を得るための計画概要書を確定させる。	87の3-2	様式2	1 市町長協議により、意見書に対する対応が必要な場合には、意見書の概要及び対応方針案を記載した書面を作成した上で計画概要書を確定する。
13 農地中間管理機構への同意徴集	農地中間管理機構は、事業施行地域内の農用地を貸し付けている場合は、あらかじめその貸付け相手方の意見を聞いた上で、計画概要書について同意をする。	87の3-2 87の3-3 則63 則64 則65	【機構関連】 様式4-1 様式4-2 様式5-1 様式5-2	1 農地中間管理機構は、貸付け相手からの意見の写し(要原本証明)を添付して、同意書を県民局(センター)経由で提出する。
14 報告聴取	県民局(センター)から同意書の進達を受けてから、専門技術者に調査報告の委嘱を行う。	87の3-7 (8-2) (8-3) 則67 (則15)	【機構関連】 様式4-3	1 進達書類、事業計画書案、その他専門技術者から指示のあった区書を添付して委嘱を行う。 (専門技術者の現在の取扱い) 農地整備課内 主幹(農地資源担当) 技術(農業土木) 農地整備課内 主幹(地籍調査担当) 換地(土地改良換地士) 〃 主幹(地籍調査担当) ※ 参考通達:「専門技術者委嘱の要領について」(昭和40年12月25日40農地B第4184号農地局長通達) 環境との調和への配慮に係る意見も含む
15 計画決定	調査報告に基づき、事業計画の最終的な検討を行い、土地改良事業計画を決定する。	87の3-1 87の3-7 則67 (則14の2)	【機構関連】 様式6-1 様式6-2 様式7-1 様式7-2 様式7-3	1 専門技術者の報告に基づき、事業計画書の最終的なチェックを行った上で決定する。なお、勧告があった場合には計画決定前にその対応を行う。
16 計画決定の公告及び土地改良事業計画書写し等の縦覧	事業計画を定めた旨を公告し、20日以上以上の相当の期間を定め、土地改良事業計画書写しを縦覧に供する。 縦覧手続について、関係市町長あて依頼するとともに、県民局(センター)長あてこの旨通知する。	87の3-7 (87-5) 則67 (則159) (則16)		1 公告は、文書課長あて依頼の上県公報に登載し行う。公告期間については、初日不参入、期間満了日が土日、祝日のときはその翌日までとし、公告期間中の開庁日数を考慮して公告期間を定める。 2 意見書に対する対応方針を作成した場合には、事業計画書とともに縦覧する。 3 事業計画書等の縦覧場所については、利害関係人の便宜等を考慮し、関係市町役場と指定し、関係市町長に協力を依頼する。
17 審査請求及び裁決	縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日を経過する日までに審査請求があった場合には、法第8条第2項に掲げる技術者の意見を聴いて裁決する。	87の3-7 (87-6) (87-7) (87-8)		1 審査請求については、土地改良法に定めるほか行政不服審査法の定めるところによる。 2 審査請求に対する裁決は縦覧期間満了後60日以内に行わなければならない。
18 計画確定	審査請求がないとき、又は審査請求に対して裁決を行った後、事業計画の確定を行い、農地中間管理機構及び県民局(センター)長あて通知する。	87の3-7 (87-9)	【機構関連】 様式8-1 様式8-2	1 関係市町からの縦覧実施及び審査請求の有無の報告を受けた後、計画の確定を行う。

(注) 当該手続のほか、農地中間管理機構が(貸付け相手のいる場合に)あらかじめ意見を聞いた上で、県に対し事業を行うべきことを要請することもできる。

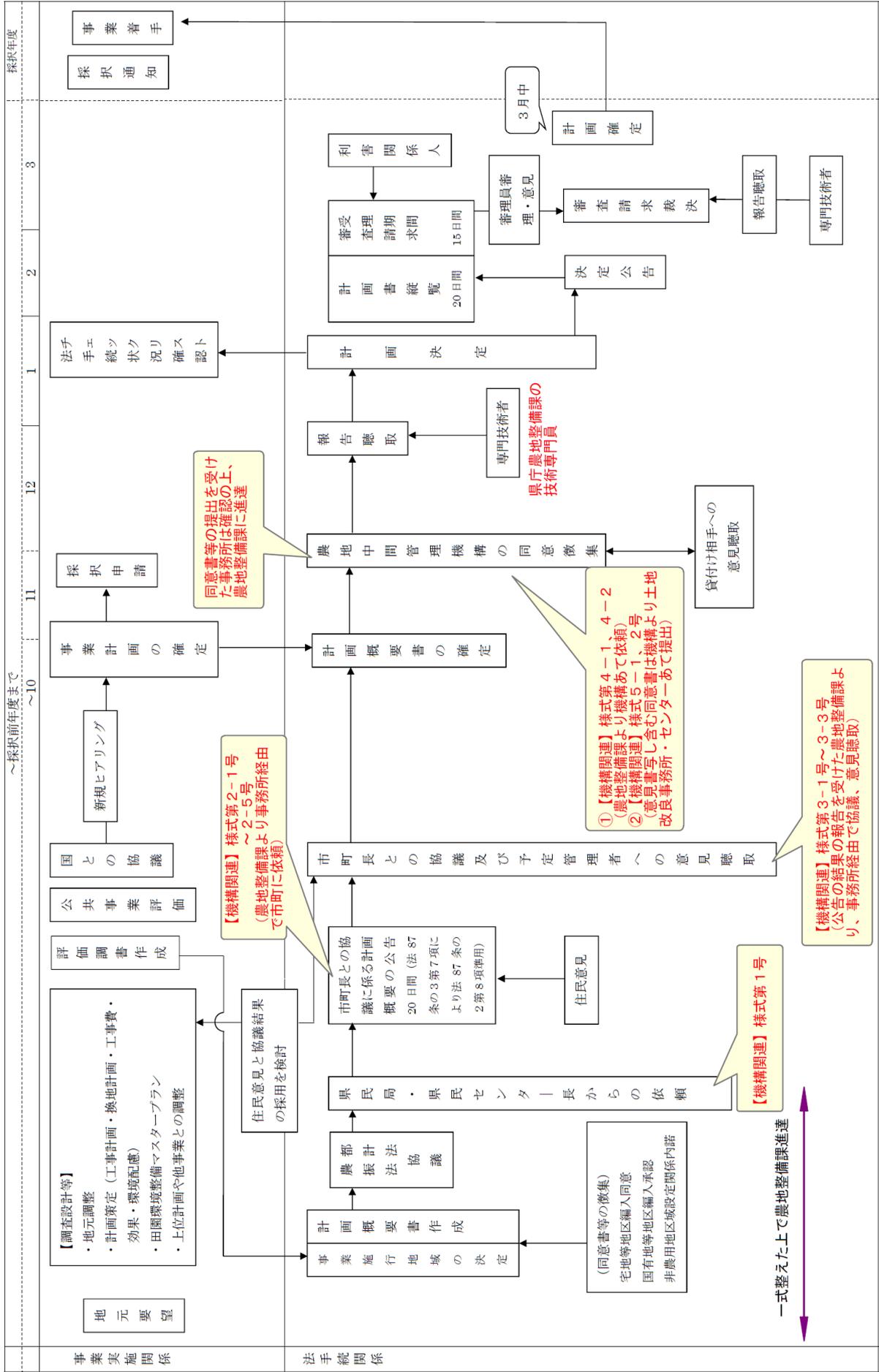
# 県営土地改良事業計画手続一覧

## 【新規計画手続き】（機構関連事業）



※農地中間管理機構が（貸付けの相手方がいる場合に）あらかじめ意見を聴いた上で、県に対し事業を行うべきことを要請した場合、上記 § 87の3 IIIの意見聴取及び § 87の3 IIの同意は省略可。

# 土地改良法手続のスケジュール（県営、開始手続）



## 7 様式集

### (1) 農地中間管理事業関係

ア 様式 農地中間管理機構関連農地整備事業について	19
イ 様式 機構関連事業の土地改良事業計画に対する同意書	20
ウ 様式第2号 農用地等借受希望申込書	21
エ 様式第7号 農地中間管理事業貸付希望農用地等登録申出書	22
オ 様式第9号 機構関連事業版 農用地等マッチング計画書（内諾書）	24
カ 様式第9号 通常版 農用地等マッチング計画書	25
キ 様式第10号 農用地集積・配分計画書	27
ク 様式第11-1号 利用権設定関係各筆明細（所有者→農地バンク）	28
ケ 第13号 農用地利用配分計画	30
コ 様式② 貸付農用地等に係る賃料等の取り決め確認票	34

(様式)

## 農地中間管理機構関連農地整備事業について

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_地区

— 農地中間管理機構 —  
(公社) ひょうご農林機構

### 1 機構関連の農地整備について

兵庫県では、公益社団法人ひょうご農林機構が、県知事から農地中間管理機構（以下「機構」という。）の指定を受け、農地の集積・集約化を進める農地中間管理事業に取り組んでいます。

機構関連の農地整備事業は、この機構が借り受けている農地等を対象に、農用地等の所有者や貸付の相手方の申請によらず、兵庫県が農業者の費用負担を求めずに農地整備を行うことができる事業です。

機構に 15 年以上の借受期間を設定して貸し付けた農用地等については、機構関連農地整備が行われることがありますので、その内容について説明します。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づき、機構関連の農地整備事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を借り受けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手に対して必ず行わなければならないこと（法律に基づく義務）とされています。

### 2 機構関連の農地整備事業の内容について

- ① 機構関連の農地整備事業の対象となる農用地等は、機構の借受期間が機構関連の農地整備事業の計画の決定（公告）時から 15 年以上あるものです。また、10ha 以上（中山間地域は 5 ha 以上）のまとまった農用地等が対象です。
- ② 機構関連の農地整備事業は、兵庫県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付の相手方の費用負担を求めずに農地区画整備（ほ場整備）とそれに付随する農道、農用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う事業です。
- ③ 事業実施区域については、兵庫県が各市町・地域の農地の状況や担い手への集積・集約化の計画、将来の営農計画等を考慮した上で決定されます。

### 3 留意事項について

- ① 機構関連の農地整備事業が実施された農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。
- ② 機構関連の農地整備事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付を、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されます。

上記について説明を受けました。

(所有者)  
氏 名 \_\_\_\_\_

(様式)

機構関連事業の土地改良事業計画に対する同意書

令和 年 月 日説明のあった県営〇〇地区土地改良事業の施行に  
同意します。

\_\_\_\_\_ 区画整理事業

権利区分		住所 (番地まで記入)	資格者	署名又は印	備考
所有権	それ 以外				

原本は事業主体となる県が保管

## 農用地等借受希望申込書

申込年月日 令和 年 月 日  
 〈有効期限 令和 年12月31日〉

1 借受希望者の概要

(1)氏名（法人名・代表者名）	(フリガナ)				
(2)住所（法人所在地）	〒				
(3)連絡先（電話番号、FAX番号）	TEL :		携帯電話番号 :		
	FAX :				
(4)現在の経営形態等 （該当する場合はしをつけてください。）	<input type="checkbox"/> 認定農業者（個人・法人）		<input type="checkbox"/> 認定新規就農者		集落営農法人の場合は、 しをつけてください。
	<input type="checkbox"/> 新規参入者（農地を所有又は利用しておらず、新たに農業経営を開始するもの）			<input type="checkbox"/> 集落営農法人	
(5)現在の経営状況、主な栽培品目 （新規参入者は記入不要）	経営状況	所有地 (ha)	借受地 (ha)	特定農作業受託※ (ha)	(6)将来的な 経営目標面積(ha)
	主な栽培品目	主な品目① 面積(ha)		主な品目② 面積(ha)	主な品目③ 面積(ha)
(7)農業従事年数等 （個人：農業従事年数及び生年月日を記載） （法人：設立年月日を記載）	【個人】農業従事年数： 年 月 日、生年月日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日				
	【法人】設立年月： 年 月				
(8)人・農地プランの中心経営体の 位置づけの有無	・有（プラン地区名： ） ・無				

※ 特定農作業受託 ①主な基幹作業を受託し、②収穫物についての販売名義を有し、③販売収入の処分権を有しているものをいいます。

2 借受希望農用地等の内容

整理番号	市町名	区域名	応募区域との関係	種別	借受希望面積(ha)	ほ場条件	借受希望期間(年)	作付け予定作物	借受理由
		※募集区域リストから選択してください。	該当する項目に○をつけてください。	該当する項目に○をつけてください。	機構を通じて借受を希望する面積を記載してください。	該当する項目に○をつけてください。	機構からの貸付期間は原則10年以上となります。		該当する項目に○をつけてください。（複数選択可）
1			応募区域内の農業者	田		ほ場整備済み			規模拡大
			応募区域外の農業者	畑		ほ場整備未整備			農地の集約
			新規参入者	どちらでも良い		どちらでも良い			新規就農 その他（理由）
2			応募区域内の農業者	田		ほ場整備済み			規模拡大
			応募区域外の農業者	畑		ほ場整備未整備			農地の集約
			新規参入者	どちらでも良い		どちらでも良い			新規就農 その他（理由）
3			応募区域内の農業者	田		ほ場整備済み			規模拡大
			応募区域外の農業者	畑		ほ場整備未整備			農地の集約
			新規参入者	どちらでも良い		どちらでも良い			新規就農 その他（理由）

3 その他（要望事項）

（その他希望事項があれば記入してください。例：有機農業を希望、○○集落を希望等）

※（確認事項）上記記載のうち、下記事項については、（公社）ひょうご農林機構のホームページ上で公表します。

①氏名、名称	②希望区域内の農業者、希望区域外の農業者、新規参入者の別
③借受希望農用地等の種別、面積	④借り受けた農用地等に作付けする予定作物

※（留意事項）情報提供・兵庫県ホームページでの公表について

申込書に記載いただいた情報は、農用地の貸付業務に活用する他、新規就農者の農業経営指導等のために「ひょうご就農支援センター」や行政機関に情報提供する場合があります。

機構が借受希望者に農用地等を貸し付けるために、兵庫県が行う農用地利用配分計画の公表手続きにあたっては、法令に基づき借受希望者の所在の市町名、氏名および借受希望農用地等が兵庫県ホームページで公表されますのでご承知ください。

## 農地中間管理事業貸付希望農用地等登録申出書

令和 年 月 日

農地中間管理機構

公益社団法人ひょうご農林機構 理事長宛

〒 -

住所

(フリガナ)

氏名

電話番号

※氏名及び代表者職氏名は、自署又は記名押印とする

農地中間管理事業を活用して、下記農用地等の貸付をしたいので、「貸付希望農用地等リスト」への登録を申し出ます。

なお、承諾事項については、全て同意します。

### 記

1 対象農用地等 別紙のとおり

2 承諾事項

- (1) 申し出のあった農用地等については、機構が市町等関係機関の協力を得て状況（現状、面積、権利関係など）を確認したうえで、「貸付希望農用地等リスト」として整理を行い、借受希望者に情報提供するとともに(公社)ひょうご農林機構 HP で農地情報（地番・地目・面積）を提供すること。
- (2) 「貸付希望農用地等リスト」に登録しても、権利は移動しないため、借受希望者とのマッチングが整い、機構が所有者から農用地等を借り受けるまで、農用地等の管理は所有者が行うこと。
- (3) 機構から権利を転貸する農用地利用集積計画を市町が策定した場合において、当該農用地利用集積計画に記載のある農用地等に係る権利が転貸されること。
- (4) 借受者が見つからないなど、農地中間管理事業を活用できない場合があること。
- (5) 一定期間を経ても借受者が見つからない場合は、申出者に連絡のうえ、「貸付希望農用地等リスト」から削除すること。
- (6) 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあること。

#### 【留意事項】

- ① 申し出のあった農用地等の借受希望があった場合は、申出者に確認・連絡のうえ、借受希望者との調整（マッチング）に入っていきます。
- ② 農地中間管理事業は、市街化区域外の農用地等が対象です。
- ③ 森林の様相を呈しているなど復元が著しく困難な農地や、復元しても継続利用が見込めない農地はリストへの登録をお断りする場合があります。
- ④ 機構が農用地等を借り受ける期間は、原則10年以上としています。

※ 申出書に記載いただいた住所、氏名などの個人情報、農地中間管理事業に活用するため、借受者、行政機関に提供する場合があります。

なお、機構が農用地等を借受けるため、市（町）が策定する農用地利用集積計画において、法令に基づき申出者の住所の市町名、氏名および借受農用地等が公表されますのでご承知ください。

貸付希望農用地等

番号	農用地等の所在地		農用地等の内容					貸付希望条件			
	市町名	大字 小字	地番	登記面積 ㎡	取扱面積 ※1 ㎡	水張面積 ※2 ㎡	現況地目 田・畑	ほ場整備の 状況 未・済	現在の 作付作物	賃料 有・無	希望賃料 10a当たり(円)
1							田	未			
2											
3											
4											
5											

(※農地中間管理機構関連農地整備事業を契機に現況非農用地を農地へ  
地目変換する予定の土地も記載)

上記※の土地については、例えば「雑種地(農地整備事業で農地に地目変換予定)」等と記載

上記※の土地については、例えば「農地中間管理機構関連農地整備事業実施予定」と記載

※1 登記簿面積の一部を貸し付ける場合に記入  
※2 賃料の算定面積とする場合に記入

番号	農用地等の状況		農用地等の利用状況 ※4		氏名	住所
	土地改良の賦課金の状況	相続未了の有無 同意※3 有・無 可・否	自作	相続・共有 の別 現在の耕作者名		
1						
2						
3						
4						
5						

当該農用地等の貸付に当たり、同意が必要な相続人又は共有者について記載

預ける農地が5筆以上の場合は、コピーをしてください。

※3 相続人全員の同意が得られる見込みを記入してください。  
※4 農用地等の利用状況に該当する項目に○を記入してください。  
□再生不能と判定された農用地等でない。 □農地台帳に登録のある農用地等である。

【受付時チェック欄】

□市街化区域外の農用地等である。 □再生不能と判定された農用地等でない。  
□市街化区域外の農用地等である。 □農地中間管理事業の業務の目的以外には利用いたしません。

※申出書に記載いただいた内容は、農地中間管理事業の業務の目的以外には利用いたしません。





3 借受希望者の状況

氏名又は名称	住所	当該地区で の人・農地 プランの中 心経営体の	当該地区内 の経営体	新規 就農 (参入)	経営面積 (ha)		当該地区の 希望状況 ※	ほ場整備 の状況	農用地等の 種別	借受希望する農用地等の概要		借受希望 期間	借受希望 申込時期	現在の経営形態 (区分(1))
					現在	目標				面積 (ha)	作付予定作物			

※借受希望者が応募区域内で具体的に営農を希望する地区がある場合に記載する。なお、この場合、希望地区が当該地区と異なるときは、マッチングの対象から外すことができる。

4 マッチング

マッチング種類※

※別記「貸付先決定ルール」のA、Bの中から該当する類別を選ぶこと

※該当する項目に○を入れること

氏名又は名称	マッチング類別				交渉順位
	A 最優先配農事項		B 優先配農事項		
	項目1	項目2	項目1	項目2	

5 マッチングで○とした理由 (マッチングで○とした項目すべてについて記載すること。ただし、「当該農用地等が現在経営している農用地等から近いこと」の項目は時間、距離など具体的な内容を記載すること  
また、賃貸借の場合は、賃料設定の考え方を記載)

様式第10号(別紙)

農用地集積・配分計画

No.	農地管理事務所 一括・配分・特定	市区名	地区名 農地面積	借受農用地等の概要						貸付予定者の概要					人・農地 プラン 策定年月 中心経営体 〔借受申込み無し〕	選定理由 A 人・農地プラン実行型 抱い手無期・無期型 B 借受農地集積型 借受農地集積型							
				現況 地目	筆数	面積	所有者数	権利 の種類	賃料	借受 年数	期間	氏名・名称	経営状況				借受希望内容	権利 の種類	賃料	貸付 予定 年数	予定期間		
													● 法人設立	● 経営状態								経営面積	
				筆	ha	人					● 法人設立 ● 経営状態	ha	ha	● (希望地域)									
			田						内 訳		● 所有地 ● 借地 ● 特定農作業受託	ha	ha	● [経営目標面積]	賃借								
			畑						合 計		● 栽培作物	ha	ha	● [予定作物]	使用賃借								
			計	0	0.00						○												



2 共通事項

この農用地利用集積計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 利用権の設定  
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、この本計画の公告により設定される。
- (2) 借賃の増減額請求  
利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権を受け取る者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- (3) 借賃の支払方法  
乙は、毎年度2月中に、甲の指定口座に当該年度の借賃年額（4月1日～3月31日）を振り込む。年度途中から甲の借賃の支払期間が1年未満の場合は、借賃年額の対象期間の日数を365で除した率を乗じ、円未満は切り捨てた額とする。  
ただし、1月から3月の間に利用権を設定した場合、初年度分の借賃は翌年度2月中に翌年度分の借賃と合わせて振り込む。  
なお、甲又はその指定口座等に異動があった場合は、乙に届け出るものとする。
- (4) 借賃の改訂  
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。
- (5) 借賃の支払猶予  
借賃を支払猶予する場合は、甲、乙が協議して定める額に改訂する。
- (6) 転貸  
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- (7) 借賃の減額  
乙が当該土地を、様式第11-2号（農地バンク）借受者（相い手）及び様式13号（農用地利用配分計画）に記載の当該借賃人から乙が当該土地を、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づき借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、甲及び乙が協議して定める。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなつた場合で、乙又は借賃人の責めに帰すべき事由による場合は、賃料はその使用及び収益をすることができなくなつた部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となつたときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議して定める。

- (8) 境界の明示  
甲は、当該土地に設定する利用権の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。
- (9) 障害の除去等  
甲は、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえで乙に引き渡すとともに、利用権の存続期間中においては、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事項	甲及び乙並びに借賃人の費用に関する支払区分の内容	乙及び借賃人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考
-	-	-	-

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容（円）	備考
-	-	-

3 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（略）（※記載不要）

(10) 修繕及び改良

- ア 甲は、乙及び借賃人の責に帰すべき事由によらな生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は借賃人に修繕させることができる。この場合において、乙又は借賃人が修繕の費用を支払うときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
- イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は借賃人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が徹微である場合には甲の同意を要しない。
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定められたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

- ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）を設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。
- イ 転貸人が当該土地に附属物を設置したとき、乙が同意しようにして甲の同意を得る。また、借賃人が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、転借人は甲に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、乙は甲に対して取去の義務を負わない。
- ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、乙及び借賃人は取去の義務を負わない。この場合、乙及び借賃人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び借賃人は甲に対して償還の請求をすることができる。

(11) 附属物の設置等

- ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）を設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。
- イ 転貸人が当該土地に附属物を設置したとき、乙が同意しようにして甲の同意を得る。また、借賃人が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、転借人は甲に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、乙は甲に対して取去の義務を負わない。
- ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、乙及び借賃人は取去の義務を負わない。この場合、乙及び借賃人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び借賃人は甲に対して償還の請求をすることができる。

(12) 租税公課等の負担

- ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、甲が負担する。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。

(13) 賃貸借又は使用貸借の解除

- イ 乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、利用権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(14) 利用権の終了

甲及び乙並びに借賃人の責に帰すべき事由によらな生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は借賃人に修繕させることができる。この場合において、乙又は借賃人が修繕の費用を支払うときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

(15) 当該土地の返還

利用権の存続期間が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（付属物の取り扱いは(11)による）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の理由 によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(16) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(17) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(18) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

乙が15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

- (19) その他  
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町が協議して定める。

地区

令和 年度 第 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、  
農用地利用配分計画を定める。

令和 年 月 日

公益社団法人ひょうご農林機構  
理事長

印

第1 賃借権又は使用貸借による権利の設定関係  
1 各筆明細

整理番号	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A)			(氏名又は名称)			(住所)				借受希望に応募した結果の公表番号等		
	権利を設定する土地			面積		利用権の種類	内容	開始	設定する権利 (C)			借賃 円	
	所	在	地番	現況地目	㎡				存続期間 (終期)	借賃			借賃の支払方法
市町	大字	字											
面積合計													借賃額合計
※機構が15年以上農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。 この計画に同意する。													※氏名及び代表者職氏名は、自署又は記名押印とする

(記載注意) (1) この各筆明細は、権利の設定を受ける者ごとに別葉とする。

(2) (B) 欄は、市町大字別に記載する。

(3) (B) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合も設定する面積を( )書きで下段に記載し、当該部分を特定することの図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。

(4) (C) 欄の「種類」は、「賃借権」又は「使用貸借権」のいずれかを記載する。

(5) (C) 欄の「内容」は、賃借権の設定等による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。

(6) (C) 欄の「存続期間(終期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日(始期)から〇〇年〇月〇〇日まで」と記載する。

(7) (C) 欄の「借賃」は、設定又は移転を受ける権利が賃借権である場合に、当該土地の1年分の借賃の額を記載する。

(8) (C) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法(例えば、毎年〇月〇〇日までに〇〇(金融機関名)の〇〇〇名義の貯金口座に振り込む等)を記載する。

住 所 同 上  
氏 名

## 2 共通事項

この農用地利用配分計画(以下、「本計画」という。)の定めるところにより設定又は移転される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 賃借権の設定等の条件  
1の各筆明細に定める農地中間管理機構(以下「甲」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「乙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかにか該当するときは解除をすることを条件とする。  
ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。  
イ 正当な理由なく農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき
- ウ 農地法第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき。  
エ 正当な理由なく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。  
オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (2) 借賃の支払猶予  
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (3) 借賃の増減額請求  
甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- (4) 借賃の支払方法  
乙は、毎年度1月末日までに甲からの請求に基づき、その指定口座に当該年度の借賃年額(4月1日～3月31日)を振り込む。年度途中からの貸付けにより賃料の対象期間が1年未満の場合は、借賃年額に対象期間の日数を365で除いた率を乗じ、円未満は切り捨てた額とする。ただし、1月から3月の間に権利の設定を受ける者は、翌年度1月末日までに当該年度分と翌年度分の借賃を振り込むものとする。
- (5) 借賃の改訂  
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。
- (6) 遅延損害金  
ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。  
イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.75パーセントの割合で計算して得た額とする。
- (7) 借賃の減額  
ア 賃借借の目的物が農地である場合で、目的物の乙から甲に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。  
イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物の使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議して定める。
- (8) 転貸又は譲渡  
乙は、当該土地について転貸し、又は設定若しくは移転された権利を譲渡してはならない。
- (9) 修繕及び改良  
ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

### (10) 付属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、市町及び農業委員会に事前に相談を行い、甲及び土地所有者の同意を得る。また、乙が付属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、甲は土地所有者に対して取去の義務を負わない。

イ アの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は取去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。

### (11) 租税公課等の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は土地所有者が負担するものとするが、土地所有者の負担としない場合は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

### (12) 賃貸借又は使用貸借の終了

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべきからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

### (13) 目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する(付属物の取扱については(10)による)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

### (14) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び兵庫県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

### (15) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、甲から農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定により、当該土地の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。

### (16) 農地中間管理機構関連農地整備事業について

乙は、農地中間管理機構関連農地整備事業が実施された農用地等を目的外用途に使用等した場合、特別徴収金(工事に要した費用の全部)を徴収されることがある。

### (17) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び兵庫県が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に 関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の 償還すべき額及び方法	備 考
-	-	-	-

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考
-	-	-

貸付農用地等に係る賃料等の取り決め確認票

市町名		地区名 (借受希望者名)	
-----	--	-----------------	--

項目	負担区分	金額・積算方法	調整方法
賃料	該当する項目に○を記載  1 使用貸借 2 賃貸借 3 その他（具体的な負担方法を記載）		
水利費	該当する項目に○を記載  1 地権者が負担 2 借受者が負担 3 その他（具体的な負担方法を記載）		
土地改良区賦課金	該当する項目に○を記載  1 地権者が負担 2 借受者が負担 3 その他（具体的な負担方法を記載）		
借受農用地等の畦畔の管理	該当する項目に○を記載  1 地権者が実施 2 借受者が実施 3 その他（具体的な実施方法を記載）		
共有部分の管理 (水路掃除・農道等の草刈り等)	該当する項目に○を記載  1 地権者が実施 2 借受者が実施 3 その他（具体的な実施方法を記載）		

## (2) 土地改良法関係

ア 様式第 2 号 土地改良事業計画概要書	37
イ 様式第 4-1 号 予定管理方法	42
ウ 様式第 5-1 号 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準	43
エ 様式第 10 号 国有地等地区編入承認書	44
オ 様式第 11 号 宅地等地区編入同意書	46
カ 様式第 13 号 創設 非農用地 農用地 換地取得内諾書	47
キ 様式第 14 号 不換地・特別減歩内諾書	48
ク 様式第 15 号 異種目換地内諾書	49
ケ 様式第 16 号 非農用地区域底地権利者内諾書	50
コ 【機構関連】様式第 1 号(農政環境部長あて 県営〇〇地区土地改良事業計画について)	51
サ 【機構関連】様式第 2-1 号 公告(土地改良事業計画概要書)	52
シ 【機構関連】様式第 2-2 号(市町長あて 県営土地改良事業の計画に係る意見書提出手続について(依頼))	53
ス 【機構関連】様式第 2-3 号(公益社団法人ひょうご農林機構理事長あて 県営土地改良事業の計画に係る意見書提出手続について(通知))	53
セ 【機構関連】様式第 2-4 号(県民局(センター)長あて 県営土地改良事業の計画に係る意見書提出手続について(通知))	54
ソ 【機構関連】様式第 2-5 号 土地改良法第 87 条の 3 第 7 項において準用する第 87 条の 2 第 9 項の規定に基づき提出された意見の概要及び対応方針	55
タ 【機構関連】様式第 3-1 号(市町長あて 県営土地改良事業計画について(協議))	56
チ 【機構関連】様式第 3-2 号(土地改良区理事長あて 県営土地改良事業計画について(意見聴取))	56
ツ 【機構関連】様式第 3-3 号(県民局(センター)長あて 県営土地改良事業計画について(通知))	57

テ 【機構関連】様式第 4-1 号（公益社団法人ひょうご農林機構理事長 あて 県営土地改良事業に係る同意について（依頼））	57
ト 【機構関連】様式第 4-2 号（県民局（センター）長あて 県営土地改 良事業について（依頼））	58
ナ 【機構関連】様式第 4-3 号（兵庫県職員（農業土木）あて 県営土地 改良事業の計画を定めるための調査報告について（委嘱））	58
ニ 【機構関連】様式第 5-1 号 同意書（【機構関連】様式第 4-1 号によ る依頼に係る同意）	59
ヌ 【機構関連】様式第 5-2 号 県営土地改良事業施行に関する貸付け 相手からの意見	59

様式第2号

土地改良事業計画概要書

第1章 目的

- 1 目的
- 2 地積

(単位：h a)

事業名	市町名	田	畑	道水路敷地等	その他	計

※ 施行しようとする工事の目的と関係地積につき、具体的に記載すること。

第2章 地域の所在及び現況

- 1 地域の所在

事業名	地域の所在

- 2 現況

- (1) 地形
- (2) 土質及び土壌
- (3) 気象
- (4) 水利状況
- (5) 営農状況
- (6) 地域環境の概況

※ 県名不要、地域の所在（大字まで）並びに地形、土質及び土壌、気象、水利状況、営農状況、地域環境の概況（市町の田園環境整備マスタープラン・環境計画等における位置付け、事業施行に際し配慮が必要な現況）等につき、記載すること。  
受益地域以外に工事实施の対象となる土地があるときは、その現況も記載すること。

第3章 基本計画

※ 計画の内容（一般計画、環境配慮の方法等）を要約して説明すること、地域を数区に区分して施行する場合にはその旨及び理由を記載すること。

第4章 工事又は管理の要領

- 1 主要工事計画
- 2 管理

※ 工事又は管理の内容を要約して説明すること。

第5章 換地計画の要領

- 1 換地計画樹立の必要性
- 2 換地計画樹立の基本方針
  - (1) 従前の土地の地積の基準

事業名	換地区名	地積の基準

(2) 農用地集団化の方法

事業名	換地区名	地帯別、グループ別団地の設定	個人別換地の方法		
			位置の選択方法	1戸当たり目標団地数	区画畦畔の取扱い

(3) 団地計画の内容

項目 換地区	従前地の総 団地数(P)	地区内の耕 作者数(N)	1戸当たりの団地数		1団地当たり 面積の目標(m <sup>2</sup> )	備考
			従前	計画		
第1工区	P	N				$\frac{P-Q}{P-N} \times 100$ 集団化率
第2工区	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
合計						

P：従前地の団地数 Q：換地後の団地数 N：地区内の耕作者数

(4) 非農用地の換地の方針

事業名	換地工区	非農用地番号	種類	非農用地区域の位置の概略	面積(m <sup>2</sup> )	換地の手法	換地取得予定者	備考
計	(非農用地の種類、換地の手法毎に工区小計と合計を作成)							

(5) 清算の方法

3 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係る地積(単位：ha)

事業名	換地工区	区分	機能交換に係る土地				一般国有地	合計
			国有地	県有地	市町有地	計		
		道路						
		水路						
		河川						
		その他						
		小計	(換地工区毎に小計し、総合計欄を設けること)					

4 換地処分の特則に関する特則

- ※1 換地計画実施要領別紙様式8号の記載要領に基づき作成すること。
- ※2 用途別予定地積を添付すること。

## 第6章 費用の概算

区 分	事 業 費
工事費 ○○工 ○○工 附帯工事	
測量試験費 用地補償費 事業費計	
事 務 費	
総事業費	

## 第7章 効用

	年総効果 (便益)額	年増加農業所得額		現況年総 農業所得 額	備 考
		うち機能向 上分			
食料の安定供給の確保に関する効果					
作物生産効果					
品質向上効果					
営農経費節減効果					
維持管理費節減効果					
営農に係る走行経費節減効果					
農業の持続的発展に関する効果					
耕作放棄防止効果					
災害防止効果（農業関係資産）					
農業労働環境改善効果					
農村の振興に関する効果					
災害防止効果（一般資産）					
地域用水効果					
一般交通等経費節減効果					
地籍確定効果					
国土造成効果					
非農用地等創設効果					
多面的機能の発揮に関する効果					
災害防止効果（公共資産）					
水源かん養効果					
景観・環境保全効果					
都市・農村交流促進効果					
計					

総費用総便益比

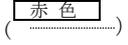
- ※1 平成19年3月28日付け18農振第1596号農村振興局長通知で様式変更。  
 ※2 土地改良事業の費用効果分析マニュアル「主要工種別効果項目一覧表」により、  
 施行事業該当効果項目のみ作成で可。

## 第8章 他の事業との関係

※ 他の事業又は他地区との競合関係を記載すること。治山、治水、運輸、発電、工業用水、上水道等又は他地区との利益関係の改変を必要とする場合は、その理由、交渉の経過又はその見通し等を記載する。

### 第9章 計画概要図

- ※1 見取図又は1/25,000～1/50,000の地形図に記入すること。
- 2 ほ場整備事業等の場合は、区画割、末端用排水系統、道路配置等の明らかな計画平面図を1/2,500から1/5,000程度で作成すること。
- 3 図面には、凡例をつけ色分け等を行うとともに、地区界、法第117条の区界を鮮明にすること。
- 4 位置図には事業名・地区名・所在名・縮尺・県内位置図・凡例を記載。
- 5 凡例には受益面積・集水面積・被害面積・池面積・土取場・土捨場を記載。
- 6 複数ため池の場合は、計画概要図及び各工事図面は池毎に整理。

設色	項目
桃色	田
黄色	畑
緑色	非農用地
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">赤色</span> (  )	用水路 (ハイライン)
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">青色</span>	排水路
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">茶色</span>	道路

設色	項目
茶色	客土区域
緑色	暗渠排水区域
水色	ため池
-◎-	ポンプ場
赤色	単かん区域
	地区界
	法117条 の区会 (換地工区界)



## 予 定 管 理 方 法

県営〇〇土地改良事業（〇〇地区）によって造成された施設の予定管理方法等

- 1 管理者
- 2 管理すべき施設の種類
  - ※ 施設の種類及び数量記載
- 3 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項
  - ※ 1 ダムその他えん堤にあつては、時期別の取水又は排水の水量及びその方法の概要を記載する。
  - 2 揚水施設にあつては、時期別の取水又は排水の水量及びその方法の概要を記載する。
- 4 管理に要する費用の概算及びその負担の方法
  - (1) 施設及び水の管理に必要な標準年間経費の概算
  - (2) 施設の耐用年数期間及び経費の合計額
  - (3) 負担方法、負担区分、負担率
  - (4) 年間10 a 当負担額
  - ※ 施設管理費は、整備費、補修費、電力料及び賃金等施設の維持保存に必要な経費とし、水管理費は水利調整または洪水調節等を含む水の管理及び施設の運用を行う職員の給与、旅費及び諸経費並びに調査のための経費とする。
- 5 その他管理方法に関する基本的事項
  - ※ 1 他事業と関連がある場合の管理に関する協定事項がある場合や業務委託する場合には必ず記載し、その他管理に関する基本的な取り決め事項を記載する。
  - 2 管理者が行う管理の内容について、①誰が②どのような管理行為を③いつ④どの程度の頻度で行うのか具体的に記載する。また、財産譲与する場合は、予定管理者が譲与を受けることを明確に記載する。
  - 3 総合治水条例に伴う取り組みを行う施設は、取り組み方針を記入する。

## 事業費の負担区分の予定及び 地元負担の予定基準

県営〇〇事業〇〇地区における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費及び事務費の負担区分の予定

(1) 県営事業費 〇〇〇. 〇〇百万円 (事務費含む。)

(2) 負担区分の予定

区 分	負担割合	事業費	負担割合	事務費	計
国					
県					
〇〇市(町)					
地元					
計					

2 地元負担の予定基準

(改良区ルート例)

〇〇土地改良区は、定款の定める事業により本事業の施行地域内の農用地につき、〇〇割を基準として賦課する。

(市町ルート)

〇〇市町は、条例で法第3条に規定する資格を有する者から本事業の施行地域内の農用地につき、〇〇割を基準として、法第91条第2項の規定により当該市町が負担する分担金に相当する金額の分担金を徴収する。

〇〇割：地積割等の賦課基準を記載

## 国 有 地 等 地 区 編 入 承 認 書

第 号  
令和 年 月 日

県営〇〇地区土地改良事業施行申請人  
〇 〇 〇 〇 様

兵庫県〇〇県民局(センター)長  
(〇〇土木事務所)

土地改良法第5条第6項（土地改良法第85条第5項において準用）  
の規定に基づく承認申請について（回答）

令和 年 月 日付 で申請のあった下記国有等公共施設に係るこのことについては、申請書添付図面のとおり施行するものとして承認します。  
なお、換地処分に当たっては、事前に協議して下さい

土地改良区域					
〇〇所管〇〇 財産である 公共施設	所在				
	種類 ・ 数量	道路	m <sup>2</sup>	その他	m <sup>2</sup>
		水路	m <sup>2</sup>	計	m <sup>2</sup>
新たに〇に帰 属すること になる公共施設	所在				
	種類 ・ 数量	道路	m <sup>2</sup>	その他	m <sup>2</sup>
		水路	m <sup>2</sup>	計	m <sup>2</sup>

- ※1 承認申請は、S45.2.2農地局長通達「国有道水路等敷地の土地改良事業地区編入取扱要領」によるほか、各行政庁等の定める要領等に基づき行うこと。
- 2 機能交換により新たに施設を帰属させる場合には、帰属させる地積等を明らかにして承認申請を行うこと。
- 3 機能交換は、同程度、同規模の施設の交換であることに注意すること。
- 4 換地工区が分かれている場合には、承認申請書の写し等、工区ごとの内訳がわかるものを添付すること。

参考：承認を要する主な公共用地

		種 類	管理権限を有する行政庁・地方公共団体	備 考	
国 有 地	国 土 法	一級河川	国（近畿地方整備局）	国直轄管理	
		(指定区間) 一級河川	県（県民局(センター)土木事務所）	県管理	
		二級河川	県（県民局(センター)土木事務所）	県管理	
		準用河川	準用河川管理者 市町 国有地管理者 県（県民局(センター)土木事務所）	準用河川管理者たる市町と国有地管理者 の県土木事務所長の承認が必要	
	交 通 省 道 路 法	砂防河川	県（県民局(センター)土木事務所）	国有水路と同様の扱い	
		国 道	国 道	国（近畿地方整備局）	
			(指定区間外) 国 道	県（県民局(センター)土木事務所）	政令指定都市は道路管理者である 市の承認必要
			県 道	県（県民局(センター)土木事務所）	同 上
		市町道	道路管理者 市町 国有地管理者 県（県民局(センター)土木事務所）	道路管理者たる市町と国有地管理者 の県土木事務所長の承認が必要	
	農 林 水 産 省	国有土地改良財産	国（近畿農政局）		
		国有林野	国（近畿中国営林管理局）		
		開拓財産	国（近畿農政局）	農地調整室経由	
	財 務 省	キン等	国（近畿財務局神戸財務事務所）	不換地による清算金処理	
県 有 地	県 道	県（県民局(センター)土木事務所）			
	公用・公共用に 供している土地	県（各所管部局）			
市 町 有 地	市町道	市町（道路管理者）			
	里道・水路	市町（各所管部局）			
	公用・公共用に 供している土地	市町（各所管部局）			
	普通財産	市町（各所管部局）	法第5条第7項の同意による		

※ 1 公物管理者が国有財産管理者と一致しない場合には、両者の承認を要する。

例えば、市町道認定されている国有地の承認については、道路管理者である市町長の承認及び国有財産管理者である県土木事務所長の承認が必要となる。

ただし、市町道が市町有地と国有地を底地とする場合には、県土木事務所長に承認申請するのは国有地に係る部分のみであるため、所有者区分を明らかにして地積を求めておくこと。

2 承認権限者が同一である場合においても、機能交換が判断できるように「里道・水路」「県道」「市町道」等の種類ごとに地積を明確にして承認申請を行うこと。

様式第 1 1 号

宅地等地區編入同意書

わたくしが所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利（ ）を有する下記の土地について、別紙の土地改良事業の計画の概要案により施行が予定される〇〇地区県営土地改良事業の地域に編入することについて、土地改良法第 8 5 条第 5 項の規定において準用する同法第 5 条第 7 項の規定により同意します。

令和 年 月 日

同意者 住所  
氏名

記

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積	所有権者名	所有権以外の 使用収益権者名

- ※ 1 本文の権利名は該当権利名を除いて抹消することとし、( ) 内は、その他の使用及び収益を目的とする権利がある場合にその権利名を記入する。
- 2 同意書に土地改良事業の計画の概要案を添付する。
- 3 共同減歩を行うなど特別な負担がかかる場合には、その旨を明記すること。

(参考)

宅地等地區編入同意書一覧表 (特定用途用地以外分)

工区	編入対象地	地目	面積	同意者		備考
				所有者	使用収益権者	

(工区ごとに小計し、総計欄を設けること)

特定用途用地一覧表

工区	番号	編入対象地	地目	面積	同意者		備考
					所有者	使用収益権者	

(工区ごとに小計し、総計欄を設けること)

非農用地  
創設 換地取得内諾書  
農用地

別紙の土地改良事業の計画の概要による土地改良事業が施行された場合は、下記

非農用地  
の創設 換地を取得することを承諾します。  
農用地

令和 年 月 日

取得予定者

記

種類	位置	地積	清算金に関する事項

- (注) (1) 表題及び本文中の創設換地の種類は、該当するものを除き朱抹すること。  
(2) 創設換地の取得予定者が法人の場合、「取得予定者」は法人の名称及びその代表者名を記載すること。  
(3) 位置については「別紙図面」として計画図を添付してもよい。  
(4) 清算金に関する事項には清算金の決め方等を記載する。  
(5) この内諾書は、土地改良施設等の創設非農用地換地についても必要である。

様式第14号

不換地・特別減歩内諾書

わたくしが所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利（ ）を有する下記の土地について、別紙の土地改良事業の計画の概要による土地改良事業が施行されることとなる場合は、土地改良法第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の2第1項の規定により地積を特に減じて換地を定め又は換地を定めないこととし、これに伴い金銭により清算することを承諾します。

令和 年 月 日

同意者 住所  
氏名

記

1 換地を定めない土地

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積	所有権者名	所有権以外の 使用収益権者名

2 地積を特に減じて換地を定める土地

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積	所有権者名	所有権以外の 使用収益権者名

- ※1 本文の権利名は該当権利名を除いて抹消することとし、（ ）内は、その他の使用及び収益を目的とする権利がある場合にその権利名を記入する。
- 2 内諾書には、土地改良事業の計画の概要を添付する。
- 3 地積欄は公簿面積とし、実測による場合には（ ）内に併記すること。
- 4 抵当権等の担保権が設定されていないこと（施行令48条の7）

(参考)

不換地・特別減歩内諾書一覧（○工区 非農用地区域番号○ 県道○○線）

不換地・特別減歩の対象地	地目	面積	内諾者氏名	
			所有者	使用収益権者

様式第15号

異種目換地内諾書

わたくしが所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利（ ）を有する下記の土地について、別紙の土地改良事業の計画の概要による〇〇地区県営土地改良事業が施行されることとなる場合は、非農用地区域内に換地を定めることを承諾します。

令和 年 月 日

同意者 住所  
氏名

記

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積	所有権者名	所有権以外の 使用収益権者名

- ※1 本文の権利名は該当権利名を除いて抹消することとし、（ ）内は、その他の使用及び収益を目的とする権利がある場合にその権利名を記入する。
- 2 内諾書には、土地改良事業の計画の概要を添付する。
- 3 非農用地区域がいくつかあるときは、「〇〇非農用地区域」というようにそれぞれの非農用地区域の位置又は用途の特徴を示すこと。

(参考)

異種目換地内諾書一覧表

工区	非農用地区 域設定番号	利用計画	対 象 地	地 目	面 積	内諾者氏名	
						所 有 者	使用収益権者

様式第16号

非農用地区域底地権利者内諾書

別紙の土地改良事業の計画の概要による土地改良事業が施行される場合は、下記の土地が非農用地区域内の底地となることを承諾します。

令和 年 月 日

(別記)

非農用地区域の従前土地							所 有 者		所有権以外の使用収益権者	
市町	大字	字	地番	地目	用途	地積	住 所	氏 名	住 所	氏 名

(参考)

非農用地区域底地権利者内諾書一覧

工 区	非農用地 区域番号	利 用 計 画	対 象 地 (非農用地区域の底地)	地 目	面 積	内 諾 者 氏 名	
						所 有 者	使用収益権者

農政環境部長様

〇〇県民局（センター）長  
（阪神農林振興事務所）  
（〇〇土地改良事務所(センター)）

県営〇〇地区土地改良事業計画について

県営〇〇地区土地改良事業計画について、関係書類を添えて依頼します。

記

- 1 土地改良事業計画概要書
- 2 予定管理方法
- 3 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準
- 4 国有地等地区編入承認書
- 5 宅地等地区編入同意書
- 6 非農用地区域設定に伴う関係部局との協議回答写し等
- 7 土地改良事業計画書案

- ※1 概要書以下書類については、申請事業の新規計画マニュアルの様式（第2～4-1号、5-1号、第10、11号、13～16号）を利用する。
- 2 予定（施設）管理者の内諾書、市町の内諾書は進達の時点では不要。

## 公 告

このたび、県営土地改良事業（〇〇地区）の計画の概要について〇〇市(町)あて協議したいので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の3第7項において準用する第87条の2第8項の規定により、次のとおり公告し、当該協議に係る書類を縦覧に供する。

また、同法第87条の3第7項において準用する第87条の2第9項の規定により、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、この公告の日から縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

令和 年 月 日

兵庫県知事 ○ ○ ○ ○

- 1 縦覧する書類の名称  
県営〇〇地区土地改良事業計画概要書
- 2 縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
〇〇市(町) 〇〇課 ※
  - (2) 縦覧期間  
令和 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 意見書の提出について
  - (1) 意見書の提出方法
    - ア 記載事項
      - (ア) 意見提出者の住所
      - (イ) 意見提出者の氏名（法人その他の団体の場合は名称及び代表者の氏名）
      - (ウ) 意見の内容及び理由
    - イ 意見書の提出期限及び提出先
      - (ア) 提出期限 令和 年 月 日
      - (イ) 提出先 兵庫県農政環境部農林水産局農地整備課  
住所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
fax 078(362)9455  
電子メールアドレス nouchiseibika@pref.hyogo.jp
  - 又は  
兵庫県〇〇県民局(センター) (各事務所・センター)
    - 住所
    - fax
    - 電子メールアドレス
- (2) 意見書提出の注意
  - ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
  - イ 意見書の内容は、公表する場合があります。また、提出された意見に対し、個別に回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
  - ウ 電話でのご意見はお受けできません。

※ 縦覧場所については、法令上は指定されていないが、住民の便宜等を考慮し、市町又は常勤職員がいる土地改良区に依頼する。

【機構関連】様式第2-2号

農整第 号  
令和 年 月 日

〇〇市(町)長 〇〇〇〇 様

兵庫県知事 〇 〇 〇 〇

県営土地改良事業の計画に係る意見書提出手続について(依頼)

下記事業に係る土地改良事業計画を定めたいので、土地改良法第87条の3第7項において準用する第87条の2第8項及び同法施行規則第61条の5の3において準用する第57条の2の2の規定に基づき令和 年 月 日から 年 月 日まで貴市(町)掲示場に公告を掲示の上、公告期間中、別添の県営〇〇地区土地改良事業計画概要書を縦覧に供して下さるよう依頼します。

なお、公告期間満了後、縦覧の実施について報告方お願いします。

記

- 1 事業名 農地中間管理機構関連農地整備事業
- 2 地区名 〇〇地区

【機構関連】様式第2-3号

農整第 号の2  
令和 年 月 日

公益社団法人  
ひょうご農林機構(農地中間管理機構)  
理事長 〇 〇 〇 〇 様

兵庫県知事 〇 〇 〇 〇

県営土地改良事業の計画に係る意見書提出手続について(通知)

下記事業に係る土地改良事業計画を定めることに伴い、意見書提出手続に係る公告及び計画概要書の縦覧手続を行うこととしましたので通知します。

なお、意見書提出先について、農政環境部農林水産局農地整備課及び〇〇県民局(センター) 〇〇農林(水産)振興事務所 〇〇土地改良事務所(センター)を指定していますので申し添えます。

記

- 1 事業名 農地中間管理機構関連農地整備事業
- 2 地区名 〇〇地区
- 3 公告期間
- 4 縦覧の期間
- 5 依頼先

〇〇県民局(センター)長 様  
(阪神農林振興事務所)  
(〇〇土地改良事務所(センター))

農 政 環 境 部 長

県営土地改良事業の計画に係る意見書提出手続について (通知)

下記事業に係る土地改良事業計画を定めることに伴い、意見書提出手続に係る公告及び計画概要書の縦覧手続を行うこととしましたので通知します。

なお、貴職から〇〇市(町)長に依頼書を送付の上、事務指導方お願いします。

また、意見書提出先について、貴局〇〇農林(水産)振興事務所〇〇土地改良事務所(センター)及び当部農地整備課を指定していますこと及び公益社団法人ひょうご農林機構(農地中間管理機構)理事長あてに別添写しのとおり通知していますので申し添えます。

記

- 1 事業名 農地中間管理機構関連農地整備事業
- 2 地区名 〇〇地区
- 3 公告期間
- 4 縦覧の期間
- 5 依頼先

土地改良法第87条の3第7項において準用する第87条の2  
第9項の規定に基づき提出された意見の概要及び対応方針

1 提出された意見書の数

○ ○ ○ について	件（意見書数 通）
○ ○ ○ について	件（意見書数 通）
合 計	件（意見書数 通）

2 意見の概要

(1) ○ ○ ○ について

	住 民 等 の 意 見 概 要	意 見 に 対 す る 対 応
1		
2		

(2) ○ ○ ○ について

	住 民 等 の 意 見 概 要	意 見 に 対 す る 対 応
1		
2		

- ※1 住民等の意見を概要書の項目等により分類し、作成すること。
- 2 住民等の意見の欄を記載する際には、意見書を提出した個人が特定されないようにする等個人情報の保護に配慮すること。

【機構関連】様式第3-1号

農整第 号  
令和 年 月 日

〇〇市(町)長 〇〇〇〇 様

兵庫県知事 〇 〇 〇 〇

県営土地改良事業計画について(協議)

県営〇〇地区土地改良事業計画を定めるにあたり、土地改良法第87条の3第6項の規定により関係書類を添えて協議します。

なお、〇〇県民局(センター)〇〇土地改良事務所(センター)を経由して回答願います。

記

- 1 事業名 農地中間管理機構関連農地整備事業
- 2 地区名 〇〇地区
- 3 添付書類 土地改良事業計画概要書  
県営土地改良事業によって造成された施設の予定管理方法等

【機構関連】様式第3-2号

農整第 号の2  
令和 年 月 日

〇〇土地改良区理事長 〇〇〇〇 様

兵庫県知事 〇 〇 〇 〇

県営土地改良事業計画について(意見聴取)

県営〇〇地区土地改良事業計画を定めるにあたり、土地改良法第87条の3第6項の規定により関係書類を添えて、意見を聴取します。

なお、〇〇県民局(センター)〇〇土地改良事務所(センター)を経由して回答願います。

記

- 1 事業名 農地中間管理機構関連農地整備事業
- 2 地区名 〇〇地区
- 3 添付書類 土地改良事業計画概要書  
県営土地改良事業によって造成された施設の予定管理方法等

【機構関連】様式第3-3号

(公印省略)  
農整第 号の3  
令和 年 月 日

〇〇県民局(センター)長 様  
( 阪 神 農 林 振 興 事 務 所 )  
(〇〇土地改良事務所(センター))

農 政 環 境 部 長

県営土地改良事業計画について (通知)

県営〇〇地区土地改良事業計画について、土地改良法第87条の3第6項の規定に基づき下記のとおり協議及び意見聴取することとしましたので通知します。

なお、別添協議書及び意見聴取については、貴職から送付願うとともに、回答の取りまとめ方よろしくをお願いします。

記

- 1 事業名 農地中間管理機構関連農地整備事業
- 2 地区名 〇〇地区
- 3 協議先 〇〇市(町)長 〇〇〇〇
- 4 聴取先 〇〇土地改良区理事長 〇〇〇〇

【機構関連】様式第4-1号

農整第 号  
令和 年 月 日

公益社団法人  
ひょうご農林機構(農地中間管理機構)  
理事長 〇 〇 〇 〇 様

兵庫県知事 〇 〇 〇 〇

県営土地改良事業に係る同意について (依頼)

下記事業について、事業施行地域内農用地を貸し付けているときは、土地改良法第87条の3第3項の規定によりその貸付けの相手方の意見を聴いた上で、同法同条第2項に基づく同意について回答願います。

なお、同意書については、〇〇県民局〇〇土地改良事務所(センター)を經由して提出願います。

記

- 1 事業名 農地中間管理機構関連農地整備事業
- 2 地区名 〇〇地区
- 3 添付書類 土地改良事業計画概要書

【機構関連】様式第4-2号

(公印省略)  
農整第 号の2  
令和 年 月 日

〇〇県民局(センター)長 様  
( 阪 神 農 林 振 興 事 務 所 )  
(〇〇土地改良事務所(センター))

農 政 環 境 部 長

県営土地改良事業について (依頼)

このことについて、別紙写しのとおり公益社団法人ひょうご農林機構(農地中間管理機構)理事長あて依頼しましたので、同意書等の進達方よろしくお願いします。

記

- 1 事業名 農地中間管理機構関連農地整備事業
- 2 地区名 〇〇地区

【機構関連】様式第4-3号

(公印省略)  
農整第 号の3  
令和 年 月 日

兵庫県職員(農業土木) 〇〇 〇〇 様

農 政 環 境 部 長

県営土地改良事業の計画を定めるための調査報告について (委嘱)

下記事業については、令和 年 月 日付けで土地改良法第87条の3第2項の規定による同意が得られましたので同条第1項の規定による土地改良事業の計画を定めるため、同条第7項において準用する同法第8条第2項の規定による調査報告を委嘱します。

記

- 1 事業名 農地中間管理機構関連農地整備事業
- 2 地区名 〇〇地区
- 3 地区面積 ha
- 4 事業費 千円
- 5 添付書類  
(1) 県営〇〇地区土地改良事業計画書案  
(2) 農地中間管理機構からの同意書等

# 同意書

〇〇第 号  
令和 年 月 日

兵庫県知事 ○ ○ ○ ○ 様

公益社団法人  
ひょうご農林機構（農地中間管理機構）  
理事長 ○ ○ ○ ○

（貸付けの相手方がいる場合）

平成 年 月 日付け農整第 号で依頼のあった件について、別添貸付けの相手方からの意見を踏まえ、同意いたします。

※ 貸付け相手から意見の写しについては、一覧表を含め袋とじの上原本証明すること。

（貸付けの相手方がいない場合）

平成 年 月 日付け農整第 号で依頼のあった件については、同意いたします。  
なお、貸付けの相手方はいませんので申し添えます。

（表紙）

## 県営土地改良事業施行に関する貸付け相手からの意見

〇〇地区

（第1面）

貸付け相手一覧表

	住所	氏名	備考
1			
2			
3			
4			

（第2面以下）

# 意見書

令和 年 月 日

公益社団法人  
ひょうご農林機構（農地中間管理機構）理事長 様

住所  
氏名

※氏名及び代表者職氏名は、自署又は記名押印とする

令和 年 月 日付け公告のあった県営〇〇地区土地改良事業に関して、貴団体が同意することについて、異議がない旨回答します。

- ※1 貸付け相手方への意見聴取は概要公告期間満了後の市町長及び予定管理者との協議後に行うこと。
- 2 （貸付け相手が個人の場合）印鑑は実印でなくてもよいが、シャチハタは避けること。

### (3) 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱関係

- 農地中間管機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け  
29農振第2689号農林水産事務次官通知） ..... 62
- 農地中間管機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け  
29農振第2690号（最終改正 令和3年4月1日付け2農振第3744号）  
農林水産省農村振興局長通知） ..... 65
- （別紙1（農地整備事業に係る運用）） ..... 71

# 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱

平成30年 3月30日付け29農振第2689号

各地方農政局長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事

} 殿

農林水産事務次官

## 第1 目的

今後、高齢化の進行等に伴い、農地中間管理機構（以下「機構」という。）への農地の貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けにくいおそれがある。

一方、機構に農地を貸し付けた所有者は、基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性がある。

このため、本事業により、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施することで、機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化し、豊かで競争力ある農業の実現に資することとする。

## 第2 事業の内容

本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。

### 1 農地整備事業

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、機構が借り入れている農地について、区画整理、農用地の造成及びこれらと密接な関連のあるものを併せて一体的に実施する事業

### 2 実施計画等策定事業

1の農地整備事業に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等を行う事業

### 3 農村環境計画策定事業

1の農地整備事業に係る農村環境計画の策定のための調査・調整等を行う事業

## 第3 事業の実施区域

第2の1の農地整備事業（以下「農地整備事業」という。）の実施区域は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第87条の3第1項第1号に規定する事業施行地域内農用地の区域であって、かつ、農業振興地域の整備に関する

法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の区域とする。ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該農用地区域以外の区域を事業の実施区域とすることができる。

#### 第4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県その他農村振興局長が別に定める者とする。

#### 第5 計画の作成等

事業実施主体は、農地整備事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、集積・集団化等促進基盤整備計画（以下「整備計画」という。）を作成又は変更するものとする。

#### 第6 採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 農地整備事業にあつては、整備計画を策定していること。
- 2 第2に掲げる事業ごとに農村振興局長が別に定める要件を満たしていること。

#### 第7 事業の申請等

農地整備事業に係る申請及び採択については、次のとおりとする。なお、第2の2の実施計画等策定事業及び第2の3の農村環境計画策定事業に係る申請及び採択については、それぞれ農村振興局長が別に定めるところによる。

- 1 都道府県知事は、農地整備事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、事業採択申請書、事業計画概要書（法に基づき事業を行う場合に限る。）、整備計画及び農村振興局長が別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、農村振興局長が別に定めるところにより事業採択申請書等を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。

#### 第8 助成

国は、予算の範囲内で、本事業に関連して必要となる経費のうち、農村振興局長が別に定める経費につき、事業実施主体に助成するものとする。

#### 第9 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱並びに法、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第7の1の規定にかかわらず、平成30年度採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、平成30年10月末日までとする。

## 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領

制定 平成30年3月30日付け29農振第2690号  
最終改正 令和3年4月1日付け2農振第3744号

各地方農政局長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事

} 殿

農林水産省農村振興局長

### 第1 趣旨

本事業の実施に当たっての運用及び取扱いについては、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

### 第2 事業の内容

- 1 要綱第2の1の農地整備事業に係る運用は、別紙1によるものとする。
- 2 要綱第2の2の実施計画等策定事業に係る運用は、別紙2によるものとする。
- 3 要綱第2の3の農村環境計画策定事業に係る運用は、別紙3によるものとする。

### 第3 計画の作成等

要綱第5の集積・集団化等促進基盤整備計画（以下「整備計画」という。）は、別紙1第6に定めるところにより作成及び変更するものとする。

### 第4 採択要件

農地整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、実施計画等策定事業については別紙2第3、農村環境計画策定事業については別紙3第6に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 農地中間管理権  
事業施行地域内農用地の全てについて、農地中間管理機構（以下「機構」という。）が農地中間管理権を有すること。
- 2 受益面積
  - (1) 事業施行地域内農用地の面積の合計が、おおむね10ヘクタール（中山間地域にあっては、おおむね5ヘクタール）以上であることとし、その算入範囲は大字を単位（ただし、営農上の一体性がある場合は、その範囲）とすることを基本とする。
  - (2) 事業施行地域内農用地は、おおむね1ヘクタール以上（中山間地域及び樹園

地にあつては、おおむね0.5ヘクタール以上)のまとまりを有する農地で構成されること。

### 3 農地中間管理権の設定期間

事業施行地域内農用地について機構が土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があつた日において有する農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が15年以上であること。

### 4 担い手への集団化等

(1) 全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内にその農地の8割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること。

(2) 事業実施前から目標年度(事業完了後5年以内)にかけて、担い手の農地利用集積率(事業施行地域内農用地に占める担い手の経営等農用地面積の割合)及び担い手の農地集約化率(事業施行地域内農用地に占める担い手の集約化面積の割合)がそれぞれおおむね50パーセントポイント以上向上すること。ただし、別紙1第5の1に定める要件を全て満たす場合は、この限りでない。

### 5 収益性の向上

事業完了後5年以内(果樹等については10年以内)に定める目標年度において、事業施行地域内農用地における収益性が20パーセント以上向上すること。ただし、収益性の向上に係る要件の細目については、別紙1第5の2に定めるとおりとする。

## 第5 事業の申請

- 1 要綱第7の1の農村振興局長が別に定める場合とは、次に掲げる場合とする。
  - (1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であつて、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとするとき
  - (2) 災害又は突発事故が発生した場合であつて、早急に事業を実施しようとするとき
- 2 1の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を既に提出した地区については、要綱第7の1の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、1の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 3 1の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 4 要綱第7の1の事業採択申請書は別添様式第1号、要綱第7の2の事業採択通知書は別添様式第2号により作成するものとする。

## 第6 事業の審査

要綱第7の2の審査については、次に掲げる条件に照らして行うものとする。

- 1 事業の実施が技術的に可能であること。
- 2 事業の効果が費用を償うものであり、かつ、周辺地域に波及する見込みがある

こと。

- 3 地域農業の方向に沿ったものであること。
- 4 水利権その他の各種権利関係が調整される見通しがあること。
- 5 関連する土地改良事業及び他種事業との関係が円滑に調整されていること。
- 6 用水及び排水の計画基準が適正であること。
- 7 工事に係る工事費が経済的となるよう考慮されていること。
- 8 地域の環境との調和に配慮されていること。

## 第7 事業の達成状況報告

- 1 都道府県知事は、農地整備事業の進捗及び達成状況を取りまとめ、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）に事業達成状況等報告書を提出するものとする。なお、事業達成状況等報告書は、別紙1第8の1に定める様式により作成するものとする。
- 2 地方農政局長等は、本事業の進捗及び達成状況が十分でない認められるときは、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。
- 3 都道府県知事は、2の規定による指導を受けた場合には、目標達成に向けて整備計画を修正し、地方農政局長等に対し提出しなければならない。

## 第8 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに要綱第7に規定する事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについてはこの限りではない。
  - （1）停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。
  - （2）農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、発電電力を管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。

## 第9 その他

- 1 事業の推進に当たっては、事業の施行に係る地域における各都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区は、機構等との十分な連携のもと、これまでに蓄

積されてきた知識、経験等を活用しつつ、地域の合意形成、事業の推進体制構築、農地の権利調整等に積極的に参画するものとする。

2 法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による事業計画を定めた旨を公告した日から、工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに該当する行為をした場合には、次に掲げるときを除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。

(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合

(2) 事業施行地域内農用地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認める場合

(3) 上記のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

3 2により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、次の方法により難しい場合には、地方農政局長等は、地域別農地の等級別等により、事業施行地域内農用地に格差を設けて返還額を定める方法とすることができる。なお、返還対象補助金は、工事の完了後の総事業費を基礎とし、総事業費の確定をもって一時に全額返還することとする。

$$\text{補助金返還額} = A \times C / B$$

ただし、A：返還対象補助金の総額

B：事業施行地域内農用地の総面積

C：法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに該当する行為の対象となった土地の面積の総和

附 則

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

(別添様式1)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長〕  
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 印

農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

1. 事業計画概要書
2. 集積集約化等促進基盤整備計画
3. その他
- [4. 費用負担者の同意書]
- [5. 施設の管理者の同意書]

記

都道府県名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
			ha	百万円	

注：〔 〕は、土地改良事業に該当しない営農環境整備事業を実施する場合に添付する。

(別添様式2)

番 号  
年 月 日

事業採択通知書

都道府県知事 殿

〔農林水産省農村振興局長  
農林水産省〇〇農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

## 別紙 1（農地整備事業に係る運用）

### 第 1 趣旨

農地整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

### 第 2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 事業施行地域内農用地 法第 87 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する「事業施行地域内農用地」をいう。
- 2 中山間地域 土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号。以下「令」という。）第 50 条の 2 の 8 に規定する「地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」をいい、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。
  - (1) 沖縄県若しくは奄美群島又は離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島
  - (2) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域
  - (3) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域
  - (4) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域
  - (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。））、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
  - (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域
  - (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条の規定に基づき指定された地域又は事業施行地域内農用地域内の平均傾斜

- 度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）
- (8) 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- (9) (1) から (8) までに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域
- 3 担い手 次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。
- (1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という）第 12 条第 1 項に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体、又は、基盤法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。）であること
- (2) 認定新規就農者（基盤法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体）であること
- (3) 市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第 6 条第 1 項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。）であること
- 4 農地中間管理権 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 5 項に規定する農地中間管理権をいう。
- 5 まとまりを有する農地 令第 50 条の 2 の 9 の「集団的に存在する土地」をいい、一連の営農に係る作業を継続するのに支障がない農地とし、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 2 つ以上の農地が畦畔で接続しているもの
- (2) 2 つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの
- (3) 2 つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- (4) 段状をなしている 2 つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
- (5) 2 つ以上の農地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの
- (6) その他事業の趣旨に照らして適当であると認められるもの
- 6 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第 4 条第 3 項第 1 号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。）により経営されている農地をいう。
- 7 集積 経営体が経営等農用地を拡大することをいう。
- 8 集団化 同一の経営体の経営等農用地であって、まとまりを有する農地となることをいう。
- 9 集約化 同一の経営体の経営等農用地であって、1 ヘクタール（中山間地域及び樹園地にあつては 0.5 ヘクタール、都道府県知事があらかじめ地方農政局長等の意見を聴いた上で、1 ヘクタール以上の面積を定めたとき

は、その面積)以上のまとまりを有する農地となることをいう。

### 第3 事業の内容

別表の区分の欄に掲げる事業のうち、次の各号に掲げる事業については、それぞれ当該各号に定める条件に適合することを要するものとする。

#### 1 農業生産基盤整備事業及び農業生産基盤整備附帯事業

(1) 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。

ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なもののうち、担い手又は農地所有適格法人等(農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。))及び特定農業法人(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。))をいう。)の農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りではない。

(2) 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が30アール(第2の2の(3)及び(5)の地域並びに離島振興法第2条第1項の規定に基づく指定地域において行うものにあつては、20アール。以下この号において同じ。)以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね2/3以上であること。

ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域(次のいずれかに該当する区域)については、その区域の面積を区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。

ア 畑作についての営農計画が樹立されている区域(畑地、樹園地、田畑輪換区域等)

イ 30アール以上の区画とすることによって土層の厚さが30cm以下となり不良土層(基岩、盤層、礫層、泥炭層等)の出現のおそれのある区域

ウ 30アール以上の区画とすることによって田差がおおむね1.0m以上となり農地の保全上好ましくないと認められる区域

エ 30アール以上の区画とすることによって著しく排水条件を悪化(地下水層の切断等)させる区域

(3) 高付加価値農業施設移転等事業を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあつては、(2)にかかわらず、地域の实情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする。

#### 2 営農環境整備事業

(1) 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するものうち、農業生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、農業生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

- (2) 農業集落排水施設整備事業とは、農業生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、農業生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該農業生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。
- (3) 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。
- (4) 用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。
- ア 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって農地整備事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。
- イ 地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、農地整備事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。
- ウ 農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。
- エ 営農施設の撤去又は移転であって、農地整備事業の効率が高められ、かつ、農地整備事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。
- (5) 営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね10戸以上、かつ、末端の受益戸数が2戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

### 3 農業経営高度化支援事業

- (1) 指導事業の内容は、収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行うものとし、具体的には次のとおりとする。
- ア 農業経営高度化支援事業の啓発普及
- イ 農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告
- ウ 農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整
- エ 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等（農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。）をいう。以下同じ。）が行う、農業経営高度化支援事業のうち調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業に関する助言又は指導

- (2) 指導事業は、農業生産基盤整備事業等（別表の区分の欄の1から3までの事業をいう。）の開始年度の前々年度から整備計画に定める目標年度（以下「目標年度」という。）まで実施することができるものとする。ただし、農業生産基盤整備事業等の完了後にあっては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。
- (3) 調査・調整事業の内容は、収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行うものとし、具体的には次のとおりとする。
- ア 関係農家の意向調査活動
  - イ 農業機械の利用再編に関する活動
  - ウ 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動
  - エ 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動
  - オ 土地利用調査・調整活動
  - カ 農業生産基盤整備事業等の開始年度以降の作物別の作付面積、単収・単価等の調査
- (4) 調査・調整事業は、農業生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から目標年度まで実施することができるものとする。
- (5) 耕地利用高度化推進事業の内容は、次のとおりとする。
- ア 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
  - イ 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
  - ウ 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
  - エ 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
  - オ 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
  - カ 転作後に必要な田面整地作業
  - キ その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動
- (6) 耕地利用高度化推進事業は、農業生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から目標年度まで実施することができるものとする。
- 4 機構集積推進事業  
機構集積推進事業の実施に当たっては、担い手への農用地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。
- 5 共通事項  
事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

#### 第4 事業実施主体

要綱第4の農村振興局長が別に定める者は、次の各号に掲げる事業ごとにそれぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 1 別表の区分の欄の1、2、3及び5の事業 都道府県
- 2 別表の区分の欄の4に掲げる事業のうち事業種類の欄の(1)に掲げる事業 都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会

- 3 別表の区分の欄の4に掲げる事業のうち事業種類の欄の(2)に掲げる事業 都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等
- 4 別表の区分の欄の4に掲げる事業のうち事業種類の欄の(3)に掲げる事業 都道府県又は市町村

## 第5 採択要件

- 1 要領第4の4の(2)の定める要件は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 目標年度において、次のいずれかを満たすこと。
    - ア 米の生産コストが60キログラム当たりおおむね9,600円を下回ることが見込まれること。
    - イ 作物生産額(主食用米を除く。以下同じ。)に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10パーセント以上増加することが見込まれること、又は、作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね50パーセント以上増加することが見込まれること。
  - (2) 事業実施前の事業対象施行地域内農用地において、狭小・不整形、排水不良等の農用地が過半を占めること。
  - (3) 事業実施前の担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がいずれもおおむね80パーセント以下であること。
- 2 要領第4の5の収益性の向上に係る要件の細目は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 事業実施前から目標年度にかけて、担い手への農用地の集積率及び集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント向上する地区については、目標年度において、次のいずれかを満たすこと。
    - ア 販売額が20パーセント以上向上することが見込まれること。
    - イ 生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、1の(1)のアを満たすことが見込まれること。
  - (2) 事業実施前から目標年度にかけて、担い手への農用地の集積率及び集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント向上しない地区については、目標年度において、次のいずれかを満たすこと。
    - ア 販売額が20パーセント以上向上することが見込まれること。
    - イ 生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、1の(1)のア又はイのいずれかを満たすことが見込まれること。
- 3 要領第4の2の(2)に掲げるまとまりを有する農用地の面積について、都道府県知事は、あらかじめ各地方農政局等の意見を聴いた上で、要領第4の2の(2)に掲げる面積を超える面積を事業の採択要件とすることができるものとする。

## 第6 計画の作成

- 1 都道府県知事は、整備計画の作成に当たっては、次の事項を記載するものとする。なお、要領本文第4の4の(2)に掲げる、担い手への農用地の集積率及び集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント以上向上する地区については別記様式第1-1号により、おおむねパーセント50ポイント以上向上しない地区については別記様式第1-2号により作成するものとする。
  - (1) 市町村が定めた農業構造改善目標
  - (2) 担い手等の見通し
  - (3) 農用地の流動化計画
  - (4) 農用地の集団化計画
  - (5) 経営体育成計画
  - (6) 土地利用計画
  - (7) 収益性向上計画
  - (8) 推進体制整備計画
  - (9) 農業生産基盤整備計画
- 2 都道府県知事は、整備計画の策定に当たっては、機構の長及び市町村長の協力のもと、機構法に基づき都道府県が作成する「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」並びに基盤法に基づき都道府県が作成する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び市町村が作成する基本構想を踏まえることとする。
- 3 都道府県知事は、1の(7)の収益性向上計画の策定に当たっては、高収益作物への転換等による販売額の向上や農地の大区画化等による生産コストの削減によって収益性の向上を図るための具体的な取組方針を盛り込むものとする。
- 4 都道府県知事は、1の(8)の推進体制整備計画の策定に当たっては、機構と連携し、市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関及び担い手の意見を聴取し、担い手による農用地利用が継続的に図られる体制を盛り込むものとする。
- 5 都道府県知事は、別表の区分又は事業種類の欄に掲げる事業のうち、次の各号に掲げる事業を実施するに当たっては、それぞれ当該各号に掲げる計画を作成するものとする。
  - (1) 高付加価値農業施設移転等事業  
都道府県知事は、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。
    - ア 高付加価値農業振興計画は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農用地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。

- (ア) 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし
  - (イ) 品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入
  - (ウ) 農作物の加工を通じた地域特産物の開発
  - (エ) その他適当と認められる手法
- イ 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (ア) 農業振興の構想
    - ① 農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置付けられる当該地区の農業振興の構想
    - ② 高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等に与える影響
  - (イ) 高付加価値農業形成計画
    - ① 高付加価値農業に関する営農計画
    - ② 土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方
    - ③ 農用地の権利移動状況
    - ④ 各種計画との調整
- (2) 営農環境整備事業
- ア 都道府県知事は、必要に応じ次の事項に係る計画を定めるものとする。
- (ア) 当該事業の目的
  - (イ) 費用負担予定者
  - (ウ) 工事計画
  - (エ) 費用の総額
  - (オ) 施設の整備を行う事業にあつては、施設予定管理者及び予定管理方法
  - (カ) 資金計画
- イ アの計画を定めるに当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。アの(オ)の事項を定める場合にあつては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

## 第7 計画の変更等

- 1 都道府県知事は、次に掲げる変更があつた場合には、その内容を踏まえて、整備計画の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。なお、その報告は、別記様式第2号によるものとする。
- (1) 担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。）
- ア 担い手の追加

- イ 担い手の交代
- ウ 担い手の除外
- (2) 事業計画の変更
- (3) 目標年度の変更
- (4) その他整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農用地の流動化計画、農用地の集団化計画、経営体育成計画及び収益性向上計画の内容に変更が生じた場合

## 第8 事業の達成状況報告

- 1 事業の進捗及び達成状況については、農業生産基盤整備事業等に着手した年度から目標年度までの毎年度、当該進捗及び達成状況を調査し、別記様式第3号により翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 要領第7の2に掲げる改善措置を講じるよう指導を受けた場合には、目標の達成に向けて、整備計画を見直し、指導を受けた年度の3月末日までに当該計画を地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 整備計画の見直しに当たっては、指導を受けた年度の翌年度から目標年度までの毎年度の農地集団化率の目標値について、整備計画における農用地の集団化計画において設定することし、当該目標値の達成状況について、1に掲げる報告と併せて、地方農政局長等に報告するものとする。

## 第9 助成

- 1 農地整備事業に係る要綱第8の経費とは、別記に掲げる費用とする。
- 2 別記の工事費には、非農用地に係る換地（換地上必要な工事を含む。）に必要な経費のほか、次に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。
  - (1) 農業近代化施設用地
  - (2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地
  - (3) 集落移転用地
- 3 別記の換地費には、確定測量費を含むものとする。
- 4 指導事業の助成は、農業生産基盤整備事業等の開始年度から目標年度までにおいて実施するものとする。
- 5 調査・調整事業の助成は、6の限度額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度から目標年度までにおいて実施するものとする。
- 6 調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。
  - (1) 60ヘクタール未満の場合にあっては、1,500千円
  - (2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあっては、2,000千円

(3) 200ヘクタール以上の場合にあつては、4,000千円

7 耕地利用高度化推進事業の助成は、農業生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から目標年度までにおいて実施するものとする。

## 第10 その他

- 1 別表の区分2から4までの事業は、法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。
- 2 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であつて、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和22年法律第67号）第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 3 本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。
- 4 別表の区分4に掲げる事業の実施に当たっては、都道府県知事は、本事業の趣旨に鑑み、農業者の費用負担が原則生じないよう配慮するものとする。
- 5 中山間地域等直接支払交付金の実施地域において本事業を行う場合は、集落戦略（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の(1)の(オ)の「集落戦略」をいう。）が策定されている（見込みを含む）こと。

## 別記

- 1 工事費（請負工事にあつては、工事費とする。）
  - ア 純工事費
  - イ 測量設計費
  - ウ 用地費及び補償費
  - エ 船舶機械器具費
  - オ 全体実施設計費
  - カ 換地費
- 2 推進費
- 3 調査・調整費

別表

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	備 考
1 農業生産基盤整備事業	(1) 区画整理事業  (2) 農用地造成	農用地等の区画形質の変更  農用地の造成	
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1) 土壌改良事業 (2) 高付加価値農業施設移転等事業 (3) 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備	土壌改良資材の投入等 事業区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転に関する事業 障害物の除去、除礫、深耕、整地、侵入防止柵の設置等	
3 営農環境整備事業	(1) 農業集落道整備事業  (2) 農業集落排水施設整備事業  (3) 農業集落防災安全施設整備事業  (4) 農業集落環境管理施設整備事業  (5) 用地整備事業  (6) 環境整備事業  (7) 生態系保全空間整備事業  (8) 営農用水施設  (9) 農作業準備休憩施設	農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備 農業用排水の機能維持を図るために行う雨水等を排除する集落内の排水施設の整備 農業集落の防災安全のための土留、防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等を行う施設の整備 区画整理による換地の手法によって捻出された用地又は農道、用排水路と一体として整備する用地であって農業近代化施設、公用・公共施設等の用地の整備 親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備 多種多様な野生生物が生息可能な空間の保全や回復が見込まれる湿地、ため池等の整備、これらの空間を結ぶネットワーク構築のための水路、樹林帯、水生植物の植栽等の整備 農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの 農作業の合理化、作業環境の改善等を図るための施設の整備	

	(10) 地域資源利活用 基盤	地域資源を利活用して農業生産の補完又は生活環境の改善を図るために必要な施設、集落の活性化に資するための施設等に地域資源を供給する施設等の整備	
4 農業経営高度化支援事業	(1) 指導事業  (2) 調査・調整事業  (3) 耕地利用高度化推進事業	収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために都道府県等が行う普及・指導活動  収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行う耕地利用や水利用に係る関係農家の意向調査活動、作物別の単収・単価等の調査、関係機関との調査等調査・調整活動等  営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	
5 機構集積推進事業	機構集積推進事業	基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進	

県		地区	
作	成	年	月
年	月	年	月

**集積集団化等促進基盤整備計画書**

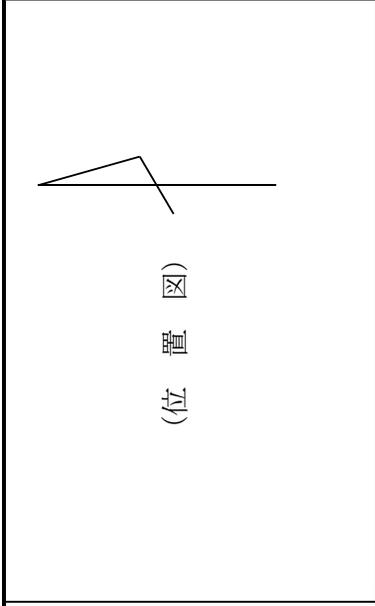
〇〇地区

令和 年 月 日

〇〇県

# 集積集団化等促進基盤整備計画区域図兼土地利用計画図

〇 〇 県 〇 〇 地 区



(注) 計画区域の土地利用計画であり、第2章の6. 土地利用計画に従って区分すること。農業生産基盤整備事業の計画の状況が分かるようにすること。

(凡 例)	
集積集団化等促進基盤整備計画区域	黒 ..... で囲む
区分	
高生産性農業型ほ場区域	赤 色
集約農業型ほ場区域	緑 色
条件不利区域	茶 色
農地転用区域	黄 色
非農用地	青 色

## ＜目 次＞

第1章 概要	
1. 集積集団化等促進基盤整備計画総括表	
2. 農業経営の変化と農業農村整備の展望	
3. 対象事業名	
4. 地区の概況	
(1) 市町村名等	
(2) 市町村の概要	
(3) 市町村における農業振興の目標	
(4) 対象地区の選定理由	
(5) 計画区域農地の概要	
(6) 社会経済条件	
(7) 生産調整の実施状況	
第2章 計画事項	
1. 市町村が定めた農業構造改善目標	
2. 担い手等の見通し	
(1) 担い手の見通し	
①農家数及び経営規模	
②担い手の見通し	
(2) 認定農業者の概要	
(3) 認定新規就農者の概要	
(4) 市町村基本構想水準達成者の概要	
(5) 農業経営規模拡大計画	
(6) 経営形態とほ場整備	
(7) 経営形態移行の概要	
3. 農用地の流動化計画	
(1) 農用地流動化計画	
(2) 計画達成に向けた取組方法	
4. 農用地の集団化計画	
(1) 農用地集団化計画	
(2) 担い手別農用地集団化一覧	
(3) 農用地集団化状況図	
5. 経営体育成計画	
(1) 認定農業者の育成計画	
(2) 計画達成に向けた取組方法	
6. 土地利用計画	
(1) 土地利用区分	
(2) 優良農地の保全に向けた取組方法	
7. 収益性向上計画	
(1) 収益性向上に向けた取組方針	
(2) 販売額向上	
(3) 担い手の米の生産コスト	
(4) 高収益作物の割合	
8. 推進体制整備計画	
9. 農業生産基盤整備計画	
10. 農業経営高度化計画	

第1章 概要

1. 集積集団化等促進基盤整備計画総括表

都道府県名	所在地	地区名	地区面積 (ha)	地域区分	担当部 課 名				
					(TEL , FAX )				
地勢及び社会経済条件	農用地の整備状況								
営農状況									
地区設定理由	非農用地の概要								
農業構造の再編目標	現 況 → 目 標								
農用地の流動化計画及び経営体育成計画並びにほ場整備計画	項目	農用地面積 (ha) ①	担い手の経営面積 (ha) ②	同左シェア (%) ②÷①	認定農業者数	全農家に占める認定農業者の割合	備 考 目標年度：〇〇年度		
	現況	( )	( )	( )	( )	当該地区(対象事業完了時)			
	対象事業完了時	( )	( )	( )	( )	市町村平均			
	目標	( )	( )	( )	( )				
	農地集団化方法(目標)	計 (ha)	認定農業者	認定新規就農者	市町村基本構想水準到達者	ほ場整備計画		項目	
計 (ha)						大区画	現況 (ha)	目標 (ha)	ほ場整備の手法
						標準区画			
						小区画(労働集約型)			
						未整備(小区画含む)			
						計			
① 農業生産基盤及び営農環境の整備目標並びに対応する事業管理計画				②		③		④	( 年～ 年)

(注) 農用地の流動化計画及び経営体育成計画並びにほ場整備計画の( )内は、担い手への農地集団化面積について記入する。

## 2. 農業経営の変化と農業農村整備の展望

(記入例)

	現 況 (令和 年)	目 標 (令和 年)
経営形態	個別経営 39戸 経営規模別農家数 農地面積 51.8ha (田:51.2、畑:0.6) 作物 米+小麦	○○生産組合(集落協業型)設立、育成 経営面積 47.2ha(水田) ↓ 法人組織の企業経営の確立 担い手…集落機能を生かし、営農意欲のある若い人材を育成 ↓ 集落一農場制の確立 作物 米+小麦+野菜+花き
経営状況	全てが第2種兼業農家 農業従事者の高齢化が進行 農業に対する暗い現状認識 零細規模(平均1.3ha) 農地の分散錯圃 農業機械及び器具の個別保有 → 低い生産性 農業機械及び器具の個別保有 → 過剰投資	農用地利用性の向上 直播栽培等の新しい技術普及 → 生産性の向上 機械・施設の効率的利用 経営と生産と調査研究等 各必要部門の担当者育成 → 企業経営 特産品の栽培 → 高付加価値農業
生産基盤の状況	区画形状…10a区画(昭和38年○○土地改良事業実施) 農道 …幅員2m 用水路 …開水路(老朽化) 用水源 …河川水、地下水、ため池	区画形状…標準区画、大区画(1ha) → 連坦的農地集積 農道 …集落道との一体整備 用水路…用水路パイプライン → 農地の質的向上 暗渠排水 → 直播技術の普及 畑利用の拡大(野菜、施設園芸) フライト農業
整備水準	ほ場及び農道…小型機械体系のみ可能 用排分離 …ただし、排水効果不足	畦畔除去による大区画整備 → 大型機械体系可能 暗渠排水施設の整備 → 作物選択肢の拡大 排水路の高度利用 → 地下かんがい、直播技術対応 水管理の自動化 → 稲作労働時間の低減 生産基盤と生活環境の一体整備 → 21世紀の農村の実現 集落内道路の整備 アメニティ向上の整備 (集落周辺の水環境整備) 集落排水施設の整備 内発的な集落地域の発展

3. 対象事業名						
事業名	地区名	採択年度	完了予定年度	受益面積	総事業費	
〇〇事業		年度	年度	h a	百万円	
4. 地区の概況						
(1) 市町村名等	市町村名	関係集落数		関係土地改良区名		
(2) 市町村の概要						
(3) 市町村における農業振興の目標						
(4) 対象地区の選定理由						
(5) 計画区域農地の概要						
計画区域農用地面積	概		要		関係農協名	
h a						
(6) 社会経済条件(振興計画等の指定状況)(市町村名: ) 調査年度: 令和 年度)						
名	称	対 象 地 域	指 定	・ 許 可	年 月 日	
			指 定			許 可
			指 定			許 可
			指 定			許 可
			指 定			許 可
(7) 生産調整の実施状況						
	転作等目標面積(令和 年度)(ha)					
該当市町村全体						
事業地区関係集落						

(注) 総事業費は、生産基盤整備事業等の総事業費を記載する。

## 第2章 計画事項

### 1. 市町村が定めた農業構造改善目標

(経営規模の目標等) : (記入例)

番号	営農類型	経営規模の目標	農家戸数の目標	その他
①	水稻専業	水稻 畑(雨除) 肉用牛繁殖 5ha 10a 3頭	30戸	(流動化目標面積) 65ha
②	水稻+肉用牛(繁殖)	水稻 畑(雨除) 肉用牛繁殖 3ha 10a 20頭	40戸	(流動化目標面積) 55ha
③	水稻+豚(繁殖)	水稻 畑(雨除) 繁殖豚 2.7ha 20a 30頭	15戸	(流動化目標面積) 25ha
④	水稻+野菜	水稻 畑(雨除) 畑(露地) 3ha 30a 20a	15戸	(流動化目標面積) 15ha

### 2. 担い手等の見通し

(1) 担い手の見通し

① 農家数及び経営規模

	専業		第一種兼業		第二種兼業		計	
	戸数	標準経営規模	戸数	標準経営規模	戸数	標準経営規模	戸数	標準経営規模
現況 (RO)	戸 ( )	ha/戸 ( )						
目標 (RO)	戸 ( )	ha/戸 ( )						

(注) 上段( )は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。

② 担い手の見通し

現況	認定新規就農者		市町村構想水準到達者		計	
	目標	現況	目標	現況	目標	現況

(2) 認定農業者の概要 (記入例)

農業者名	年齢	後継者の有無	認定農業者				経営等農用地面積 (ha)																			
			認定状況	認定年月	経営類型	基準面積 (ha)	現況				対象事業完了時 (上段)・目標 (下段)															
							所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業受託地		計	所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業受託地								
							地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外		地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外							
〇〇 〇〇〇	48	無	×	H18.10 (予定)	②	2.5 (1.0)	1.80 (1.00)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	1.80 (1.00)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	6.60 (4.60)	5.60 (3.60)	1.00 (1.00)	1.00 (1.00)	2.00 (1.40)	0.50 (0.50)	1.50 (0.40)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)		
							7.00 (5.20)	6.00 (4.20)	1.00 (1.00)	1.00 (1.00)	2.20 (1.50)	0.50 (0.50)	1.70 (0.90)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)	7.00 (5.20)	6.00 (4.20)	1.00 (1.00)	1.00 (1.00)	2.20 (1.50)	0.50 (0.50)	1.70 (0.90)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)		
計						2.5 (1.0)	6.60 (4.60)	5.60 (3.60)	1.00 (1.00)	1.00 (1.00)	2.00 (1.40)	0.50 (0.50)	1.50 (0.40)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)	6.60 (4.60)	5.60 (3.60)	1.00 (1.00)	1.00 (1.00)	2.00 (1.40)	0.50 (0.50)	1.50 (0.40)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)		

- (注) 1. 経営等農用地面積とは、基幹ほ場3作業以上の受託作業を含む面積で所有、権利(利用権を含む)設定、受託面積の合計面積とする(以下同じ。)  
 2. 経営等農用地面積は、実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2200号農村振興局長通知)以下「要領」という。)による算定方法に基づくものである(以下同じ。)  
 3. 基幹3作業受託地(面積)とは、基幹ほ場3作業(機械利用による耕起、田植等及び収穫作業をいう。)以上を受託しているものとする(以下同じ。)  
 4. 対象事業完了時の欄には、実施要綱・要領で定義する要件を備えた担い手に係る面積であって、対象事業完了時の数値を記入する(以下同じ。)  
 5. 認定農業者の経営類型の欄には、1. 市町村が定めた農業構造改善目標の類型番号を記入する(以下同じ。)  
 6. 経営等農用地面積の( )内は、農地集団化面積(1ha(中山間地域等)内は、0.5ha以上)を記入する。

(3) 認定新規就農者の概要 (記入例)

農業者名	年齢	後継者の有無	認定新規就農者		経営等農用地面積 (ha)																		
			認定状況	認定年月	現況					対象事業完了時 (上段)・目標 (下段)													
					計	所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業受託地		計	所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業受託地						
地区内	地区外	地区内	地区外	地区内		地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内		地区外	地区内	地区外	地区内	地区外						
〇〇 〇〇〇	48	無	×	H18.10 (予定)	1.80 (1.00)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	6.60 (4.60)	5.60 (3.60)	1.00 (1.00)	2.00 (1.40)	0.50 (0.50)	1.50 (0.40)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)	
					7.00 (5.20)	6.00 (4.20)	1.00 (1.00)	2.20 (1.50)	0.50 (0.50)	1.70 (0.90)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)	7.00 (5.20)	6.00 (4.20)	1.00 (1.00)	2.20 (1.50)	0.50 (0.50)	1.70 (0.90)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)			
計					1.80 (1.00)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	6.60 (4.60)	5.60 (3.60)	1.00 (1.00)	2.00 (1.40)	0.50 (0.50)	1.50 (0.40)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)			

- (注) 1. 経営等農用地面積とは、基幹ほ場3作業以上の受託作業を含む面積で所有、権利 (利用権を含む) 設定、受託面積の合計面積とする (以下同じ。)
2. 経営等農用地面積は、実施要領 (平成23年4月1日付け22農振第2200号農村振興局長通知) (以下「要領」という。) による算定方法に基づくものである (以下同じ。)
3. 基幹3作業受託地 (面積) とは、基幹ほ場3作業 (機械利用による耕起、田植等及び収穫作業をいう。) 以上を受託しているものとする (以下同じ。)
4. 対象事業完了時の欄には、実施要綱・要領で定義する要件を備えた担い手に係る面積であって、対象事業完了時の数値を記入する (以下同じ。)
5. 認定新規就農者の営農類型の欄には、1. 市町村が定めた農業構造改善目標の類型番号を記入する (以下同じ。)
6. 経営等農用地面積の ( ) 内は、農地集団化面積 (1ha (中山間地域等) にあっては0.5ha以上) を記入する。

(4) 市町村基本構想水準到達者の概要 (記入例)

農業者名	年齢	後継者の有無	市町村基本構想水準到達者		経営等農用地面積 (ha)																	
			認定状況	認定年月	現況					対象事業完了時 (上段)・目標 (下段)												
					所有耕地	賃借権等設定地		基幹3作業受託地		計	地区内	地区外	所有耕地	賃借権等設定地		基幹3作業受託地						
						地区内	地区外	地区内	地区外					地区内	地区外	地区内	地区外					
〇〇 〇〇〇	48	無	×	H18.10 (予定)	1.80 (1.00)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	6.60 (4.60)	5.60 (3.60)	1.00 (1.00)	1.00 (1.00)	2.00 (1.40)	0.50 (0.50)	1.50 (0.40)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)	
					7.00 (5.20)	6.00 (4.20)	1.00 (1.00)	1.00 (1.00)	2.20 (1.50)	0.50 (0.50)	1.70 (0.90)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)									
計					1.80 (1.00)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	6.60 (4.60)	5.60 (3.60)	1.00 (1.00)	1.00 (1.00)	2.00 (1.40)	0.50 (0.50)	1.50 (0.40)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)	

- (注) 1. 経営等農用地面積とは、基幹ほ場3作業以上の受託作業を含む面積で所有、権利(利用権を含む)設定、受託面積の合計面積とする(以下同じ。)  
 2. 経営等農用地面積は、実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2200号農村振興局長通知)以下「要領」という。)による算定方法に基づくものである(以下同じ。)  
 3. 基幹3作業受託地(面積)とは、基幹ほ場3作業(機械利用による耕起、田植等及び収穫作業をいう。)以上を受託しているものとする(以下同じ。)  
 4. 対象事業完了時の欄には、実施要綱・要領で定義する要件を備えた担い手に係る面積であって、対象事業完了時の数値を記入する(以下同じ。)  
 5. 認定新規就農者の営農類型の欄には、1. 市町村が定めた農業構造改善目標の類型番号を記入する(以下同じ。)  
 6. 経営等農用地面積の( )内は、農地集団化面積(1ha(中山間地域等)は0.5ha以上)を記入する。

(5) 農業経営規模拡大計画（記入例）  
現況

関係農家数 うち専業： 3 戸、1 兼： 5 戸、2 兼： 55 戸	個別経営
関係農家の経営等総面積 27.5ha（戸当たり 0.44ha）	
うち 再編地区に占める経営等面積 27.5ha（戸当たり 0.44ha）	
（所有耕地＋賃借地等＋基幹3作業以上受託面積）	
うち 地区内所有耕地面積 27.5ha	
地区内賃借権等設定面積 — ha	
地区内基幹3作業以上受託面積 — ha	
関係農家のうち地区内の中核農家 — 戸 経営等面積計 — ha（戸当たり — ha） （所有耕地＋賃借地等＋基幹3作業以上受託面積） うち所有耕地面積計 — ha 賃借権等設定面積計 — ha 基幹3作業以上受託面積計 — ha	

生産組織又は農地所有適格化法人 —  
なし

目標

高生産性農業型ほ場区域（22.0ha）	高生産性農業型ほ場区域（7.2ha）
農家戸数 5 戸	認定農業者（7.2ha）
経営等面積計 7.2 ha	
戸当たり経営等面積 1.4 ha	
高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率 32.7 %	
認定新規就農者（—ha） 農家戸数 — 戸 経営等面積計 — ha 高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率 — %	
市町村基本構想水準到達者（0.5ha） 農家戸数 4 戸 経営等面積計 0.5 ha 高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率 2.3 %	
生産組織（—ha） 農家戸数 — 戸 経営等面積計 — ha 高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率 — %	
農地所有適格化法人（—ha） 参加農家戸数 — 戸 経営等面積計 — ha 高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率 — %	
小規模経営（3.4ha） 関係農家戸数 6 戸 経営等面積計 3.4 ha 高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率 15.5 %	
集落営農（10.9ha） 関係農家戸数 23 戸 経営等面積計 10.9 ha 高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率 49.5 %	

集約農業型ほ場区域（2.1ha）  
 経営等面積計 2.1 ha（うち担い手 — ha）  
 関係農家戸数 15 戸（うち担い手 — 戸）

条件不利区域 —  
なし

農地転用区域 —  
なし

公園用地：0.14ha  
 宅地その他：0.34ha  
 墓地：0.45ha  
 非農用地ほか（6.3ha）  
 営農倉庫用地：0.10ha  
 排水調整池用地：0.48ha  
 道路水路 3.8ha  
 都市計画街路：0.45ha  
 その他：0.54ha

(6) 経営形態とほ場整備 (記入例)

現況		目標		戸数	耕作面積	経営・組織形態	ほ場形態
経営・組織形態	耕作面積	経営・組織形態	耕作面積				
規模拡大志向農家 A1	1.0	規模拡大志向農家	A1	1	1.3		大区画(1ha)
〃 A2	0.9	〃	A2	1	0.9		大区画(50a)
〃 A3	0.7	〃	A3	1	2.5		
		〃	A4	1	1.5		
		〃	A5	1	1.0		
個人営農希望農家 B1	24.9	農業生産組織 農地所有適格化法人	P1	23	10.9		大区画(1ha、50a)、標準区画
		個人営農希望農家 土地持ち非農家	P2	4	0.5		標準区画
計	27.5	計		63	24.1		

(注) 経営形態については、経営形態現況図及び計画図をそれぞれ対応する生産基盤整備状況図を用いて作成する。

経営形態現況図又は計画図 (目標)

(凡例等記入例)

(注) A3版で現況及び計画別に2葉作成し、文字等が小さく見にくくなる場合は別途巻末に添付する。

凡例 (現況)		凡例 (計画)	
経営・組織形態等	耕作面積 (ha)	経営・組織形態等	耕作面積 (ha)
A1 規模拡大志向農家	4.6	A1 規模拡大志向農家	10.5
A2 〃	4.8	A2 〃	6.7
A3 〃	4.2	A3 〃	6.6
B1 個人営農農家	101.1	P1 生産組織	24.2
B2 〃 (その他農家)	38.7	P2 〃	36.3
C 自家消費型農家	1.3	B1 個人営農農家	30.2
		B2 〃 (その他農家)	34.7
		C 自家消費型農家	1.1
		X 非農用地	1.4

凡例 (現況)		凡例 (計画)	
経営・組織形態等	耕作面積 (ha)	経営・組織形態等	耕作面積 (ha)
A1 規模拡大志向農家	4.6	A1 規模拡大志向農家	10.5
A2 〃	4.8	A2 〃	6.7
A3 〃	4.2	A3 〃	6.6
B1 個人営農農家	101.1	P1 生産組織	24.2
B2 〃 (その他農家)	38.7	P2 〃	36.3
C 自家消費型農家	1.3	B1 個人営農農家	30.2
		B2 〃 (その他農家)	34.7
		C 自家消費型農家	1.1
		X 非農用地	1.4

(7) 経営形態移行の概要

(記入例)

現況	計画(完了時)	計画(目標)
大規模経営農家 [ 2.6ha 3戸]	大規模経営農家 [ 6.8ha 5戸]	→ 大規模経営農家 [ 7.2ha 5戸]
個別経営農家 [ 24.9ha 60戸]	個別経営農家 [ 5.9ha 21戸]	→ 個別経営農家 [ 5.5ha 21戸]
	委託農家 [ - ha - 戸]	委託農家 [ - ha - 戸]
計 [ 27.5ha 63戸]	自家消費農家 [ - ha - 戸]	自家消費農家 [ - ha - 戸]
	農業生産組織 [ 10.9ha 23戸]	→ 農業生産組織 [ 10.9ha 23戸]
	農地所有適格化法人 [ 0.5ha 4戸]	→ 農地所有適格化法人 [ 0.5ha 4戸]
	小計 53戸	小計 53戸
	土地持ち非農家 [ ha 10戸]	→ 土地持ち非農家 [ ha 10戸]
	離農農家 [ ha - 戸]	離農農家 [ ha - 戸]
	計 [ 24.1ha 63戸]	計 [ 24.1ha 63戸]

### 3. 農用地の流動化計画

#### (1) 農用地流動化計画

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 経営等面積 (ha) B	農用地面積に占 める担い手への 利用集積率 (%) B/A
現況(a)			
1年度目			
2年度目			
3年度目			
4年度目			
5年度目			
対象事業完了時(b)			
目標			
b - a			

(注) 1. 対象事業の各年度において実施要綱・要領で定義する要件を備えた担い手に係る数値を記入する。  
2. 各年度及び対象事業完了時(b)の欄には、対象事業実施中の各年度及び完了時の数値を記入する。

#### (2) 計画達成に向けた取組方法

項目	取組主体	具体的方策
担い手への 農地利用集積	都道府県	
	市町村	



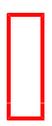
(3) 農用地集團化狀況図

農用地集團化狀況図 (現況)

	〇〇計画区域
	受益地
	集團化算定地域

凡 例	
彩色区分	担い手番号
	1
	2
	3
	4
	5

農用地集團化狀況図 (目標)

	〇〇計画区域
	受益地
	集團化算定地域

凡 例	
彩色区分	担い手番号
	1
	2
	3
	4
	5

5. 経営体育成計画

(1) 認定農業者の育成計画

	市町村全体				地区内											
	現況	目標	全農家戸数 B	目標割合 (%) A/B	現況	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	対象事業 完了時 D	目標	全農家 戸数 E	認定農業者 比率(%) D/E	増加率 (%) D/C	
認定農業者数		A		C												

(注) 1. 地区内の各年度及び対象事業完了時の欄には、対象事業地区内における事業実施中の各年度及び完了時の数値を記入する。

(2) 計画達成に向けた取組方法

項目	取組主体	具体的方策
認定農業者の育成	都道府県	
	市町村	

6. 土地利用計画

(1) 土地利用区分

集落名	面積 (ha)	内 訳						
		高生産性農業型ほ場区域		集約農業型ほ場区域	条件不利区域	農地転用区域	非農用地	その他
		大区画ほ場区域	標準区画ほ場区域					
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

(注) ( )内は内数で、○○事業区域のうち、畦畔除去等簡易なほ場整備を含むほ場整備区域等の面積を記入する。

(注) 土地利用区分は、次の例を参考とする。

ア. 高生産性農業型ほ場区域

(7) 大型農業機械や航空機利用等による大規模経営や乾田直播等新たな営農技術の導入を図るため、ほ場の大区画化や農地の集積を強力に進めることが可能な地域。

(4) 大区画のほ場整備が実施され、又は畦畔除去等により区画の大規模化が促進される地域。

(7) 数集落の農地が生産組織等により利用されることが想定される地域。

(エ) 将来とも生産性の高い優良農地として保全する地域。

(4) 標準区画程度に区画整理が終了した地域において、大区画化を前提とする農地利用の集積が図られること。

イ. 集約農業型ほ場整備区域

(7) 大区画ほ場を造成することが困難であり、果樹、野菜等を交えた集約的な複合経営を目指す地域。

(4) 生産調整を積極的に行う地域。

ウ. 条件不利区域

生産性の向上があまり期待できず、原則として事業対象としない地域。

エ. 農用地転用区域

計画的に農用地を転用する地域であって、事業対象としない地域。

オ. 非農用地

○○事業等により設定された非農用地区域。

なお、土地利用計画図（ゾーニング）を作成するが、巻頭の農用地利用集積促進土地改良整備計画区域図と兼用する。

(2) 優良農地の保全に向けた取組方法（記入例）

（整備された農地の農業上の利用を確保し、遊休農地の発生防止に関する事項等農地を保全して農業経営等の規模拡大に資する取組方策を記載する。）

項目	取組主体	具体的方策
優良農地の保全	都道府県	(例) 促進計画において定められた取組方策について助言等を行うとともに、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく遊休農地に関する措置等を踏まえ、関係部局と連携し農地の農業上の利用の確保の推進を図る。
	市町村	(促進計画において策定した内容を記載 )

7. 収益性向上計画

(1) 収益性向上に向けた取組方針

需要構造等の変化に応じて水稲作に当たっては、業務用重要や輸出の対応、ブランド化を図るなど、収益向上を図るための取組方針を作成する。

収益性向上を図るための取組方針	活動計画
<p>(記入例1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外マーケットにおける日本産米販売や中食・外食等の業務用米は、今後も堅調な需要が期待されることから、麦・大豆等から輸出用米、業務用米への転換を図ることとし、その作付け面積の10%の拡大に向けて、安定した生産と販売を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェトロ、企業等と連携し、輸出用の加工食品等を開発し輸出用米の取引の拡大を図る。</li> <li>中食・外食事業者等の需要に応じた品種導入等による生産拡大を図り、県や農協等と連携し、商談会の開催等により、取引の拡大を図る。</li> <li>多収性の米の導入や直播栽培等による米の生産コストの更なる削減を図る。</li> </ul>
<p>(記入例2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>圃場の大区画化にあわせ、作業の効率化や新技術導入による更なる低コスト化を図り、生み出された余剰労働力も活用して、流通における特徴ある米の主産地化を図る。</li> <li>具体的には、安全安心の消費者ニーズを踏まえた品質の高度化に努め、麦・大豆等から特別栽培米や有機栽培米への転換を図ることとし、その作付面積の10%の拡大に向けて、品質の高い、安定した生産及び販売を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全安心の消費者需要に対応した高品質の作物を栽培するための専業技術の習得、導入し、ブランド化の強化を図る。</li> <li>県や農協等と連携に加え、企業等を通じた販売ルートの確保に努める。</li> <li>直播栽培や減肥・減農薬等による米の更なる生産コスト削減を図る。</li> </ul>
<p>(記入例3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>圃場の大区画化・汎用化により、土地利用型作物の栽培における作業効率を向上させ、新たな技術導入による更なる低コスト化を図るとともに、高収益作物を導入することで収益性の向上を図る。</li> <li>具体的には、収益性の高い作物への転換を図ることとし、その作付面積の10%の拡大に向けて、安定した生産及び販売を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県や農協等と連携し、収益性の高い作物を栽培するための技術の習得、導入を図る。</li> <li>高収益作物においては、周辺地域との差別化するため、リレー出荷や外食事業者等への販売ルートの確保に努める。</li> <li>土地利用型作物においては、大型機械作業の導入を図り、更なる生産コストの削減を図る。</li> </ul>

(2) 販売額向上

①作物生産額

受益地内で生産された作物の生産額を整理する。

作物名	事業計画														
	事業実施前 (現況)					事業実施前 (計画)					事業実施後 (評価時点)				
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ④=①×②×③/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑧=⑤×⑥×⑦/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑧'=⑤'×⑥' ×⑦'/100			
計	①	②	③		⑤	⑥	⑦		⑤'	⑥'	⑦'				

※②加工品や6次化商品として出荷される作物分は、除く。

※事業完了後の評価時点において複数の販売先 (JA、スーパー、直売所、インターネット等) がある場合は、それぞれの単価を用いることも可能。

※単収及び単価は、評価直近年の値を用いることとするが、気象条件による異常値の場合はその限りではない。

②加工品や6次化商品の販売額

受益地内で生産された作物を利用して加工・販売している商品の販売額を整理する。

加工品名	販売額 (千円)	
	事業実施前 ⑨	事業実施後 (計画) ⑩
		事業実施後 (評価時点) ⑪
計		

③その他販売額

上記①及び②以外で受益地内で生産された作物を利用して販売された販売額を整理する。

品名	販売額 (千円)	
	事業実施前 ⑫	事業実施後 (計画) ⑬
		事業実施後 (評価時点) ⑭
計		

④販売額向上率

①作物生産額		②加工品や6次化商品販売額		③その他販売額		販売額向上率 (%) ②1 = (⑬+⑭+⑮) / (⑬+⑭+⑮+⑯)
事業実施前 (千円) ⑬=④	事業実施後 (千円) ⑭=⑧又は⑧'	事業実施前 (千円) ⑰=⑨	事業実施後 (千円) ⑱=⑩又は⑩'	事業実施前 (千円) ⑲=⑫	事業実施後 (千円) ⑳=⑬又は⑬'	

(3) 担い手の米の生産コスト  
担い手の米の生産コストを整理する。

現況生産コスト (円/60kg)	計画生産コスト (円/60kg)	事業実施後 (評価時点) (円/60kg)

※米の生産コストとは、資本利子や地代も含めた60kg当たり全算入生産費（資本利子・地代全額算入生産費）のことを指す。

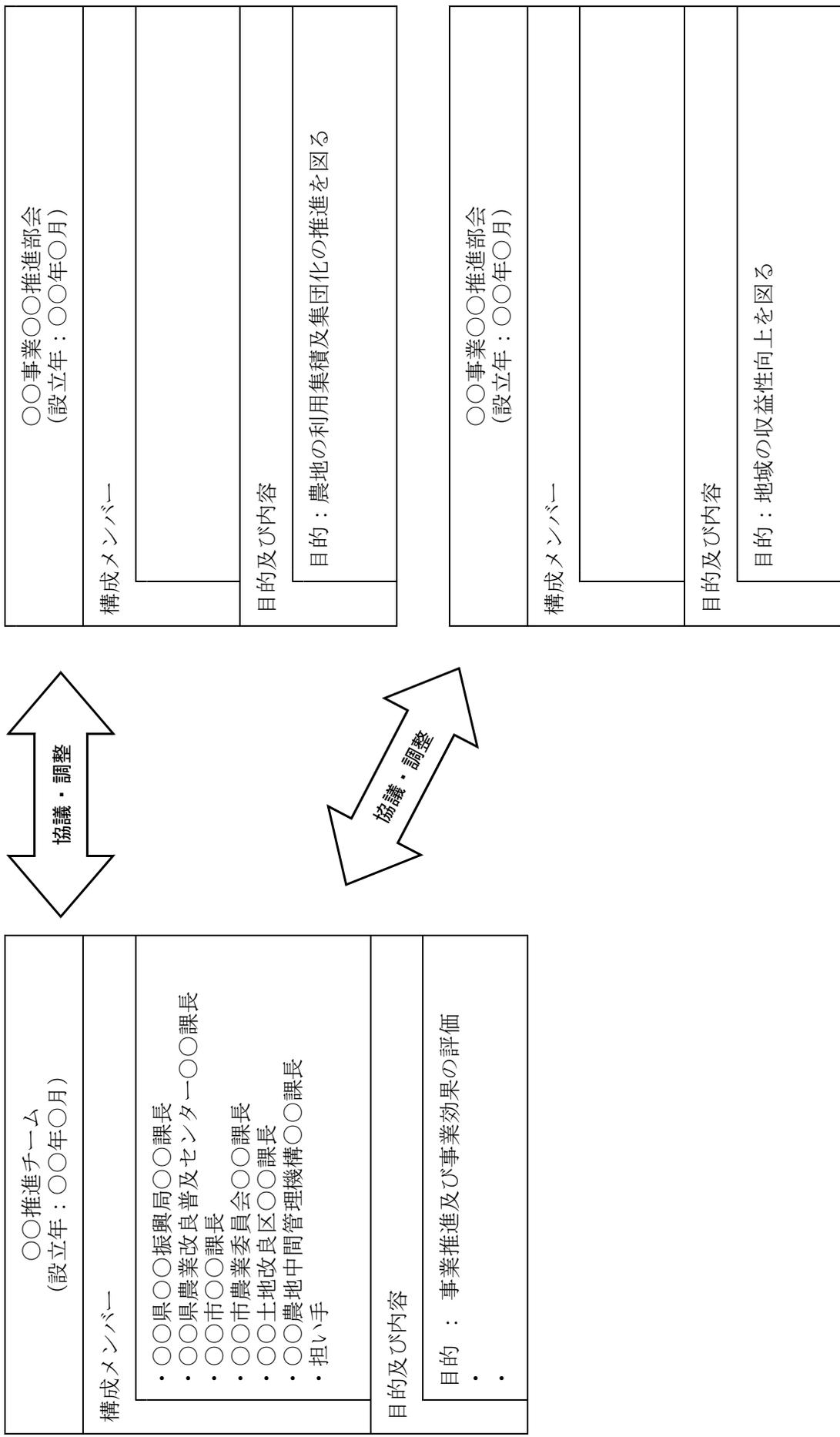
(4) 高収益作物の割合  
作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合を整理する。

作物名	事業実施前 (現況)						事業実施前 (計画)						事業実施後 (評価時点)			
	面積 (ha) ①	単収 (kg/10a) ②	単価 (千円/t) ③	生産額 (千円) ④=①×②×③/100	面積 (ha) ⑤	単収 (kg/10a) ⑥	単価 (千円/t) ⑦	生産額 (千円) ⑧=⑤×⑥×⑦/100	面積 (ha) ⑨	単収 (kg/10a) ⑩	単価 (千円/t) ⑪	生産額 (千円) ⑫=⑨×⑩×⑪/100	面積 (ha) ⑬	単収 (kg/10a) ⑭	単価 (千円/t) ⑮	生産額 (千円) ⑯=⑬×⑭×⑮/100
計																
主食用米を除いた 生産額 ⑰																
高収益作物の 生産額 ⑱																
作物生産額に占める 高収益作物の割合 ⑲/⑰																

8. 推進体制整備計画  
 (担い手への農地の利用集積の促進及び地域の収益性の向上を図るための推進体制整備について、各段階の組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成する。)

(記入例)

〇〇地区事業推進体制図



9. 農業生産基盤整備計画																	
(1) 農業生産基盤整備計画																	
① 補助事業																	
事業名	地区名	地区名	事業主体	受益面積	概算総事業費	主	要	工	事	概	要	予定負担率(%)		前年度までの事業費	予定工期	事業番号	
												市町村	農家				百万円
				ha	百万円	区画整理	整地工 暗渠工 客土工 畦畔除去工 用水パイプライン化 排水路暗渠化	ha、 ha、 ha、 ha、 ha	用水路工 排水路工 道路工 その他( )	L= L= L=	km km km ha	併せ事業		百万円			
② 国営事業																	
事業名	地区名	地区名	受益面積	総事業費	事業工期	前年度までの進捗率	当該区域内の施設等		進捗率	事業番号	備考						
							受益面積	施設の名称及び数量									
			ha	百万円		%	ha		%								

10. 農業経営高度化計画					
事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費(千円)	備考
(1) 指導事業					
(2) 調査・調整事業					
(3) 耕地利用高度化推進事業					
合計					

県		地区	
作	成	年	月
年	月	年	月

**集積集団化等促進基盤整備計画書**

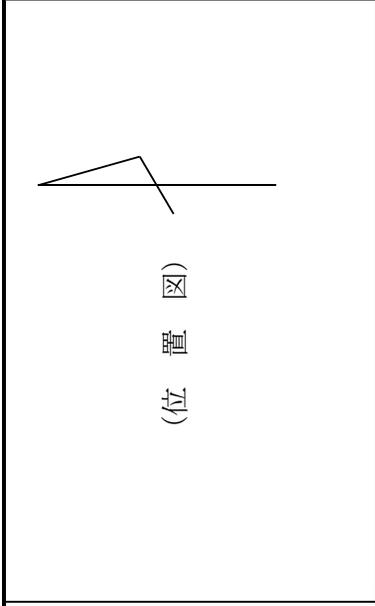
〇〇地区

令和 年 月 日

〇〇県

# 集積集団化等促進基盤整備計画区域図兼土地利用計画図

〇 〇 県 〇 〇 地 区



(注) 計画区域の土地利用計画であり、第2章の6. 土地利用計画に従って区分すること。農業生産基盤整備事業の計画の状況が分かるようにすること。

(凡 例)	
集積集団化等促進基盤整備計画区域	黒 ..... で囲む
区分	
高生産性農業型ほ場区域	赤 色
集約農業型ほ場区域	緑 色
条件不利区域	茶 色
農地転用区域	黄 色
非農用地	青 色

## ＜目 次＞

第1章 概要	
1. 集積集団化等促進基盤整備計画総括表	
2. 農業経営の変化と農業農村整備の展望	
3. 対象事業名	
4. 地区の概況	
(1) 市町村名等	
(2) 市町村の概要	
(3) 市町村における農業振興の目標	
(4) 対象地区の選定理由	
(5) 計画区域農地の概要	
(6) 社会経済条件	
(7) 生産調整の実施状況	
(8) 現況農用地の整備状況	
第2章 計画事項	
1. 市町村が定めた農業構造改善目標	
2. 担い手等の見通し	
(1) 担い手の見通し	
①農家数及び経営規模	
②担い手の見通し	
(2) 認定農業者の概要	
(3) 認定新規就農者の概要	
(4) 市町村基本構想水準達成者の概要	
(5) 農業経営規模拡大計画	
(6) 経営形態とほ場整備	
(7) 経営形態移行の概要	
3. 農用地の流動化計画	
(1) 農用地流動化計画	
(2) 計画達成に向けた取組方法	
4. 農用地の集団化計画	
(1) 農用地集団化計画	
(2) 担い手別農用地集団化一覧	
(3) 農用地集団化状況図	
5. 経営体育成計画	
(1) 認定農業者の育成計画	
(2) 計画達成に向けた取組方法	
6. 土地利用計画	
(1) 土地利用区分	
(2) 優良農地の保全に向けた取組方法	
7. 収益性向上計画	
(1) 収益性向上に向けた取組方針	
(2) 販売額向上	
(3) 生産コスト低減	
(4) 担い手の米の生産コスト	
(5) 高収益作物の割合	
8. 推進体制整備計画	
9. 農業生産基盤整備計画	
10. 農業経営高度化計画	

第1章 概要

1. 集積集団化等促進基盤整備計画総括表

都道府県名	所在地	地区名	地区面積 (ha)	地域区分	担当部課名		
					(TEL , FAX )		
地勢及び社会経済条件	農用地の整備状況						
営農状況							
地区設定理由	非農用地の概要						
農業構造の再編目標	現況 → 目標						
農用地の流動化計画及び経営体育成計画並びにほ場整備計画	項目	農用地面積 (ha) ①	担い手の経営面積 (ha) ②	同左シェア (%) ②÷①	認定農業者数	全農家に占める認定農業者の割合	備考
	現況		( )	( )		当該地区(対象事業完了時)	目標年度：〇〇年度
	対象事業完了時		( )	( )		市町村平均	
	目標		( )	( )			
	農地集団化方法(目標)	計 (ha)	認定農業者	認定新規就農者	市町村基本構想水準到達者	ほ場整備計画	項目
計 (ha)						大区画	
						標準区画	
						小区画(労働集約型)	
						未整備(小区画含む)	
						計	
① 農業生産基盤及び営農環境の整備目標並びに対応する事業管理計画				②		③	④
				( 年～ 年)	( 年～ 年)	( 年～ 年)	( 年～ 年)

(注) 農用地の流動化計画及び経営体育成計画並びにほ場整備計画の( )内は、担い手への農地集団化面積について記入する。

## 2. 農業経営の変化と農業農村整備の展望

(記入例)

	現 況 (令和 年)	目 標 (令和 年)
経営形態	個別経営 39戸 経営規模別農家数 … 1 農地面積 51.8ha (田:51.2、畑:0.6) … 9 作物 米+小麦 … 10 米+小麦 … 8 米+小麦 … 6 米+小麦 … 0 米+小麦 … 1 米+小麦 … 4 委託	○○生産組合(集落協業型)設立、育成 経営面積 47.2ha(水田) ↓ 法人組織の企業経営の確立 担い手…集落機能を生かし、営農意欲のある若い人材を育成 ↓ 集落一農場制の確立 作物 米+小麦+野菜+花き
経営状況	全てが第2種兼業農家 農業従事者の高齢化が進行 → 中身の乏しい抜け殻状態 農業に対する暗い現状認識 零細規模(平均1.3ha) → 低い生産性 農地の分散錯圃 → 過剰投資 農業機械及び器具の個別保有	農用地利用性の向上 → 生産性の向上 直播栽培等の新しい技術普及 → 機械・施設の効率的利用 経営と生産と調査研究等 → 企業経営 各必要部門の担当者育成 特産品の栽培 → 高付加価値農業
生産基盤の状況	区画形状…10a区画(昭和38年○○土地改良事業実施) 農道 …幅員2m 用水路 …開水路(老朽化) 用水源 …河川水、地下水、ため池	区画形状…標準区画、大区画(1ha) → 連坦的農地集積 農道 …集落道との一体整備 用水路…用水路パイプライン → 暗渠排水 → 農地の質的向上 直播技術の普及 畑利用の拡大(野菜、施設園芸) フライト農業
整備水準	ほ場及び農道…小型機械体系のみ可能 用排分離 …ただし、排水効果不足	畦畔除去による大区画整備 → 大型機械体系可能 暗渠排水施設の整備 → 作物選択肢の拡大 排水路の高度利用 → 地下かんがい、直播技術対応 水管理の自動化 → 稲作労働時間の低減 生産基盤と生活環境の一体整備 → 21世紀の農村の実現 集落内道路の整備 アメニティ向上の整備 (集落周辺の水環境整備) 集落排水施設の整備 内発的な集落地域の発展

<b>3. 対象事業名</b>									
事業名	地区名	採択年度	完了予定年度	受益面積	総事業費				
〇〇事業		年度	年度	h a	百万円				
<b>4. 地区の概況</b>									
(1) 市町村名等	市町村名	関係集落数	関係土地改良区名						
(2) 市町村の概要									
(3) 市町村における農業振興の目標									
(4) 対象地区の選定理由									
(5) 計画区域農地の概要									
計画区域農用地面積	概	要	関係農協名						
h a									
(6) 社会経済条件(振興計画等の指定状況) (市町村名: 調査年度: 令和 年度)									
名	称	対象地域	指定	許可	年月日				
			指定	許可					
			指定	許可					
			指定	許可					
(7) 生産調整の実施状況									
	転作等目標面積(令和 年度) (ha)								
該当市町村全体									
事業地区関係集落									

(注) 総事業費は、生産基盤整備事業等の総事業費を記載する。

(8) 現況農用地の整備状況

①は場区画

未整備面積 (ha)	整備済み面積 (ha)	標準区画 (a)	整備年	標準区画以下の 整備面積 (ha)

②暗渠排水

未整備面積 (ha)	整備済み面積 (ha)	経過年数	耐用年数	耐用年数 経過面積 (ha)

③整備を要する面積の総計暗渠排水

整備を要する 面積(※) (ha)	整備を要する面 積の割合 (%)

※未整備・不整形の面積と排水不良の面積はダブルカウントしない。

## 第2章 計画事項

### 1. 市町村が定めた農業構造改善目標

(経営規模の目標等) : (記入例)

番号	営農類型	経営規模の目標	農家戸数の目標	その他
①	水稻専業	水稻 畑(雨除) 肉用牛繁殖 5ha 10a 3頭	30戸	(流動化目標面積) 65ha
②	水稻+肉用牛(繁殖)	水稻 畑(雨除) 肉用牛繁殖 3ha 10a 20頭	40戸	(流動化目標面積) 55ha
③	水稻+豚(繁殖)	水稻 畑(雨除) 繁殖豚 2.7ha 20a 30頭	15戸	(流動化目標面積) 25ha
④	水稻+野菜	水稻 畑(雨除) 畑(露地) 3ha 30a 20a	15戸	(流動化目標面積) 15ha

### 2. 担い手等の見通し

(1) 担い手の見通し

① 農家数及び経営規模

	専業		第一種兼業		第二種兼業		計	
	戸数	標準経営規模	戸数	標準経営規模	戸数	標準経営規模	戸数	標準経営規模
現況 (RO)	戸 ( )	ha/戸 ( )						
目標 (RO)	戸 ( )	ha/戸 ( )						

(注) 上段( )は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。

② 担い手の見通し

現況	認定新規就農者		市町村構想水準到達者		計	
	目標	現況	目標	現況	目標	現況

(2) 認定農業者の概要 (記入例)

農業者名	年齢	後継者の有無	認定農業者				経営等農用地面積 (ha)																	
			認定状況	認定年月	経営類型	基準面積 (ha)	現況					対象事業完了時 (上段)・目標 (下段)												
							所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業受託地		計	地区内	地区外	所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業受託地				
地区内		地区外		地区内		地区外		地区内		地区外		地区内				地区外								
〇〇 〇〇〇	48	無	×	H18.10 (予定)	②	2.5 (1.0)	1.80 (1.00)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	1.80 (1.00)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	6.60 (4.60)	5.60 (3.60)	1.00 (1.00)	2.00 (1.40)	0.50 (0.50)	1.50 (0.40)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)	
							7.00 (5.20)	6.00 (4.20)	1.00 (1.00)	2.20 (1.50)	0.50 (0.50)	1.70 (0.90)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)	0.50 (0.50)									
計						2.5 (1.0)	6.60 (4.60)	5.60 (3.60)	1.00 (1.00)	2.20 (1.50)	0.50 (0.50)	1.70 (0.90)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)	0.50 (0.50)									

- (注) 1. 経営等農用地面積とは、基幹ほ場3作業以上の受託作業を含む面積で所有、権利(利用権を含む)設定、受託面積の合計面積とする(以下同じ。)  
 2. 経営等農用地面積は、実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2200号農村振興局長通知)以下「要領」という。)による算定方法に基づくものである(以下同じ。)  
 3. 基幹3作業受託地(面積)とは、基幹ほ場3作業(機械利用による耕起、田植等及び収穫作業をいう。)以上を受託しているものとする(以下同じ。)  
 4. 対象事業完了時の欄には、実施要綱・要領で定義する要件を備えた担い手に係る面積であって、対象事業完了時の数値を記入する(以下同じ。)  
 5. 認定農業者の経営類型の欄には、1. 市町村が定めた農業構造改善目標の類型番号を記入する(以下同じ。)  
 6. 経営等農用地面積の( )内は、農地集団化面積(1ha(中山間地域等)内は、0.5ha以上)を記入する。

(3) 認定新規就農者の概要 (記入例)

農業者名	年齢	後継者の有無	認定新規就農者		経営等農用地面積 (ha)																		
			認定状況	認定年月	現況					対象事業完了時 (上段)・目標 (下段)													
					計	所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業受託地		計	所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業受託地						
地区内	地区外	地区内	地区外	地区内		地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内		地区外	地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外				
〇〇 〇〇〇	48	無	×	H18.10 (予定)	1.80 (1.00)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	1.80 (1.00)	6.60 (4.60)	5.60 (3.60)	1.00 (1.00)	1.00 (1.00)	2.00 (1.40)	0.50 (0.50)	1.50 (0.40)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)	
					7.00 (5.20)	6.00 (4.20)	1.00 (1.00)	1.00 (1.00)	2.20 (1.50)	0.50 (0.50)	1.70 (0.90)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)										
計					1.80 (1.00)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	1.80 (1.00)	6.60 (4.60)	5.60 (3.60)	1.00 (1.00)	1.00 (1.00)	2.00 (1.40)	0.50 (0.50)	1.50 (0.40)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)	

- (注) 1. 経営等農用地面積とは、基幹ほ場3作業以上の受託作業を含む面積で所有、権利(利用権を含む)設定、受託面積の合計面積とする(以下同じ。)  
 2. 経営等農用地面積は、実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2200号農村振興局長通知)以下「要領」という。)による算定方法に基づくものである(以下同じ。)  
 3. 基幹3作業受託地(面積)とは、基幹ほ場3作業(機械利用による耕起、田植等及び収穫作業をいう。)以上を受託しているものとする(以下同じ。)  
 4. 対象事業完了時の欄には、実施要綱・要領で定義する要件を備えた担い手に係る面積であって、対象事業完了時の数値を記入する(以下同じ。)  
 5. 認定新規就農者の営農類型の欄には、1. 市町村が定めた農業構造改善目標の類型番号を記入する(以下同じ。)  
 6. 経営等農用地面積の( )内は、農地集団化面積(1ha(中山間地域等)は0.5ha以上)を記入する。

(4) 市町村基本構想水準到達者の概要 (記入例)

農業者名	年齢	後継者の有無	市町村基本構想水準到達者		経営等農用地面積 (ha)															
			認定状況	認定年月	現況					対象事業完了時 (上段)・目標 (下段)										
					計	所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業受託地		計	所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業受託地			
						地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外		地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外		
〇〇 〇〇〇	48	無	×	H18.10 (予定)	1.80 (1.00)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	1.80 (1.00)	5.60 (3.60)	1.00 (1.00)	2.00 (1.40)	0.50 (0.50)	1.50 (0.40)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)
					7.00 (5.20)	6.00 (4.20)	1.00 (1.00)	1.00 (1.00)	2.20 (1.50)	0.50 (0.50)	1.70 (0.90)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)							
計					1.80 (1.00)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	1.50 (1.00)	0.30 (0)	6.60 (4.60)	5.60 (3.60)	1.00 (1.00)	2.00 (1.40)	0.50 (0.50)	1.50 (0.40)	2.10 (1.80)	0.50 (0.50)

- (注) 1. 経営等農用地面積とは、基幹ほ場3作業以上の受託作業を含む面積で所有、権利(利用権を含む)設定、受託面積の合計面積とする(以下同じ。)  
 2. 経営等農用地面積は、実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2200号農村振興局長通知)以下「要領」という。)による算定方法に基づくものである(以下同じ。)  
 3. 基幹3作業受託地(面積)とは、基幹ほ場3作業(機械利用による耕起、田植等及び収穫作業をいう。)以上を受託しているものとする(以下同じ。)  
 4. 対象事業完了時の欄には、実施要綱・要領で定義する要件を備えた担い手に係る面積であって、対象事業完了時の数値を記入する(以下同じ。)  
 5. 認定新規就農者の営農類型の欄には、1. 市町村が定めた農業構造改善目標の類型番号を記入する(以下同じ。)  
 6. 経営等農用地面積の( )内は、農地集団化面積(1ha(中山間地域等)は0.5ha以上)を記入する。

(5) 農業経営規模拡大計画（記入例）

現況

関係農家数 うち専業： 3 戸、1 兼： 5 戸、2 兼： 55 戸	個別経営
関係農家の経営等総面積 27.5ha（戸当たり 0.44ha）	
うち再編地区に占める経営等面積 27.5ha（戸当たり 0.44ha）	
（所有耕地+賃借地等+基幹3作業以上受託面積）	
うち地区内所有耕地面積 27.5ha	
地区内賃借権等設定面積 — ha	
地区内基幹3作業以上受託面積 — ha	
関係農家のうち地区内の中核農家 経営等面積計 — ha（戸当たり — ha）	
（所有耕地+賃借地等+基幹3作業以上受託面積）	
うち所有耕地面積計 — ha	
賃借権等設定面積計 — ha	
基幹3作業以上受託面積計 — ha	

生産組織又は農地所有適格化法人

なし

目標

高生産性農業型ほ場区域（22.0ha）	高生産性農業型ほ場区域（7.2ha）
農家戸数 5 戸	認定農業者（7.2ha） 5 戸
経営等面積計 7.2 ha	
戸当たり経営等面積 1.4 ha	
高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率 32.7 %	
認定新規就農者（—ha）	
農家戸数 — 戸	
経営等面積計 — ha	
高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率 — %	
市町村基本構想水準到達者（0.5ha）	
農家戸数 4 戸	
経営等面積計 0.5 ha	
高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率 2.3 %	
生産組織（—ha）	
農家戸数 — 戸	
経営等面積計 — ha	
高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率 — %	
農地所有適格化法人（—ha）	
参加農家戸数 — 戸	
経営等面積計 — ha	
高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率 — %	
小規模経営（3.4ha）	
関係農家戸数 6 戸	
経営等面積計 3.4 ha	
高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率 15.5 %	
集落営農（10.9ha）	
関係農家戸数 23 戸	
経営等面積計 10.9 ha	
高生産性農業型ほ場区域に占める面積比率 49.5 %	

集約農業型ほ場区域（2.1ha）  
経営等面積計 2.1 ha（うち担い手 — ha）  
関係農家戸数 15 戸（うち担い手 — 戸）

条件不利区域  
なし

農地転用区域  
なし

公園用地：0.14ha  
宅地その他：0.34ha  
墓地：0.45ha

非農用地ほか（6.3ha）  
営農倉庫用地：0.10ha  
排水調整池用地：0.48ha  
道路水路 3.8ha

都市計画街路：0.45ha  
その他：0.54ha

(6) 経営形態とほ場整備 (記入例)

現況		目標		戸数	経営・組織形態	耕作面積	戸数	ほ場形態
経営・組織形態	耕作面積	経営・組織形態	耕作面積					
規模拡大志向農家 A1	1.0	規模拡大志向農家	A1	1	1.3	1	大区画(1ha)	
〃 A2	0.9	〃	A2	1	0.9	1	大区画(50a)	
〃 A3	0.7	〃	A3	1	2.5	1		
		〃	A4	1	1.5	1		
		〃	A5	1	1.0	1		
個人営農希望農家 B1	24.9	農業生産組織 農地所有適格化法人	P1	23	10.9	23	大区画(1ha、50a)、標準区画	
		個人営農希望農家 土地持ち非農家	P2	4	0.5	4	大区画(50a)	
計	27.5	計		63	24.1	63	標準区画	

(注) 経営形態については、経営形態現況図及び計画図をそれぞれ対応する生産基盤整備状況図を用いて作成する。

経営形態現況図又は計画図 (目標)

(凡例等記入例)

(注) A3版で現況及び計画別に2葉作成し、文字等が小さく見にくくなる場合は別途巻末に添付する。

凡例 (現況)		凡例 (計画)	
経営・組織形態等	耕作面積 (ha)	経営・組織形態等	耕作面積 (ha)
A1 規模拡大志向農家	4.6	A1 規模拡大志向農家	10.5
A2 〃	4.8	A2 〃	6.7
A3 〃	4.2	A3 〃	6.6
B1 個人営農農家	101.1	P1 生産組織	24.2
B2 〃 (その他農家)	38.7	P2 〃	36.3
C 自家消費型農家	1.3	B1 個人営農農家	30.2
		B2 〃 (その他農家)	34.7
		C 自家消費型農家	1.1
		X 非農用地	1.4

凡例 (現況)		凡例 (計画)	
経営・組織形態等	耕作面積 (ha)	経営・組織形態等	耕作面積 (ha)
A1 規模拡大志向農家	4.6	A1 規模拡大志向農家	10.5
A2 〃	4.8	A2 〃	6.7
A3 〃	4.2	A3 〃	6.6
B1 個人営農農家	101.1	P1 生産組織	24.2
B2 〃 (その他農家)	38.7	P2 〃	36.3
C 自家消費型農家	1.3	B1 個人営農農家	30.2
		B2 〃 (その他農家)	34.7
		C 自家消費型農家	1.1
		X 非農用地	1.4

(7) 経営形態移行の概要

(記入例)

現況	計画(完了時)	計画(目標)
大規模経営農家 [ 2.6ha 3戸]	大規模経営農家 [ 6.8ha 5戸]	→ 大規模経営農家 [ 7.2ha 5戸]
個別経営農家 [ 24.9ha 60戸]	個別経営農家 [ 5.9ha 21戸]	→ 個別経営農家 [ 5.5ha 21戸]
	委託農家 [ - ha - 戸]	委託農家 [ - ha - 戸]
計 [ 27.5ha 63戸]	自家消費農家 [ - ha - 戸]	自家消費農家 [ - ha - 戸]
	農業生産組織 [ 10.9ha 23戸]	→ 農業生産組織 [ 10.9ha 23戸]
	農地所有適格化法人 [ 0.5ha 4戸]	→ 農地所有適格化法人 [ 0.5ha 4戸]
	小計 53戸	小計 53戸
	土地持ち非農家 [ ha 10戸]	→ 土地持ち非農家 [ ha 10戸]
	離農農家 [ ha - 戸]	離農農家 [ ha - 戸]
	計 [ 24.1ha 63戸]	計 [ 24.1ha 63戸]

### 3. 農用地の流動化計画

#### (1) 農用地流動化計画

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 経営等面積 (ha) B	農用地面積に占 める担い手への 利用集積率 (%) B/A
現況(a)			
1年度目			
2年度目			
3年度目			
4年度目			
5年度目			
対象事業完了時(b)			
目標			
b - a			

(注) 1. 対象事業の各年度において実施要綱・要領で定義する要件を備えた担い手に係る数値を記入する。  
2. 各年度及び対象事業完了時(b)の欄には、対象事業実施中の各年度及び完了時の数値を記入する。

#### (2) 計画達成に向けた取組方法

項目	取組主体	具体的方策
担い手への 農地利用集積	都道府県	
	市町村	



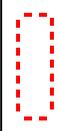
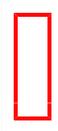
(3) 農用地集團化狀況図

農用地集團化狀況図 (現況)

	〇〇計画区域
	受益地
	集團化算定地域

凡 例	
彩色区分	担い手番号
	1
	2
	3
	4
	5

農用地集團化狀況図 (目標)

	〇〇計画区域
	受益地
	集團化算定地域

凡 例	
彩色区分	担い手番号
	1
	2
	3
	4
	5

5. 経営体育成計画

(1) 認定農業者の育成計画

	市町村全体				地区内											
	現況	目標	全農家戸数 B	目標割合 (%) A/B	現況	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	対象事業 完了時 D	目標	全農家 戸数 E	認定農業者 比率(%) D/E	増加率 (%) D/C	
認定農業者数		A		C												

(注) 1. 地区内の各年度及び対象事業完了時の欄には、対象事業地区内における事業実施中の各年度及び完了時の数値を記入する。

(2) 計画達成に向けた取組方法

項目	取組主体	具体的方策
認定農業者の育成	都道府県	
	市町村	

6. 土地利用計画

(1) 土地利用区分

集落名	面積 (ha)	内 訳						
		高生産性農業型ほ場区域		集約農業型ほ場区域	条件不利区域	農地転用区域	非農用地	その他
		大区画ほ場区域	標準区画ほ場区域					
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

(注) ( )内は内数で、○○事業区域のうち、畦畔除去等簡易なほ場整備を含むほ場整備区域等の面積を記入する。

(注) 土地利用区分は、次の例を参考とする。

ア. 高生産性農業型ほ場区域

(7) 大型農業機械や航空機利用等による大規模経営や乾田直播等新たな営農技術の導入を図るため、ほ場の大区画化や農地の集積を強力に進めることが可能な地域。

(4) 大区画のほ場整備が実施され、又は畦畔除去等により区画の大規模化が促進される地域。

(7) 数集落の農地が生産組織等により利用されることが想定される地域。

(エ) 将来とも生産性の高い優良農地として保全する地域。

(4) 標準区画程度に区画整理が終了した地域において、大区画化を前提とする農地利用の集積が図られること。

イ. 集約農業型ほ場整備区域

(7) 大区画ほ場を造成することが困難であり、果樹、野菜等を交えた集約的な複合経営を目指す地域。

(4) 生産調整を積極的に行う地域。

ウ. 条件不利区域

生産性の向上があまり期待できず、原則として事業対象としない地域。

エ. 農用地転用区域

計画的に農用地を転用する地域であって、事業対象としない地域。

オ. 非農用地

○○事業等により設定された非農用地区域。

なお、土地利用計画図（ゾーニング）を作成するが、巻頭の農用地利用集積促進土地改良整備計画区域図と兼用する。

(2) 優良農地の保全に向けた取組方法（記入例）

（整備された農地の農業上の利用を確保し、遊休農地の発生防止に関する事項等農地を保全して農業経営等の規模拡大に資する取組方策を記載する。）

項目	取組主体	具体的方策
優良農地の保全	都道府県	(例) 促進計画において定められた取組方策について助言等を行うとともに、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく遊休農地に関する措置等を踏まえ、関係部局と連携し農地の農業上の利用の確保の推進を図る。
	市町村	(促進計画において策定した内容を記載 )

7. 収益性向上計画

(1) 収益性向上に向けた取組方針  
 需要構造等の変化に応じて水稲作に当たっては、業務用重要や輸出の対応、ブランド化を図るなど、収益向上を図るための取組方針を作成する。

収益性向上を図るための取組方針	活動計画
<p>(記入例1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外マーケットにおける日本産米販売や中食・外食等の業務用米は、今後も堅調な需要が期待されることから、麦・大豆等から輸出用米、業務用米への転換を図ることとし、その作付け面積の10%の拡大に向けて、安定した生産と販売を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェトロ、企業等と連携し、輸出用の加工食品等を開発し輸出用米の取引の拡大を図る。</li> <li>中食・外食事業者等の需要に応じた品種導入等による生産拡大を図り、県や農協等と連携し、商談会の開催等により、取引の拡大を図る。</li> <li>多収性の米の導入や直播栽培等による米の生産コストの更なる削減を図る。</li> </ul>
<p>(記入例2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>圃場の大区画化にあわせ、作業の効率化や新技術導入による更なる低コスト化を図り、生み出された余剰労働力も活用して、流通における特徴ある米の主産地化を図る。</li> <li>具体的には、安全安心の消費者ニーズを踏まえた品質の高度化に努め、麦・大豆等から特別栽培米や有機栽培米への転換を図ることとし、その作付面積の10%の拡大に向けて、品質の高い、安定した生産及び販売を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全安心の消費者需要に対応した高品質の作物を栽培するための専業技術の習得、導入し、ブランド化の強化を図る。</li> <li>県や農協等と連携に加え、企業等を通じた販売ルートの確保に努める。</li> <li>直播栽培や減肥・減農薬等による米の更なる生産コスト削減を図る。</li> </ul>
<p>(記入例3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>圃場の大区画化・汎用化により、土地利用型作物の栽培における作業効率を向上させ、新たな技術導入による更なる低コスト化を図るとともに、高収益作物を導入することで収益性の向上を図る。</li> <li>具体的には、収益性の高い作物への転換を図ることとし、その作付面積の10%の拡大に向けて、安定した生産及び販売を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県や農協等と連携し、収益性の高い作物を栽培するための技術の習得、導入を図る。</li> <li>高収益作物においては、周辺地域との差別化するため、リレー出荷や外食事業者等への販売ルートの確保に努める。</li> <li>土地利用型作物においては、大型機械作業の導入を図り、更なる生産コストの削減を図る。</li> </ul>

(2) 販売額向上

①作物生産額

受益地内で生産された作物の生産額を整理する。

作物名	事業計画						事業実施後 (評価時点)							
	事業実施前 (現況)			事業実施前 (計画)			面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円)	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円)
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円)	面積 (ha)	単収 (kg/10a)								
	①	②	③	$\frac{④=① \times ②}{③} \times \frac{⑥}{100}$	⑤	⑥	⑦	$\frac{⑧=⑤ \times ⑥}{⑦} \times \frac{⑥}{100}$	⑤'	⑥'	⑦'	$\frac{⑧'}{⑦'} \times \frac{⑥'}{100}$		
計														

※②加工品や6次化商品として出荷される作物分は、除く。

※事業完了後の評価時点において複数の販売先 (JA、スーパー、直売所、インターネット等) がある場合は、それぞれの単価を用いることも可能。

※単収及び単価は、評価直近年の値を用いることとするが、気象条件による異常値の場合はその限りではない。

②加工品や6次化商品の販売額

受益地内で生産された作物を利用して加工・販売している商品の販売額を整理する。

加工品名	販売額 (千円)		事業実施後 (評価時点)
	事業実施前	事業実施後	
	⑨	⑩	⑪
計			

③その他販売額

上記①及び②以外で受益地内で生産された作物を利用して販売された販売額を整理する。

品名	販売額 (千円)		事業実施後 (評価時点)
	事業実施前	事業実施後	
	⑫	⑬	⑭
計			

④販売額向上率

①作物生産額		②加工品や6次化商品販売額		③その他販売額		販売額向上率 (%)
事業実施前 (千円) ⑮=④	事業実施後 (千円) ⑯=⑧又は⑧'	事業実施前 (千円) ⑰=⑨	事業実施後 (千円) ⑱=⑩又は⑪	事業実施前 (千円) ⑲=⑫	事業実施後 (千円) ⑳=⑬又は⑭	

(3) 生産コスト低減  
生産コストは、効果算定マニュアルの営農経費節減効果（第6表）の算定方法に準じて整理する。

作物名	事業計画 (円/ha)												
	事業実施前 (現況)						事業実施後 (計画) (円/ha)						削減率
	労働費 ①	機械経費 ②	その他生産資材費 ③	営農経費 ④=①+②+③	労働費 ⑤	機械経費 ⑥	その他生産資材費 ⑦	営農経費 ⑧=⑤+⑥+⑦	労働費 ⑨	機械経費 ⑩	その他生産資材費 ⑪	営農経費 ⑫=⑨+⑩+⑪	
計													

- (4) 担い手の米の生産コスト  
担い手の米の生産コストを整理する。

現況生産コスト (円/60kg)	計画生産コスト (円/60kg)	事業実施後 (評価時点) (円/60kg)

※米の生産コストとは、資本利子や地代も含めた60kg当たりの全算入生産費（資本利子・地代全額算入生産費）のことを指す。

- (5) 高収益作物の割合  
作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合を整理する。

作物名	事業計画																						
	事業実施前 (現況)						事業実施前 (計画)						事業実施後 (評価時点)										
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ④=①×②× ③/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑧=⑤×⑥× ⑦/100	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) ⑧'=⑤'×⑥' ×⑦'/100											
計																							
主食用米を除いた 生産額 ⑨																							
高収益作物の 生産額 ⑩																							
作物生産額に占める 高収益作物の割合 ⑩/⑨																							

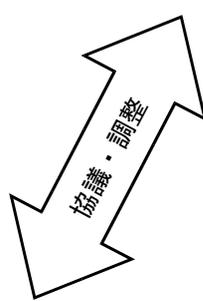
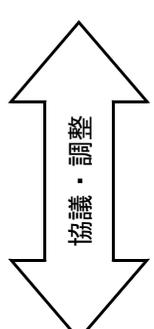
8. 推進体制整備計画  
 (担い手への農地の利用集積の促進及び地域の収益性の向上を図るための推進体制整備について、各段階の組織化及び活動内容等を記述するとともに組織図を作成する。)

(記入例)

〇〇地区事業推進体制図

〇〇推進チーム (設立年：〇〇年〇月)	
構成メンバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 〇〇県〇〇振興局〇〇課長</li> <li>・ 〇〇県農業改良普及センター〇〇課長</li> <li>・ 〇〇市〇〇課長</li> <li>・ 〇〇市農業委員会〇〇課長</li> <li>・ 〇〇土地改良区〇〇課長</li> <li>・ 〇〇農地中間管理機構〇〇課長</li> <li>・ 担い手</li> </ul>
目的及び内容	目的：事業推進及び事業効果の評価 ・ ・

〇〇事業〇〇推進部会 (設立年：〇〇年〇月)	
構成メンバー	
目的及び内容	目的：農地の利用集積及集団化の推進を図る



〇〇事業〇〇推進部会 (設立年：〇〇年〇月)	
構成メンバー	
目的及び内容	目的：地域の収益性向上を図る

9. 農業生産基盤整備計画																	
(1) 農業生産基盤整備計画																	
① 補助事業																	
事業名	地区名	地区名	事業主体	受益面積	概算総事業費	主	要	工	事	概	要	予定負担率(%)		前年度までの事業費	予工期	事業番号	
												市町村	農家				百万円
				ha	百万円	区画整理	整地工 暗渠工 客土工 畦畔除去工 用水パイプライン化 排水路暗渠化	ha、 ha、 ha、 ha、 ha	用水路工 排水路工 道路工 その他( )	L= L= L=( )	km km km ha	併せ事業		百万円			
② 国営事業																	
事業名	地区名	地区名	受益面積	総事業費	事業工期	前年度までの進捗率	当該区域内の施設等		進捗率	事業番号	備考						
							受益面積	施設の名称及び数量									
			ha	百万円		%	ha		%								

10. 農業経営高度化計画					
事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費(千円)	備考
(1) 指導事業					
(2) 調査・調整事業					
(3) 耕地利用高度化推進事業					
合計					

(別記様式第2号)

番 号  
年 月 日

集積・集団化等促進基盤整備計画  
変更報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 印

〇〇地区について、集積・集団化等促進基盤整備計画の変更を行ったので、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）の別紙1第7に基づき、下記資料を添付して報告します。

記

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積 (区画整理面積)	総事業費	備 考
			ha	百万円	

(別記様式第3号)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局 殿

〔北海道にあつては、北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名 印

### 達成状況報告

農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

### 記

1. 農用地集積状況
2. 農用地集団化状況
3. 収益性状況

〔※1. 農用地集積状況は、農業生産基盤整備事業に着手した年度から目標年度までの毎年度、進捗状況及び達成状況を調査し報告。  
※2. 農用地集団化状況は、完了年度及び目標年度に達成状況を調査して報告。  
※3. 収益性状況は、完了年度及び目標年度に達成状況を調査して報告。  
※ ただし、2及び3においては、完了年度の状況により目標達成が困難と認められる場合は、完了年度から目標年度までの毎年度報告すること。〕

1. 農用地集積状況

(1) 農地集積（農地の流動化）

【計画時】

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 経営等面積 (ha) B	農用地面積に占 める担い手への 利用集積率 (%) B/A
現況(a)			
1年度目			
2年度目			
3年度目			
4年度目			
5年度目			
対象事業完了時(b)			
目標			
b - a			

【事業着手年度から目標年度】

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 経営等面積 (ha) B	農用地面積に占 める担い手への 利用集積率 (%) B/A
現況(a)			
1年度目			
2年度目			
3年度目			
4年度目			
5年度目			
対象事業完了時(b)			
目標			
b - a			

(注) 1. 対象事業の各年度において実施要綱・要領で定義する要件を備えた担い手に係る数値を記入する。  
 2. 各年度及び対象事業完了時(b)の欄には、対象事業実施中の各年度及び完了時の数値を記入する。

2. 農用地の集団化状況

(1) 農用地集団化  
【計画時】

項目	農用地面積 (ha) ①	担い手の経営面積 (ha) ②	集団化面積 (ha) ③	集団化率 (%) ④=③/①	集団化面積 (ha) ⑤	集団化率 (ha) ⑥=⑤/②	備考
現況							
完了時							
目標							目標年度：令和〇〇年度

【完了年度・目標年度】

項目	農用地面積 (ha) ①	担い手の経営面積 (ha) ②	集団化面積 (ha) ③	集団化率 (%) ④=③/①	集団化面積 (ha) ⑤	集団化率 (ha) ⑥=⑤/②	備考
完了時							
目標							目標年度：令和〇〇年度

(2) 担い手別農用地集団化一覧

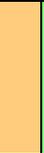
番号	担い手		面積 (ha)	地番	計画地目	集団化面積 (ha)	備考
	区分	積					
	①認定農業者						
	②認定新規就農者						
	③市町村構想水準達成者						
小計							
合計							

※一覧表は担い手別に整理する。

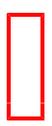
(3) 農用地集團化狀況図

農用地集團化狀況図 (現況)

	〇〇計画区域
	受益地
	集團化算定地域

凡 例	
彩色区分	担い手番号
	1
	2
	3
	4
	5

農用地集團化狀況図 (完了年度・目標年度)

	〇〇計画区域
	受益地
	集團化算定地域

凡 例	
彩色区分	担い手番号
	1
	2
	3
	4
	5

3. 収益性状況

(1) 販売額向上

① 作物生産額

受益地内で生産された作物の生産額を整理する。

【計画時】

作物名	事業計画						事業実施後 (評価時点)							
	事業実施前 (現況)			事業実施前 (計画)			面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円)	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円)
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円)	面積 (ha)	単収 (kg/10a)								
	①	②	③	$\frac{④=① \times ②}{③} \times \frac{⑧}{⑦} \times 100$	⑤	⑥	⑦	$\frac{⑧=⑤ \times ⑥}{⑦} \times 100$	⑧	⑨	⑩	⑪	$\frac{⑫=⑨ \times ⑩}{⑪} \times 100$	
計														

【完了年度・目標年度】

作物名	事業計画						事業実施後 (評価時点)							
	事業実施前 (現況)			事業実施前 (計画)			面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円)	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円)
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円)	面積 (ha)	単収 (kg/10a)								
	①	②	③	$\frac{④=① \times ②}{③} \times \frac{⑧}{⑦} \times 100$	⑤	⑥	⑦	$\frac{⑧=⑤ \times ⑥}{⑦} \times 100$	⑧	⑨	⑩	⑪	$\frac{⑫=⑨ \times ⑩}{⑪} \times 100$	
計														

※②加工品や6次化商品として出荷される作物分は、除く。  
 ※事業完了後の評価時点において複数の販売先 (JA、スーパー、直売所、インターネット等) がある場合は、それぞれの単価を用いることも可能。  
 ※単収及び単価は、評価直近年の値を用いることとするが、気象条件による異常値の場合はその限りではない。

②加工品や6次化商品の販売額  
 受益地内で生産された作物を利用して加工・販売している商品の販売額を整理する。  
 【計画時】

加工品名	販売額 (千円)		事業実施後 (評価時点) ⑪
	事業実施前 ⑨	事業実施後 (計画) ⑩	
計			

【完了年度・目標年度】

加工品名	販売額 (千円)		事業実施後 (評価時点) ⑪
	事業実施前 ⑨	事業実施後 (計画) ⑩	
計			

③その他販売額  
 上記①及び②以外で受益地内で生産された作物を利用して販売された販売額を整理する。  
 【計画時】

品名	販売額 (千円)		事業実施後 (評価時点) ⑭
	事業実施前 ⑫	事業実施後 (計画) ⑬	
計			

【完了年度・目標年度】

品名	販売額 (千円)		事業実施後 (評価時点) ⑭
	事業実施前 ⑫	事業実施後 (計画) ⑬	
計			

④販売額向上率  
【計画時】

①作物生産額		②加工品や6次化商品販売額		③その他販売額		販売額向上率 (%) ②1=(16)+(18)+②0)/(15+17+19)
事業実施前 (千円) ⑮=④	事業実施後 (千円) ⑯=⑧又は⑧'	事業実施前 (千円) ⑰=⑨	事業実施後 (千円) ⑱=⑩又は⑩1	事業実施前 (千円) ⑲=⑫	事業実施後 (千円) ⑳=⑬又は⑬4	

【完了年度・目標年度】

①作物生産額		②加工品や6次化商品販売額		③その他販売額		販売額向上率 (%) ②1=(16)+(18)+②0)/(15+17+19)
事業実施前 (千円) ⑮=④	事業実施後 (千円) ⑯=⑧又は⑧'	事業実施前 (千円) ⑰=⑨	事業実施後 (千円) ⑱=⑩又は⑩1	事業実施前 (千円) ⑲=⑫	事業実施後 (千円) ⑳=⑬又は⑬4	

(3) 生産コスト低減  
 生産コストは、効果算定マニュアルの営農経費節減効果（第6表）の算定方法に準じて整理する。  
**【計画時】**

作物名	事業計画（円/ha）													
	事業実施前（現況）					事業実施後（計画）（円/ha）					削減率 ⑨=1- ⑧/④			
	労働費 ①	機械経費 ②	その他生産資材費 ③	営農経費 ④=①+②+③	労働費 ⑤	機械経費 ⑥	その他生産資材費 ⑦	営農経費 ⑧=⑤+⑥+⑦	労働費 ⑨	機械経費 ⑩		その他生産資材費 ⑪	営農経費 ⑫=⑨+⑩+⑪	削減率 ⑬=1-⑫/ ④
計														

**【完了年度・目標年度】**

作物名	事業計画（円/ha）													
	事業実施前（現況）					事業実施後（計画）（円/ha）					削減率 ⑨=1- ⑧/④			
	労働費 ①	機械経費 ②	その他生産資材費 ③	営農経費 ④=①+②+③	労働費 ⑤	機械経費 ⑥	その他生産資材費 ⑦	営農経費 ⑧=⑤+⑥+⑦	労働費 ⑨	機械経費 ⑩		その他生産資材費 ⑪	営農経費 ⑫=⑨+⑩+⑪	削減率 ⑬=1-⑫/ ④
計														

- (4) 担い手の米の生産コスト  
担い手の米の生産コストを整理する。

【計画時】

現況生産コスト (円/60kg)	計画生産コスト (円/60kg)	事業実施後 (評価時点) (円/60kg)

【完了年度・目標年度】

現況生産コスト (円/60kg)	計画生産コスト (円/60kg)	事業実施後 (評価時点) (円/60kg)

※米の生産コストとは、資本利子や地代も含めた60kg当たりの全算入生産費（資本利子・地代全額算入生産費）のことを指す。

(5) 高収益作物の割合  
作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合を整理する。

【計画時】

作物名	事業計画														
	事業実施前（現況）					事業実施前（計画）					事業実施後（評価時点）				
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) $\frac{④=① \times ②}{③} \times 100$	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) $\frac{⑧=⑤ \times ⑥}{⑦} \times 100$	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) $\frac{⑧' = ⑤' \times ⑥'}{⑦'} \times 100$			
計															
主食用米を除いた 生産額⑨															
高収益作物の 生産額⑩															
作物生産額に占める 高収益作物の割合 ⑩/⑨															

【完了年度・目標年度】

作物名	事業計画														
	事業実施前（現況）					事業実施前（計画）					事業実施後（評価時点）				
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) $\frac{④=① \times ②}{③} \times 100$	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) $\frac{⑧=⑤ \times ⑥}{⑦} \times 100$	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	単価 (千円/t)	生産額 (千円) $\frac{⑧' = ⑤' \times ⑥'}{⑦'} \times 100$			
計															
主食用米を除いた 生産額⑨															
高収益作物の 生産額⑩															
作物生産額に占める 高収益作物の割合 ⑩/⑨															

## 8 参考資料

- (1) 農地中間管理事業管理耕作業務委託実施要領

## 農地中間管理事業管理耕作業務委託実施要領

公益社団法人ひょうご農林機構

### (趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人ひょうご農林機構（以下「機構」という。）が農地中間管理権を取得した、農地整備事業などが予定されている又は当該事業による換地処分が未完了の農用地を適正に管理するため、農地中間管理事業規程（以下「事業規程」という。）第5条に基づく業務の委託に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「管理耕作」とは、農用地で肥培管理等を行い農産物の生産を行うことにより管理する方法をいう。

### (委託業務の内容)

第3条 機構は、次に掲げる業務を委託するものとする。

- 一 別表に定める農作物の生産管理作業
- 二 前項の作業以外で農地を適正に管理する作業
- 三 地域の農業者と適切な役割分担の下に行う作業
- 四 生産・収穫された農産物の販売

### (委託先)

第4条 委託の相手方（以下「受託者」という。）は、農地中間管理事業の趣旨に即して、委託業務を適正かつ円滑に処理することができる者とする。

2 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ機構から書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### (委託に係る農用地)

第5条 業務を委託する農用地は、次に掲げる農用地とする。

- 一 農地整備事業などの工事が予定され、相当の期間、中間管理が必要となる農用地
- 二 農地整備事業などの工事が完了し、一時利用地指定通知されてから農用地利用配分計画による貸借権設定までの間、中間管理が必要となる農用地

### (委託契約)

第6条 機構は、業務を委託しようとするときは、あらかじめ受託者の同意を得るものとする。

2 業務委託契約は、別添参考様式「公益社団法人ひょうご農林機構農地中間管理事業管理耕作業務委託契約書」をもって契約するものとする。

### (委託料)

第7条 受託者は、第3条第四号に係る販売収入を業務に必要な経費に充当するものとし、

本業務委託に係る委託料はこれを求めない。

(契約期間)

第8条 業務を委託する期間は、次に掲げる期間で設定する。

- 一 第5条第一号に定める農用地の場合、契約締結の日から、農地整備事業などの工事が着工されるまでの期間
- 二 第5条第二号に定める農用地の場合、契約締結の日から、換地処分公告の日までの期間であって、5年を超えない期間

(実施状況等の報告)

第9条 機構は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、その他必要な事項について受託者に報告を求めることができる。

(委託業務の変更又は中止)

第10条 受託者は、委託業務内容の変更を行う必要が生じた場合又は委託業務を中止せざるを得ない事由が生じた場合は、速やかに機構と協議するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、委託契約及び委託業務の実施に必要な事項については、双方協議の上、定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年10月20日から適用する。

この要領は、令和2年3月5日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

別表

農作物	生産管理作業
① 水稻	耕起・代かき、田植え、稲刈り・脱穀等の一連の作業
② 麦・大豆	耕起・整地、播種、収穫等の一連の作業
③ その他の作目等	①及び②に準ずる一連の作業等

公益社団法人ひょうご農林機構農地中間管理事業管理耕作業務委託契約書

委託者公益社団法人ひょうご農林機構（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、別紙農用地の管理耕作業務委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、農地中間管理事業により借り入れた農用地を適正に管理するため管理耕作業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（業務の実施）

第2条 乙は、業務を農地中間管理事業管理耕作業務委託実施要領（以下「要領」という。）に基づいて履行しなければならない。

（委託料）

第3条 乙は、要領第3条第四号に係る販売収入を業務に必要な経費に充当するものとし、本業務委託に係る委託料はこれを求めない。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、令和 年 月 日とする。  
（業務の委託期間は、契約日から農地整備事業などの工事着工までの期間とする。）  
（業務の委託期間は、契約日から、農地整備事業などの換地処分公告の日までの期間とする。）

（作業中の事故等）

第5条 甲は本業務に係る作業中の事故等については、一切の責任を負わない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（状況の報告等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、業務の実施について、その状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

（解除等）

第8条 甲は、乙がこの契約の条項に違反したときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

(疑義の解決)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲と乙が署名または記名押印のうえ各自その1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 住 所  
氏 名 公益社団法人 ひょうご農林機構  
一農地中間管理機構一  
理事長 印

乙 住 所  
氏 名

※氏名又は代表者名は、自署又は記名押印するものとする

(別紙) 農用地一覧

No	農地の所在・地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )	農作物
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

(2) 農地中間管理機構関連農地整備事業対象農地の保全管理に  
関する協定書（案）

## 農地中間管理機構関連農地整備事業対象農地の保全管理に関する協定書（案）

公益社団法人ひょうご農林機構（以下「甲」という。）と〇〇市（以下「乙」という。）及び〇〇土地改良区（以下「丙」という。）は、農地中間管理機構関連農地整備事業を実施するに当たり、甲が農地中間管理権を取得した農地（以下「対象農地」という。）の保全管理に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、対象農地について、農地中間管理機構関連農地整備事業により工事が実施（着手届が提出）されるまでの間の農地の保全管理の内容等について定めることを目的とする。

### （内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、相互に連携して実施する。

- （1）甲は、対象農地について、耕作者等と管理耕作業務の委託契約を結び、農地の保全管理を図る。
- （2）乙は、甲が管理耕作業務の委託契約を結んでいない対象農地について、所有者等と調整を丙と協議の上行い、丙は必要な農地の保全管理を行う。

### （協定期間）

第3条 協定期間は、協定締結日から、農地中間管理機構関連農地整備事業により工事が実施（着手届が提出）されるまでとする。

### （協議）

第4条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙及び丙の3者による協議の上解決するものとする。

上記を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙が署名または記名押印のうえ、各1通ずつ保管する。

令和 年 月 日

甲 住 所  
氏 名 公益社団法人 ひょうご農林機構 理事長 印

乙 住 所  
氏 名

丙 住 所  
氏 名

※氏名又は代表者名は、自署又は記名押印するものとする

## 対象農地一覽

	所 在			地番	面積
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
合 計					

### (3) 検討会設置要領

- 農地管理事務所農地中間管理事業検討会設置要領 ..... 151
- 農地中間管理事業検討会設置要領(本社検討会設置要領) ..... 152

## 〇〇農地管理事務所農地中間管理事業検討会設置要領（例）

### （目 的）

第1条 この会は、管内における農地中間管理事業を円滑に推進するため、農用地集積・配分計画を協議、調整することを目的とする。

### （名称及び事務局の所在地）

第2条 この会は、〇〇農地管理事務所農地中間管理事業検討会（以下「事務所検討会」という。）と称し、事務局を〇〇農地管理事務所に置く。

### （構 成）

第3条 事務所検討会は、〇〇農地管理事務所副所長、〇〇土地改良センター農村整備課長、〇〇農業改良普及センター地域課長及び公益社団法人ひょうご農林機構の本社職員等（以下「構成員」という。）をもって構成する。

### （事務内容）

第4条 事務所検討会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）農用地集積・配分計画の検討に関すること。
- （2）重点推進対象の調整に関すること。
- （3）借受け農地等の基盤整備要望に関する連絡調整に関すること。
- （4）その他、第1条の目的達成のために必要な事項

### （運 営）

第5条 事務所検討会に会長1名を置く。

- 2 会長には〇〇農地管理事務所副所長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、事務所検討会を代表する。

### （会 議）

第6条 事務所検討会は、会長が召集する。

- 2 事務所検討会の開催に当たって、構成員が出席できない場合は、その構成員の所属する機関等の職員をもって、代理することができる。
- 3 会長は、必要があるときは、オブザーバーとして構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### （庶 務）

第7条 事務所検討会の庶務は、〇〇農地管理事務所課長（農地集約担当）で処理する。

### （そ の 他）

第8条 この要領に定めるもののほか、事務所検討会の運営について必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。  
一部改正 令和3年4月1日施行

## 農地中間管理事業検討会設置要領

### (目 的)

第1条 この会は、県内における農地中間管理事業を円滑に推進することを目的とする。

### (名称及び事務所の所在地)

第2条 この会は、農地中間管理事業検討会(以下「本社検討会」という。)と称し、事務局を公益社団法人ひょうご農林機構(以下「機構」という。)農地対策部農地活用課に置く。

### (構 成)

第3条 本社検討会は、機構農地対策部長、機構経営企画部長、機構農地対策部課長(農地集約推進担当)、兵庫県農政環境部農林水産局農業改良課普及活動支援班長、兵庫県農政環境部農林水産局農地整備課基盤整備班長(以下「構成員」という。)をもって構成する。

### (事務内容)

第4条 本社検討会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 重点推進対象の調整に関すること
- (2) 借受け農地等の基盤整備要望に関する連絡調整に関すること
- (3) その他、第1条の目的達成のために必要な事項

### (運 営)

第5条 本社検討会に会長1名を置く。  
2 会長には機構農地対策部長を充てる。  
3 会長は、会務を総理し本社検討会を代表する。

### (会 議)

第6条 本社検討会は、会長が召集する。  
2 本社検討会の開催に当たって、構成員が出席できない場合は、その構成員の所属する機関の関係職員をもって、代理出席することができる。  
3 会長は必要があるときは、オブザーバーとして構成員以外の者の出席を求め意見を聴取することができる。

### (庶 務)

第7条 本社検討会の庶務は、機構農地対策部農地活用課で処理する。

### (そ の 他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本社検討会の運営について必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要領は、平成26年7月9日から施行する。

一部改正 平成29年10月6日施行

一部改正 令和2年4月1日施行

一部改正 令和3年4月1日施行